

一般廃棄物処理基本計画
(第3次ごみ・生活排水処理基本計画書)

令和6年3月

白 石 町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画趣旨・目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間	3
第4節 適用範囲	3
第2章 地域概要	4
第1節 自然環境	4
1. 位置	4
2. 気候	5
第2節 社会環境	6
1. 人口及び世帯数	6
2. 市街地・集落等の動向	7
3. 産業	8
4. 水環境、水質保全	8
5. 観光	9
第3節 生活環境	10
1. 土地利用	10
2. 交通	10
第3章 上位計画・将来計画	11
第1節 ごみ処理の動向や現状	11
1. ごみ処理の動向	11
2. 本町の総合計画	14
3. 本町の廃棄物に関する条例	16
第4章 ごみ処理の状況・実績	17
第1節 ごみ処理の状況	17
1. ごみ処理の体制	17
2. ごみ処理の流れ	18
3. ごみ処理の現状	19
4. ごみ処理施設の状況	21
第2節 ごみ排出量の実績	23
1. ごみの排出量	23
2. 排出原単位の実績	24
第3節 ごみの減量化・再生利用の実績	26
1. 分別収集による資源化	26
2. 不燃・粗大ごみ処理施設（さが西部クリーンセンター）からの資源化	26
3. 可燃ごみ処理施設（さが西部クリーンセンター）からの資源化	26
4. 集団回収による資源化	27
5. 生ごみの堆肥化	27
第4節 ごみ処理の実績	28

1. 中間処理・最終処分	28
2. ごみ処理の経費	30
3. ごみ処理の課題	30
第5節 目標値等との比較	31
1. 前計画で設定した目標と達成状況	31
2. 全国・佐賀県の実績値	32
3. 県内他市町、類似市町との比較（一般廃棄物処理システム分析比較）	32
第5章 ごみ処理計画	37
第1節 ごみ処理の目標	37
1. 基本方針	37
第2節 人口及びごみ排出量の見込み	38
1. 人口及びごみ排出量の予測方法	38
2. 人口の予測	38
3. ごみ排出量の予測（排出抑制策を実施しない場合）	39
4. 排出原単位の予測（排出抑制策を実施しない場合）	40
第3節 ごみの減量計画	42
1. 排出量等の目標	42
2. ごみ排出量の予測（排出抑制策を実施した場合）	45
3. 排出原単位の予測（排出抑制策を実施した場合）	47
4. ごみ処理の予測	48
第4節 ごみ処理排出抑制計画	51
1. 排出抑制策	51
第5節 分別収集計画	55
1. 分別区分	55
2. 分別収集量	55
3. 分別収集及び再生利用の推進のための施策	56
4. プラスチック類の分別収集	56
第6節 ごみ処理計画	57
1. ごみ処理方法及びごみ処理主体	57
2. 収集・運搬計画	58
3. 中間処理計画	58
4. 最終処分計画	59
第7節 災害時のごみ処理計画	60
1. 災害廃棄物処理の共通事項	60
2. 廃棄物処理に係る防災体制の整備	60
3. 災害廃棄物処理計画	63
第8節 その他の計画	67
1. ごみ処理減量体制	67
2. 事業者の協力	67
3. 廃棄物再生事業者の協力	67
4. 不法投棄	67

第6章 生活排水処理の状況・実績	68
第1節 生活排水処理の状況	68
1. 生活排水処理の体制	68
2. 生活排水処理の体系	69
第2節 生活排水処理の実績	70
1. し尿・浄化槽汚泥の収集・処理の現状	70
2. 生活排水の処理方式別人口の動向と現状	70
3. 生活排水処理施設の整備状況	72
4. 生活排水処理の資源化	78
5. し尿・浄化槽汚泥処理の経費	78
6. 生活排水処理の課題	79
第7章 生活排水処理計画	80
第1節 生活排水処理の目標	80
1. 理念・目標	80
2. 基本方針	80
3. 水洗化・生活雑排水処理率の目標値	81
第2節 生活排水処理形態別人口等の予測	82
1. 処理形態別人口の予測	82
2. 生活排水処理施設の予測	83
3. し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測	85
4. 排出抑制計画	86
5. 収集・運搬計画	86
6. 中間処理計画	87
7. 最終処分計画	87
8. 資源化計画	88
第3節 災害時のし尿処理計画	89
1. 災害時に発生するし尿等の処理	89
第4節 その他の計画	95
1. 住民に対する広報・啓発活動	95
2. 地域に関する諸計画との関係	95
第8章 計画の進行管理	96

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画趣旨・目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定により、法定計画として位置づけられ、10年から15年先の長期計画を概ね5年ごとに改訂するほか、社会情勢の変化がある場合においても見直しを行うこととされています。

国際的には、2015年9月に国連持続可能な開発サミットが開催され、2030年に向けた具体的な行動指針である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)が採択され、廃棄物の発生防止、再生利用及び再利用による大幅な削減などの資源・廃棄物問題を含む取組目標が示されたところです。

国内では、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物処理法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下、「資源有効利用促進法」という。)の改正、各種リサイクル法の制定等、法整備が進められてきました。また、「第4次循環型社会形成推進基本計画」や「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)の制定が行われ、持続可能な社会に向けた総合的な取組みが進められています。

ごみ処理に関して、平成18年3月に白石町(以下「本町」という。)のごみ処理の中・長期的な基本方針を示す第1次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定しています。その後、平成28年3月に第2次一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「前期ごみ処理計画」という。)を策定しました。

前期ごみ処理計画では、計画目標年度を令和12年度(平成42年度)として、ごみの減量及び資源化に関する目標の達成を目指し、さまざまな施策に取り組んでいるところです。あわせて本町は、平成28年1月より佐賀県西部広域環境組合にてごみの広域化処理を開始し、ごみの減量化と地域環境への負荷の少ないごみ処理を進めています。

生活排水処理に関しては、平成18年度に第1次生活排水処理基本計画を策定し、白石町汚水処理整備構想の見直しに伴い、平成28年3月に第2次生活排水処理基本計画(以下「前期生活排水処理計画」という。)を策定しました。

本町を取り巻く一般廃棄物処理に関連する社会情勢が大きく変化していることから、前期ごみ処理計画及び前期生活排水処理計画の見直しを行い、ごみ処理及び生活排水処理を取りまとめ、今後15年間の新たな目標を定めると同時に、適正なごみ処理や生活排水処理を推進するための取組みを明らかにした「第3次一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、本町が長期的・総合的な視点に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまで適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものとして位置付けられています。また、生活排水処理についても、生活排水処理を維持するための基本方針等を定めるものとして位置付けられています。

国の法律・計画

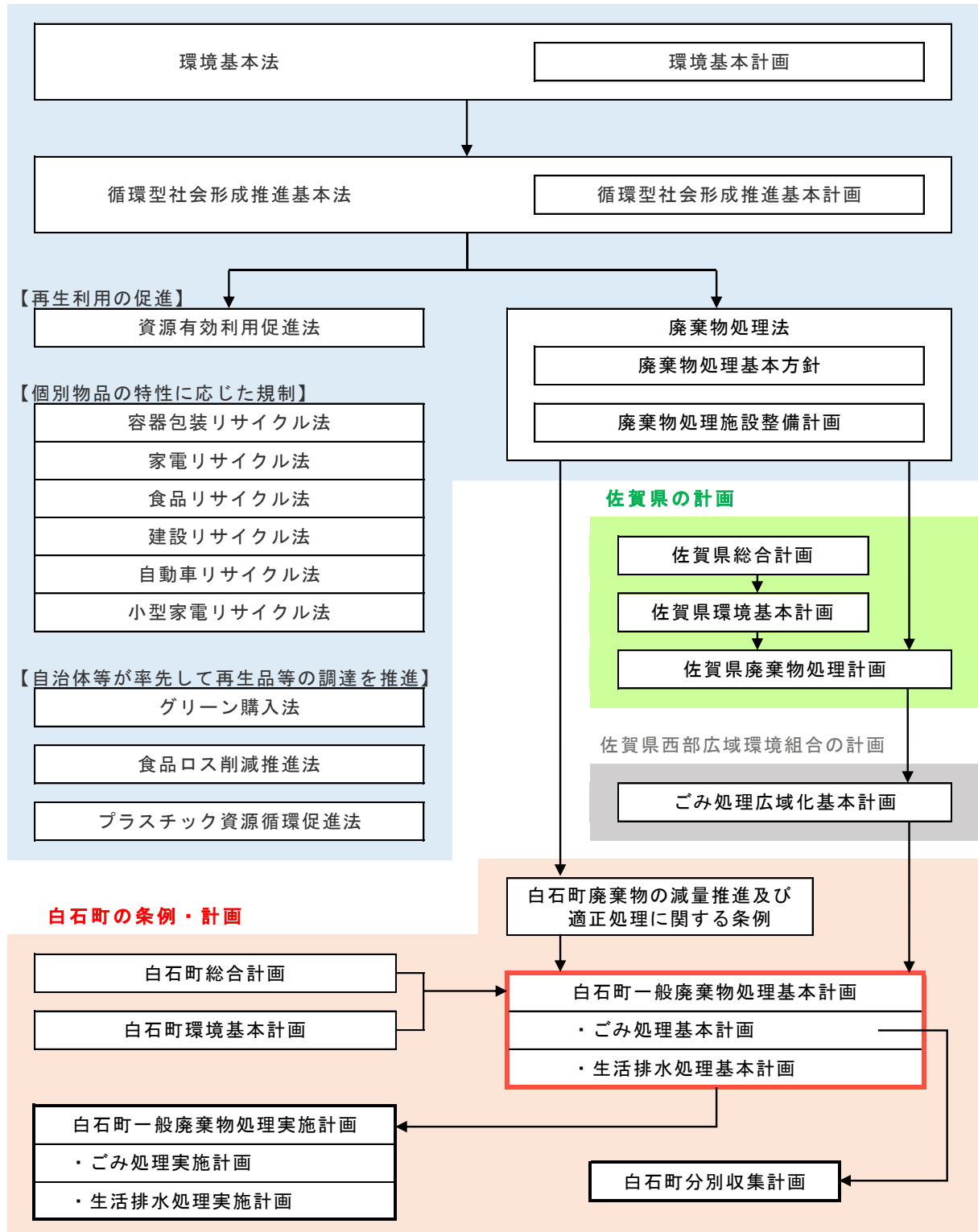


図 1-1 計画の位置付け

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和20年度の15年間とし、中間目標年度を令和10年度及び令和15年度とし、計画目標年度は令和20年度とします。

なお、計画策定から概ね5年毎に計画の見直しを行うこととしますが、社会情勢に大きな変化が生じた場合や廃棄物及びリサイクルに関する法律等の諸制度に大幅な変更が生じた場合は、必要に応じて適宜計画を見直すこととします。

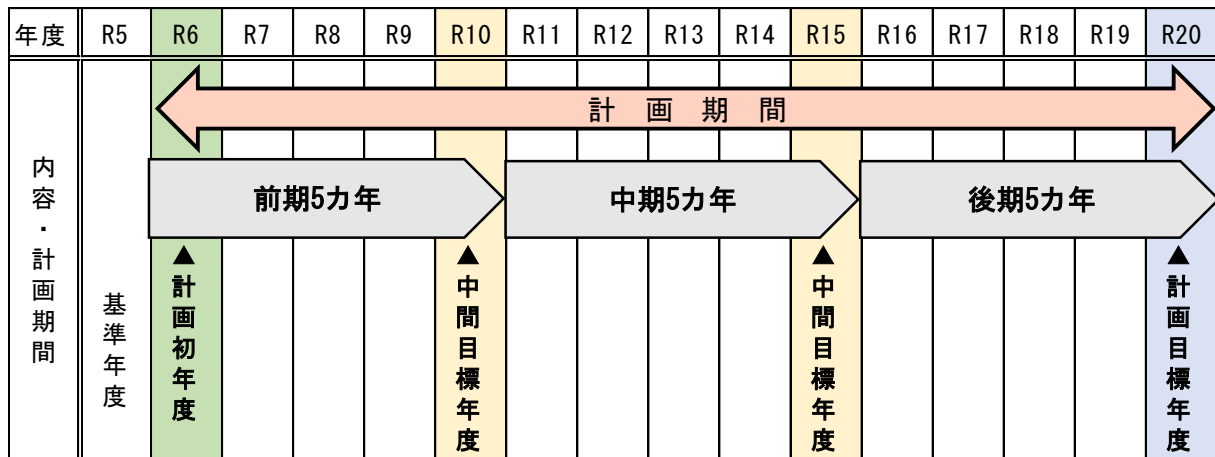


図 1-2 計画期間

第4節 適用範囲

本計画で対象とする廃棄物の範囲は、本町で発生する生活系ごみ、産業廃棄物以外の事業系ごみ及びし尿等とします。

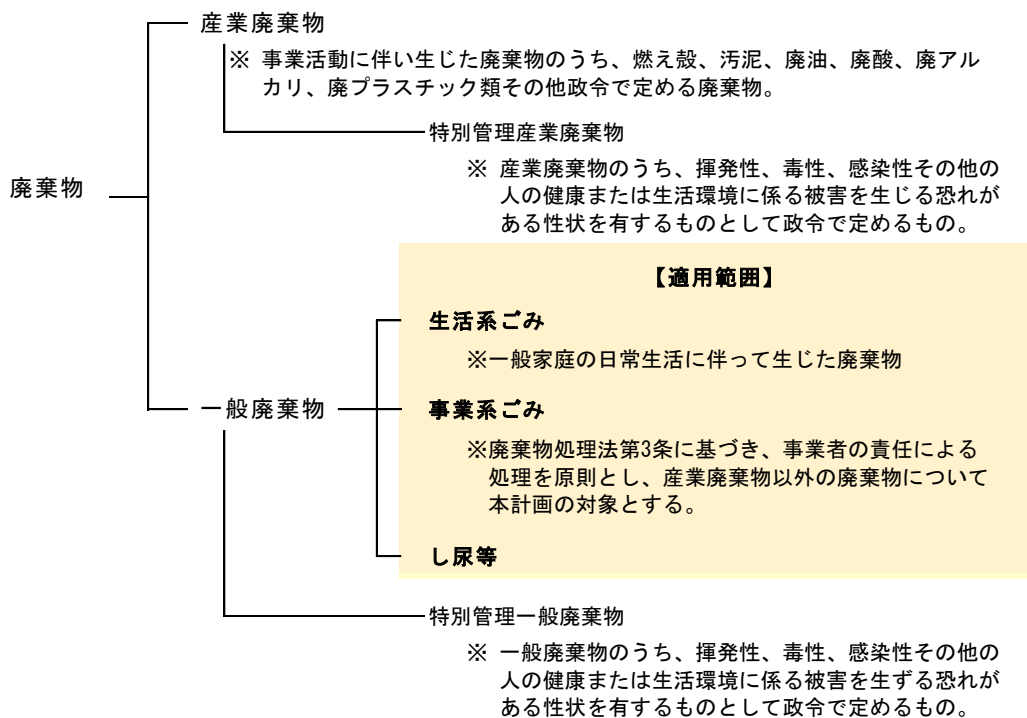


図 1-3 適用範囲

第2章 地域概要

第1節 自然環境

1. 位置

本町は、佐賀県の南西部、佐賀市中心部から25km圏内に位置し、北は六角川を境に大町町、江北町、小城市に、西は武雄市及び嬉野市に、南は塩田川を境に鹿島市に接し、東南部は有明海に面しています。

町西方の杵島山系から東方へ広がる広大な白石平野は、古く弥生時代から自然陸化し、中世より現代まで幾多の干拓事業で造成された土地です。特色としては粘質土壌で、本町の代表的な作物である玉ねぎ、レンコンをはじめとして米・麦、野菜、施設園芸等の農業好適地帯となっています。

また、六角川や塩田川をはじめとする川は、地域にうるおいを与えながら、宝の海とも言われる有明海に注いでいます。

本町は山と平野、川と海といった美しく個性豊かな自然が一体として揃っています。



図 2-1 位置図

2. 気候

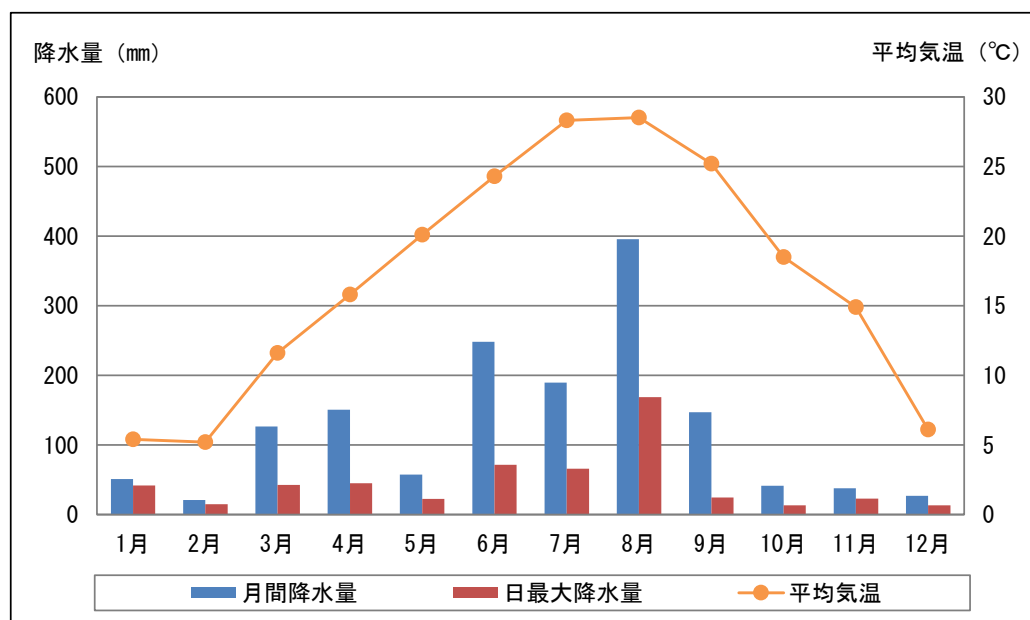
本町の気候は温暖な気候となっており、過去5年間の平均気温は16.5～17.1℃で、冬の平坦地は北西の季節風が北部山地を越えて吹き寄せるため寒気が感じられます。

降水量は夏期に多く冬期に少なくなっており、過去5年間の年間降水量は1,493mm～2,272mm範囲で推移しています。

表 2-1 平均気温及び降水量

年月	気温 (°C)			降水量 (mm)	
	日平均	日最高	日最低	合計	日最大
平成30年	16.5	21.6	11.9	1596.0	169.5
令和1年	16.7	22.0	12.1	1982.5	299.5
令和2年	16.6	21.8	12.0	2271.5	186.5
令和3年	17.1	22.4	12.4	2198.0	255.5
令和4年	17.0	22.2	12.4	1493.0	168.5
1月	5.4	10.8	0.5	51.0	42.0
2月	5.2	10.1	0.6	21.0	15.0
3月	11.6	17.4	6.3	126.5	42.5
4月	15.8	21.7	10.1	150.5	45.0
5月	20.1	25.8	14.9	57.5	22.5
6月	24.3	28.6	20.6	248.0	71.5
7月	28.3	32.7	24.8	189.5	66.0
8月	28.5	33.1	25.2	395.5	168.5
9月	25.2	30.2	21.4	147.0	24.5
10月	18.5	24.2	13.4	41.5	13.5
11月	14.9	21.1	9.3	38.0	23.0
12月	6.1	11.1	1.6	27.0	13.5

【資料：気象庁 HP（白石地域気象観測所）】



【資料：気象庁 HP（白石地域気象観測所）】

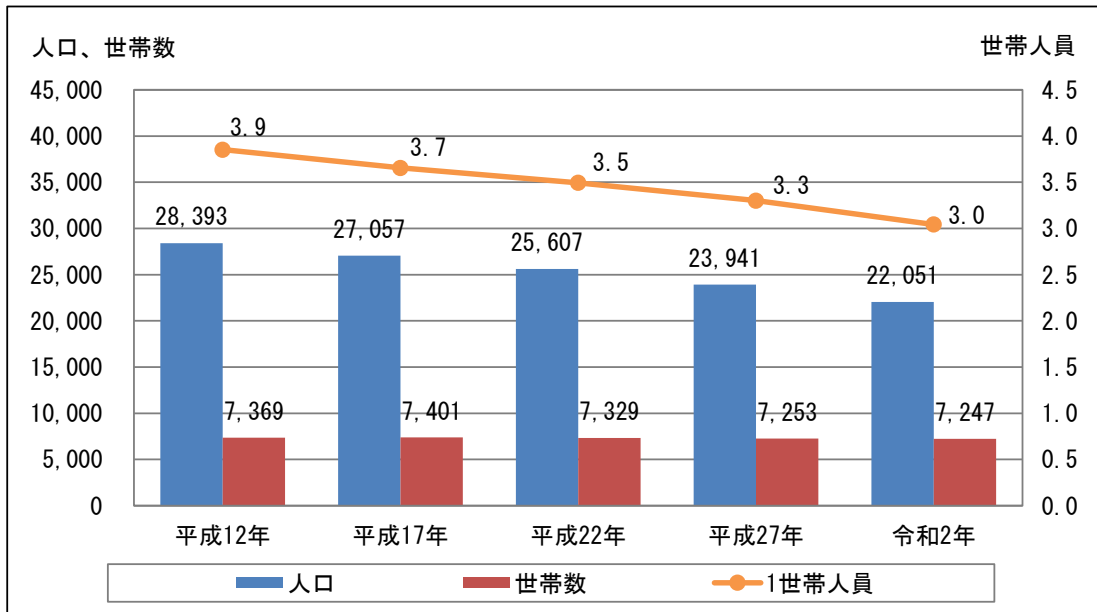
図 2-2 月別平均気温及び降水量（令和4年）

第2節 社会環境

1. 人口及び世帯数

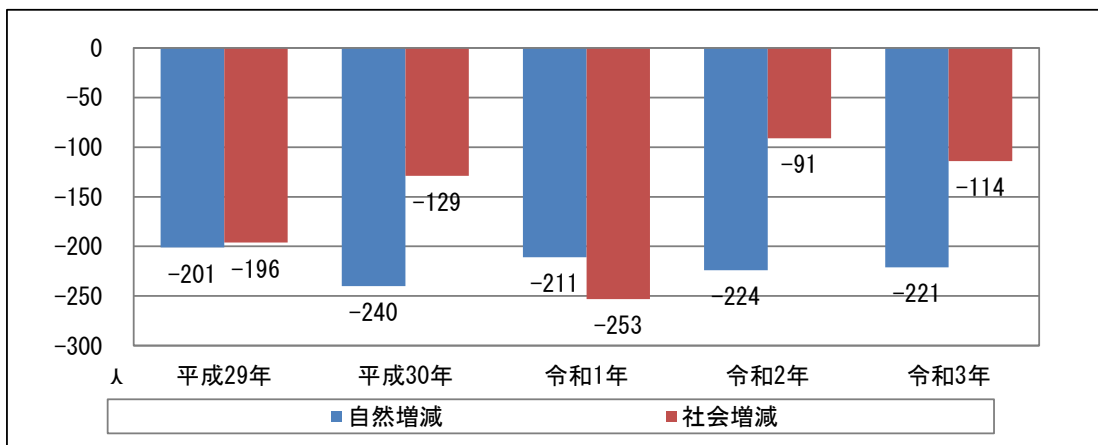
本町の人口は、平成12年に28,393人でしたが、令和2年では22,051人となっており、20年間で約6千人減少しています。

世帯数については、令和2年は7,247世帯となっており、平成12年と比べると約100世帯減少しています。なお1世帯あたりの世帯人数は平成12年から約1人減少し、3.0人となっています。



【資料：総務省「国勢調査」】

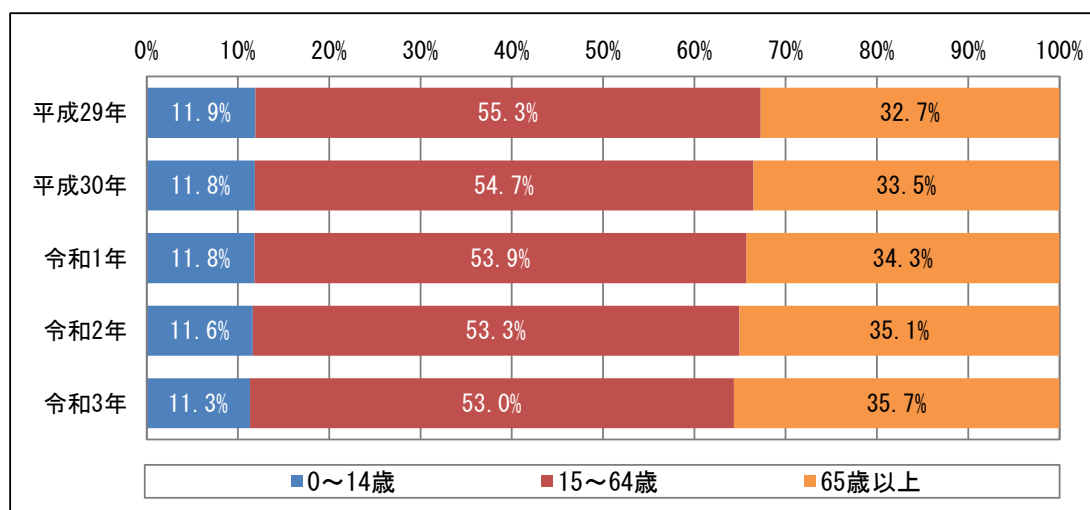
図 2-3 人口及び世帯数



【資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」】

図 2-4 人口動態の推移

年齢階層別人口割合は、0～14歳、15歳～64歳の割合が減少する一方、65歳以上の高齢者の割合が増加しています。こうした状況を踏まえると、高齢世帯が増加しているものと推察されます。



【資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」】

図 2-5 年齢階層別人口割合の推移

2. 市街地・集落等の動向

本町の地区別人口の5年間（平成30年度～令和4年度）の増減状況を見ると、いずれの地区も減少しています。減少人口が高い地区は福富地区で、5年間で348人減、減少率が最も高い地区は北明地区で、5年間で8.9%減となっています。

表 2-2 地区別人口の増減状況

単位：人

地区	H30	R1	R2	R3	R4	人口増減（H30-R4）	
						増減数	増減率
白石	3,141	3,105	3,120	3,082	3,062	-79	-2.5%
六角	2,264	2,243	2,239	2,223	2,170	-94	-4.2%
須古	2,354	2,296	2,241	2,191	2,155	-199	-8.5%
北明	3,354	3,263	3,179	3,130	3,057	-297	-8.9%
福富	4,682	4,592	4,489	4,438	4,334	-348	-7.4%
有明東	2,591	2,535	2,475	2,429	2,401	-190	-7.3%
有明西	2,397	2,363	2,356	2,347	2,303	-94	-3.9%
有明南	2,256	2,218	2,187	2,114	2,092	-164	-7.3%
合計	23,039	22,615	22,286	21,954	21,574	-1,465	-6.4%

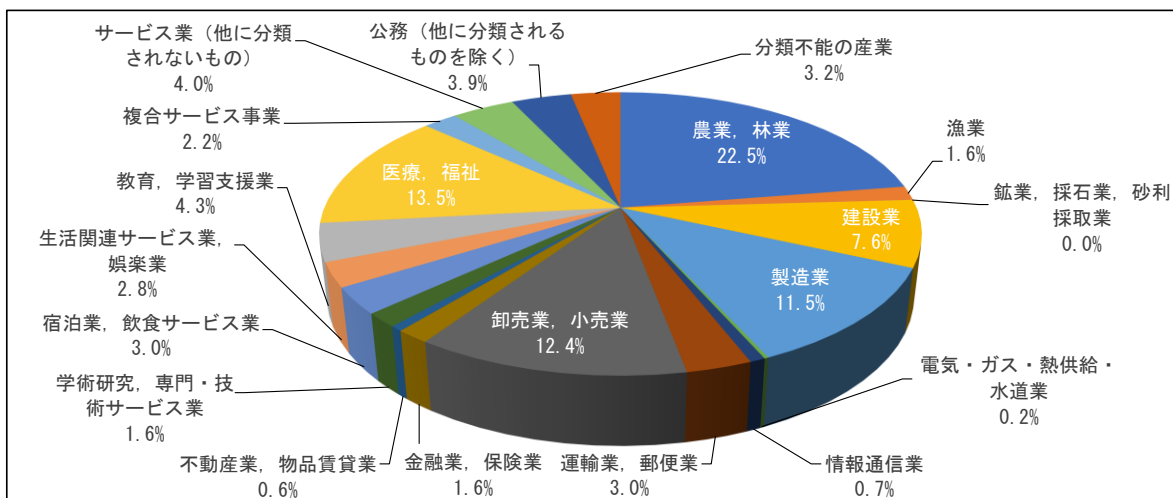
注) 年度末人口

【資料：本町資料】

3. 産業

本町の主な産業は、米・麦・野菜などを中心とする農業となっています。

産業大分類別の従業者数では、農業・林業の占める割合が22.5%と最も多く、次いで医療・福祉が13.5%となっています。



【資料：総務省「国勢調査（R2）」】

図 2-6 産業大分類別従業者割合（令和2年度）

4. 水環境、水質保全

(1) 水域の水質の状況

令和5年9月下旬（9月25日～26日）に白石町内の河川・水路（47地点）において水質検査を実施しました。

令和5年度は、参考とする環境基準（D類型）のうち、基準値のある4項目（pH、BOD、SS、D0）の全てが基準に適合したのは全検査地点47地点中、「32地点（約68%）」でした。

前年度（令和4年度）の検査では、4項目全てが基準に適合していたのは、今回と同様で47地点中、「32地点（約68%）」であり、数値上の水質としては前年度と同程度の結果となりました。

しかしながら、河川や水路の水質は、生活排水や農業排水の流入、検査前の気象状況などの影響を受けやすく、数値上だけでは一概に判断できないところもあります。これからも継続して水質改善に取り組むことが重要です。

(2) 水道水源の流域の状況

本町の水道事業は、令和2年度から佐賀西部広域水道企業団と本町を含む構成団体が統合され、佐賀西部広域水道企業団水道事業として経営されています。

水源は嘉瀬川の河川水で、嘉瀬川浄水場より用水供給を受け配水しています。嘉瀬川の現在の水質はおおむね良好で、浄水については水質基準を下回っており安全で良質な水といえます。

嘉瀬川は、その源を佐賀県佐賀市三瀬村の背振山系に発し、神水川、天河川、名尾川等の支川を合わせながら南流し、石井樋で多布施川を分派したのち、下流で祇園川を合わせて佐賀平野を貫流し、有明海に注ぐ、幹川流路延長57km、流域面積368km²の一級河川です。

平成 24 年 3 月には嘉瀬川ダムが完成し、嘉瀬川の治水や佐賀平野に対する水の供給に寄与しています。以前は主に農業利用の地下水採取による地盤沈下が問題となっていました。佐賀西部導水路（嘉瀬川ダムを水源とする水路）等の用水路建設により、安定的な農業用水が供給されるようになり、地盤沈下がおさまってきています。

(3) その他

佐賀県遺産にも認定されている縫ノ池は、地下水のくみ上げ量が急激に増えたことにより一度は枯渇しましたが、水道水や農業用水の取水を地下水から表流水に変更した結果、40 年ぶりに湧き水がよみがえりました。

池には透き通ったきれいな水が溜まり、フナやハヤが泳ぎ、地域のシンボルとして親しまれ、町内外から湧水を汲みに多くの人々が訪れています。川津地区では縫ノ池湧水会が発足され、地区の住民等が保全活動に取り組んでいます。

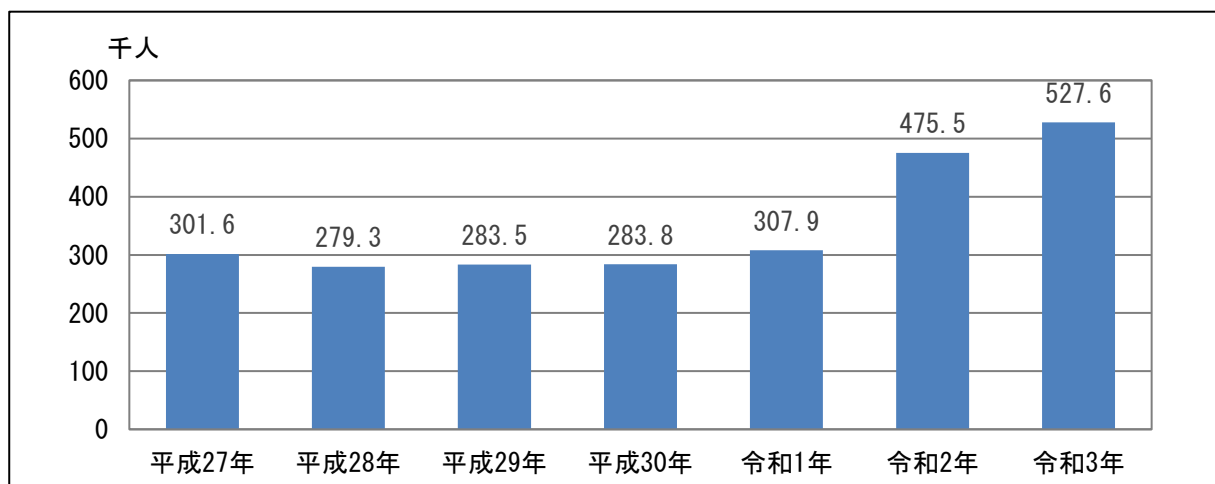
また本町東部の有明海は潮の干満の差が 7m 余りにも及ぶため、干潮時には遠浅で海底が泥土の海岸は一面の干潟となります。干潟では、珍しいムツゴロウやシオマネキ、シギ類、チドリ類等が生息しており、これらの生育・生息環境を保全することが必要です。

5. 観光

本町内には、縫ノ池の湧水、水堂安福寺の霊水など豊かな水資源を有しています。

歌垣公園では春には 7 万本のつつじが咲きほこり、また桜の里の林道沿いでは約 600 本の桜の帯が目を引き、佐賀県の景観百景にも選ばれており多くの人々が訪れています。

本町の観光客数は令和元年までは約 30 万人程度で推移していましたが、令和元年 6 月にオープンした「道の駅しろいし」などの影響もあり、令和 2 年度以降は増加しています。



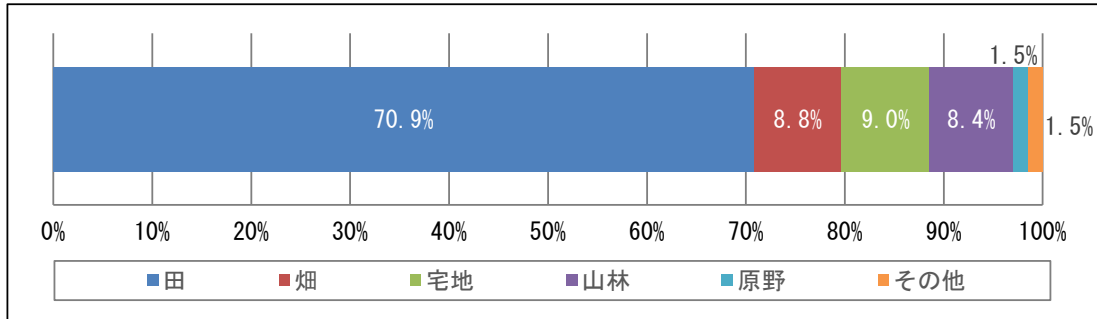
【資料：佐賀県観光客動態調査】

図 2-7 観光客数の推移

第3節 生活環境

1. 土地利用

本町における民有地の土地利用状況は、田が70.9%、畑が8.8%、宅地が9.0%となっています。田畑としての利用が多く、約80%を占めています。



【資料：佐賀県統計年鑑（令和3年版）】

図 2-8 民有地面積（令和2年1月1日）

2. 交通

本町の交通網は、本町の中心部を JR 長崎本線が縦断しており、並行して国道 207 号が南北に貫き、交通の動脈的な役割を果たしているほか、北西方向から有明海に面して国道 444 号が南方向で合流し、本町の交通移動を担っています。

長崎自動車道武雄北方 IC も近く、長崎方面へのアクセスも容易な圏域に位置しています。また、令和3年には有明海沿岸道路が本町の福富地域まで開通し、佐賀市方面へのアクセス時間が大幅に短縮されました。



図 2-9 交通網

第3章 上位計画・将来計画

第1節 ごみ処理の動向や現状

1. ごみ処理の動向

(1) 国の計画

国では、第四次循環型社会形成推進基本計画（以下、「第四次循環計画」という。）が平成30年6月に閣議決定され、食品ロス削減推進法が令和元年10月に、プラスチック資源循環促進法が令和4年4月にそれぞれ施行されています。

1) 第四次循環計画

「第四次循環計画」では、循環型社会形成に向けた取組みの中長期的な方向性及び各主体の役割を示しています。

中長期的な方向性として、「持続可能な社会づくりとの統合的取組み」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「循環分野における基盤整備」などの方向性が示され、持続可能な社会の実現を見据え、具体的な取組みを進めていくこととしています。

また、循環型社会を形成するためには、持続可能な社会の実現を見据え、循環型社会に至る中長期的な方向性を各主体が共有した上で、相互に連携・協働しながら自らの役割を果たしていくことが必要不可欠としています。

表 3-1 第四次循環計画（循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性）

中長期的な方向性	将来像	国の取組み
持続可能な社会づくりとの統合的取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ○環境の側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○廃棄物エネルギーの徹底活用 ○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開
多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等 ○災害に強い地域でコンパクトで強靱なまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域循環共生圏の形成に向けた施策 ○バイオマスの地域内での利活用
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ○第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」 	<ul style="list-style-type: none"> ○開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○素材別の取組

中長期的な方向性	将来像	国の取組み
適正処理の更なる推進と環境再生	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会 ○海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会 ○東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生 	<p>【適正処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安定的・効率的な処理体制の整備 ○廃棄物処理システムの地球温暖化対策・災害対策の強化 ○地域での新たな価値創出に資する廃棄物処理施設の整備 ○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○電子マニフェスト義務付け拡大 ○循環分野における環境産業全体の健全化、振興 <p>【環境再生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○空き家対策、空き店舗対策 <p>【東日本大震災からの環境再生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理、除去土壌等の減容・再生利用などの着実な実施 ○被災地の未来志向の復興創生
万全な災害廃棄物処理体制の構築	<p>自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会</p>	<p>【自治体レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理計画の策定 ○国民に対して自治体等が協力を得られるよう情報発信、コミュニケーションの場の設置を支援 <p>【地域レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域ブロック協議会の運営、行動計画の見直し ○共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催等 <p>【全国レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理実績を蓄積、情報プラットフォームを整備・運営 ○災害廃棄物処理の円滑化・高効率化・IT、人工衛星等の最新技術の活用 ○D. Waste-Net の体制強化、平時の取組の充実 ○災害時に拠点となる廃棄物処理施設の整備
循環分野における基盤整備	<p>適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界</p>	<p>【国際資源循環体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2016年「富山物質循環フレームワーク」等に基づき、資源効率性の向上や3Rの推進 ○「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の活動に協力、知見の共有 ○国内外で発生した二次資源について日本の環境先進技術を活かしつつりサイクルを適正に推進（パーゼル法の改正等） <p>【循環産業の海外展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「もったいない精神」を海外に紹介、モノを大切にすることを意識の向上 ○我が国の質の高い環境インフラについて、制度・システム・技術等をパッケージとして海外展開 ○日本の災害廃棄物対策ノウハウの提供、JICA等と連携した被災国支援スキーム

【資料：第四次循環計画】

表 3-2 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化に関する項目別
物質フロー指標（代表指標）と数値目標

指 標	目標数値	目標年次
1人1日当たりのごみ排出量	約 850 g/人・日	令和7年度
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	約 440 g/人・日	令和7年度
事業系ごみ排出量	約 1,100 万 t/年	令和7年度

【資料：第四次循環計画】

2) 食品ロス削減推進法

「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月に制定されました。国・地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減に取り組むことを目的としています。

食品ロス削減推進法に基づき令和2(2020)年3月に閣議決定した国の基本方針では、食品ロスを平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに半減させることを目標として定めています。また、区市町村には「食品ロス削減推進計画」策定の努力義務が課せられました。

3) プラスチック資源循環促進法

「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が令和3年6月に公布され、令和4年4月から施行されました。製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じようとするものです。

(2) 佐賀県の計画

佐賀県では、「第5次佐賀県廃棄物処理計画」が令和3年3月に策定されています。

第5次佐賀県廃棄物処理計画は、減量化の目標を、各種施策による取り組みや国の目標値を踏まえ、以下のように設定しています。

- ◎令和7年度のごみ総排出量を、平成30年度より約3.4%減の249千t以下。
- ◎令和7年度のリサイクル率を、平成30年度から約10ポイント増の22.1%以上。
- ◎令和7年度の1人1日当りごみ排出量を、848g/人・日以下。

表 3-3 減量化目標

項 目		平成30年度 実績	令和7年度 予測値	令和7年度 目標値
ごみ総排出量	千t	269	260	249
リサイクル率	%	20.1	20.3	22.1
最終処分量	千t	10	11	10
1人1日当りごみ排出量	g/人・日	889	889	848
1人1日当り家庭系ごみ排出量	g/人・日	542	542	500

【資料：佐賀県「第5次佐賀県廃棄物処理計画」】

2. 本町の総合計画

(1) 総合計画の概要

本町の総合的な計画として令和4年3月に第3次白石町総合計画（以下、「総合計画」という。）が策定されました。

総合計画では、第2次白石町総合計画にも示された基本理念を継承し、『人（人間）と大地（自然環境）が共生し、快適で豊かなうるおいを持つまちづくりを行い、さらに、人・モノ・情報の積極的な交流を深めることによって、ますます輝く豊穡のまち』を目指します。

表 3-4 第3次白石町総合計画の概要

計画名	第3次白石町総合計画 人と大地がうるおい輝く豊穡のまち	
策定年	令和4年3月	
計画期間	令和4年度～令和7年度	
人口推計	16,061人（令和22年）（白石町人口ビジョンによる）	
基本理念	『人（人間）と大地（自然環境）が共生し、快適で豊かなうるおいを持つまちづくりを行い、さらに、人・モノ・情報の積極的な交流を深めることによって、ますます輝く豊穡のまち』	
まちづくりの大綱		
人と大地が うるおい 輝く 豊穡のまち	1 ゆとりある快適な住みよいまち 【町の基盤整備】	(1) 生活基盤の充実 (2) 災害に強く安全・安心な生活環境の整備 (3) 体系的な交通網の整備・充実
	2 健やかで安心できるやさしいまち 【保健・福祉の充実】	(1) 子育て支援の充実 (2) 地域・高齢者・障がい者（児）福祉の充実 (3) 保健・医療体制の充実 (4) 社会保障の充実
	3 活気と魅力のある豊かなまち 【産業の振興】	(1) 農林水産業の振興 (2) 商工業の振興 (3) 観光の振興 (4) 新たな地域活力の創出
	4 個性豊かな人と文化を育むまち 【教育文化の向上】	(1) 個性豊かで優れた人材の育成 (2) 生涯学び楽しめる環境の充実 (3) 地域文化の伝承と新たな魅力の創出
	5 自然環境と共生するまち 【自然環境の保全】	(1) 緑の保全や創出 (2) 環境にやさしいまちづくり ■脱炭素社会・循環型社会の構築
	6 参加と協働で築く町民主体のまち 【町民参加・町民協働】	(1) 参加と協働の促進 (2) 人権の尊重と男女共同参画の推進 (3) 健全な行財政運営の推進

出典：第3次白石町総合計画

(2) ごみ処理に関する施策

ごみ処理に関する施策は以下のとおりです。

5. 自然環境と共生するまち【自然環境の保全】

(2) 環境にやさしいまちづくり

■脱炭素社会・循環型社会の構築

目指すべき方向

自然との共生と適正な資源循環に努め、町民、事業者、行政が互いに協力して環境保全活動を実践する等、環境にやさしい持続可能なまちづくりを進めます。

主な取組み

○ 脱炭素社会への取組

脱炭素社会構築に向けた体制づくりを行います。また、家庭や事業活動における省エネルギー行動を推進します。

○ 循環型社会への取組

適正分別収集によるリサイクル・ごみの減量化を推進し、循環型社会の形成に取り組めます。

○ 環境問題への意識啓発

町民や事業所向けの環境学習や講座を行い環境教育や環境保全に関する啓発活動を推進します。また、町民と事業者が一体となった環境美化活動を推進します。

表 3-5 成果指標

指 標	単 位	現状値	目標値 (R7)
1人1日当たりのごみの排出量	g/人・日	716 (R2)	615
リサイクル率	%	19.0 (R2)	20.0
「省エネルギー・新エネルギーの推進」の満足度	%	4.9 (R3)	15
温室効果ガス総排出量	kg-co2	1,951,528 (R1)	1,853,951
脱炭素社会・循環型社会に関する講座の開催	回/年	1 (R3)	2

※1人1日当たりのごみの排出量は、令和2年9月末時点の人口をもとに算出したものです。

出典：第3次白石町総合計画

(3) 生活排水処理に関する施策

生活排水処理に関する施策は以下のとおりです。

1. ゆとりある快適な住みよいまち【町の基盤整備】

(1) 生活基盤の充実

目指すべき方向

安全で安心な水道水の安定供給を担う佐賀西部広域水道企業団と連携を図ります。また、生活環境の改善及び公衆衛生向上のため、下水道整備、合併浄化槽の設置、下水道への接続を推進します。

主な取組み

- 上水道の安定供給
安全で安心な水道水の安定供給を担う佐賀西部広域水道企業団と連携を図ります。
- 下水道施設の計画的な整備
下水道施設の計画的な整備・維持管理と機器更新による長寿命化を図り、下水道事業経営の健全化を行います。
- 水洗化率向上のための推進
下水道への接続や合併浄化槽の設置について、今後も出前講座や広報紙・回覧・ホームページ等を活用し、推進します。

表 3-6 成果指標

指 標	単 位	現状値	目標値 (R7)
「生活排水処理施設の整備(下水道・浄化槽)」の満足度	%	22.4 (R3)	30.0
合併浄化槽の普及率(浄化槽設置推進区域内)	%	49.5 (R2)	55.7

出典：第3次白石町総合計画、本町資料

3. 本町の廃棄物に関する条例

本町では平成17年1月1日に、廃棄物の発生を抑制するとともに廃棄物の適正な分別、保管、収集・運搬、再生、処分等の処理をし、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって町民の健康で快適な生活環境を確保することを目的として、「白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例」を定めました。

第4章 ごみ処理の状況・実績

第1節 ごみ処理の状況

1. ごみ処理の体制

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

本町のごみ処理の体制は以下に示すとおりです。

表 4-1 生活系ごみの処理体制

ごみの区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
もえるごみ	町（委託） 排出者 許可業者	佐賀県西部 広域環境組合 (さが西部クリーンセンター)	有田町 (クリーンパーク有田)
もえないごみ			
粗大ごみ			
資源ごみ（収集資源） カン、ビン、ペットボトル、 蛍光灯、電池、剪定枝葉	町（委託）	町（委託）	—
集団回収（回収資源） 紙類、古布	町（指定）	指定業者 (買取業者)	—

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

事業活動に伴って排出される一般廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理を行うことを原則としますが、生活系一般廃棄物の収集方式に合わせて排出する事業系一般廃棄物は、町が処理を行うものとします。

また、生活系一般廃棄物の収集方式に合わせて排出が困難な場合又は収集に支障をきたす場合は、下記のとおり処理を行います。

表 4-2 生活系一般廃棄物の収集方式に合わせて排出が困難な場合又は収集に支障をきたすごみの処理体制

ごみの区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
もえるごみ もえないごみ 粗大ごみ	許可業者 又は個人持込	佐賀県西部 広域環境組合 (さが西部クリーンセンター)	有田町 (クリーンパーク有田)

なお、佐賀県西部広域環境組合で処理できないものは、民間の処理施設で処理する。

2. ごみ処理の流れ

本町管内から排出されるもえるごみ、もえないごみや粗大ごみは、佐賀県西部広域環境組合が管理するさが西部クリーンセンターで焼却や破碎選別処理後に溶融されメタルとスラグに減容されます。溶融飛灰については有田町のクリーンパーク有田（最終処分場）にて埋立処分されています。処理後に回収された資源物は業者に引き渡されリサイクルされています。

ペットボトル、カン、ビン、蛍光管、電池、剪定枝葉の資源ごみは、民間施設にて処理を行い資源化しています。紙類、古布は集団回収で収集後、民間業者により資源化を行っています。

また、専ら再生品（鉄くず、古紙、古布、リターナブルビン）については、民間事業者による回収も行われています。

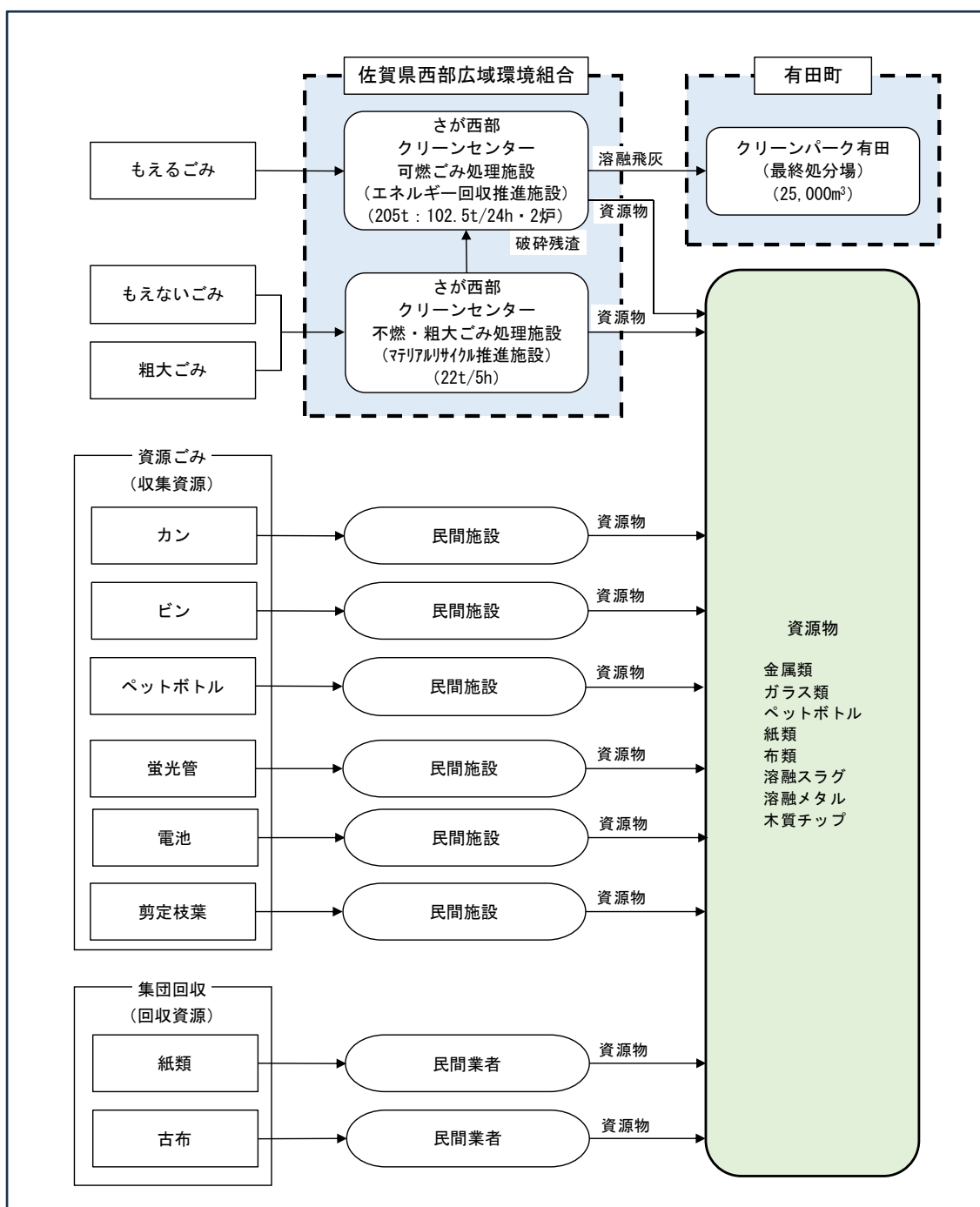


図 4-1 ごみ処理の流れ

3. ごみ処理の現状

(1) ごみの分別区分

本町におけるごみの分別区分は、「もえるごみ」、「もえないごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」の4種分別に分かれており、資源ごみについては、「段ボール」、「紙箱」、「新聞」、「書籍・雑誌・雑がみ類」、「古布」、「カン」、「ビン」、「ペットボトル」、「蛍光管」、「電池」、「剪定枝葉」の11品目に分別されます。

表 4-3 収集ごみの分類区分

分別種類	具体的な品目
もえるごみ	生ごみ、紙くず、木製品、ゴム、ビニール製品、皮・革製品 など
もえないごみ	金属、陶器・磁器、ガラス製品、小型家電品 など
粗大ごみ	2m×1.5m×1m未満、重さ40kg 以下のもの
資源ごみ（収集資源）	
カン	飲料用、食品類（油もの以外）のカン
ビン	飲料用、食品類（油もの以外）のビン
ペットボトル	ペットマークがついているもの
蛍光管	蛍光管
電池	乾電池、小型充電式電池、モバイルバッテリー等
剪定枝葉	剪定枝葉
集団回収（回収資源）	
紙類	
段ボール	段ボール
紙箱	紙製の容器包装
新聞	新聞・チラシ
書籍・雑誌・雑がみ類	書籍・雑誌・雑がみ類
古布	衣類、シーツ、綿毛布、カーテン

(2) 収集運搬

本町管内で排出される家庭ごみの排出方法等は統一されています。もえるごみ及びもえないごみやカン、ビン、ペットボトルは指定袋制度、粗大ごみはシール制度を導入しています。古紙は紙ひもで十字に縛って、古布は透明のビニール袋で排出しています。蛍光管や電池については、庁舎等で拠点回収を行っています。また、剪定枝葉はシール制度で町が指定した敷地への持ち込みとなっています。

表 4-4 排出方法・排出場所・収集頻度

分別種類	排出方法	排出場所	収集頻度
もえるごみ	指定袋	ごみステーション	週2回／委託
もえないごみ	指定袋	ごみステーション	月1回／委託
粗大ごみ	シール	各集積回収場所	月1回／委託
資源ごみ（収集資源）			
カン	指定袋	ごみステーション	月1回／委託
ビン	指定袋	ごみステーション	月1回／委託
ペットボトル	指定袋	ごみステーション	月1回／委託
蛍光管	回収ボックス	庁舎等の拠点回収	随時
電池	回収ボックス	庁舎等の拠点回収	随時
剪定枝葉	シール	町が指定した敷地	年2回 夏・秋／委託
集団回収（回収資源）			
紙類	段ボール	資源回収場所	月1回／委託
紙類	紙箱		
紙類	新聞		
紙類	書籍・雑誌・雑がみ類		
古布	透明のビニール袋	資源回収場所	月1回／委託

※収集の年間回数、時期については変更となる場合があります。

(3) 処理しないごみ

本町において処理しないごみは以下のとおりです。

表 4-5 対象外廃棄物

区 分	処理・処分先
家電リサイクル法 適 用 物	・家電リサイクル法に基づき、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンについては、販売店等引き取りとする。又は、郵便局でリサイクル料金を払い、指定引き取り場所へ直接持ち込む。
パ ソ コ ン	・資源有効利用促進法に基づき、製造メーカー等による引取・資源化を行う。又は、国の認定事業者の宅配便による無料自宅回収を利用する。
自 動 車	・自動車リサイクル法に基づき、製造メーカー等による引取・資源化を行う。
その 他 本 町 が 収 集 ・ 処 理 を 行 わ ない も の	・以下に示す品目については、販売業者などの引き取りとする。 タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、コンクリート製品、レンガ、瓦、土石類、灰、建築廃材、農薬、大型農機具、農業用廃ビニール、漁網、海苔網、廃油や塗料等中身の入った容器類、車の部品、その他

4. ごみ処理施設の状況

(1) 中間処理施設

本町のもえるごみ、もえないごみ、粗大ごみは、さが西部クリーンセンターで中間処理を行っています。

表 4-6 中間処理施設

施設名称	さが西部クリーンセンター（可燃ごみ処理施設）
所在地	伊万里市松浦町山形5092番地4
事業主体	佐賀県西部広域環境組合
建設年月日	着工：平成24年10月 竣工：平成27年12月
処理能力	約205t/日 102.5t/24h×2炉（2系統）
処理方式	ガス化熔融方式（シャフト炉式）
一日の稼働時間	24時間
処理対象	もえるごみ及びもえないごみ・粗大ごみの破碎残渣
熱回収	発電 約3,900kW

施設名称	さが西部クリーンセンター（不燃・粗大ごみ処理施設）
所在地	伊万里市松浦町山形5092番地4
事業主体	佐賀県西部広域環境組合
建設年月日	着工：平成24年10月 竣工：平成27年12月
処理能力	22 t /日、併用施設
一日の稼働時間	5時間
処理対象	もえないごみ、粗大ごみ
処理方式	破碎、選別

(2) 最終処分施設

さが西部クリーンセンターから処理の過程で発生する溶融飛灰は、有田町のクリーンパーク有田で埋立処理を行っています。

表 4-7 最終処分施設

施設名称	クリーンパーク有田（最終処分場）
所在地	有田町戸杓乙3381番地1
事業主体	有田町
埋立場所	山間
埋立対象物	焼却残渣（溶融飛灰）
埋立開始年月	平成18年4月
埋立面積	6,000㎡
埋立容量	25,000㎡
残余容量	9,294.6㎡（令和5年度実施計画より）
浸出水処理能力	30㎡/日
浸出水処理方式	前処理＋カルシウム除去＋生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着

第2節 ごみ排出量の実績

1. ごみの排出量

本町の年間ごみ排出量は、家庭から排出される生活系ごみは令和2年度までは増加傾向でしたが、令和3年以降は減少傾向を示しており、令和4年度では平成30年度に対し24t(0.5%)減少しています。事業所から排出される事業系ごみは減少傾向を示しており、令和4年度では平成30年度に対し82t(12.7%)減少しています。生活系ごみと事業系ごみの排出量の合計は、令和4年度では平成30年度に対し106t(1.9%)減少しています。

集団回収は減少傾向を示しており、令和4年度では平成30年度に対し89t(30.2%)減少しました。集団回収を含むごみの総排出量は、令和4年度では平成30年度に対し195t(3.4%)減少しています。

表 4-8 ごみ排出量の実績

項 目		単位	H30	R1	R2	R3	R4	
行政区域内人口（年度末人口）		人	23,039	22,615	22,286	21,954	21,574	
生活系	もえるごみ	収集	t/年	3,971	4,038	3,987	3,939	3,880
		直接搬入	t/年	22	22	35	38	32
		小計	t/年	3,993	4,060	4,022	3,977	3,912
	もえないごみ	収集	t/年	249	251	267	240	203
		直接搬入	t/年	29	41	55	58	48
		小計	t/年	278	292	322	298	251
	粗大ごみ	収集	t/年	92	103	129	126	103
		直接搬入	t/年	212	240	317	328	323
		小計	t/年	304	343	446	454	426
	資源ごみ （収集資源）	収集	t/年	234	234	212	228	196
		直接搬入	t/年	0	0	0	0	0
		小計	t/年	234	234	212	228	196
計		t/年	4,809	4,929	5,002	4,957	4,785	
事業系	もえるごみ	収集	t/年	562	597	535	574	527
		直接搬入	t/年	61	37	60	24	19
		小計	t/年	623	634	595	598	546
	もえないごみ	収集	t/年	0	0	0	0	0
		直接搬入	t/年	4	2	6	1	0
		小計	t/年	4	2	6	1	0
	粗大ごみ	収集	t/年	0	0	0	0	0
		直接搬入	t/年	19	10	15	15	18
		小計	t/年	19	10	15	15	18
	計		t/年	646	646	616	614	564
	合計		t/年	5,455	5,575	5,618	5,571	5,349
	排出量	生活系ごみ	t/年	4,809	4,929	5,002	4,957	4,785
資源ごみを含む		g/人・日	571.87	595.50	614.92	618.60	607.66	
資源ごみを除く		g/人・日	544.04	567.23	588.86	590.15	582.77	
事業系ごみ		t/年	646	646	616	614	564	
		t/日	1.77	1.77	1.69	1.68	1.55	
計（生活系+事業系）		t/年	5,455	5,575	5,618	5,571	5,349	
	g/人・日	648.69	673.55	690.65	695.23	679.28		
集団回収（回収資源）		t/年	295	277	258	234	206	
総排出量 （生活系+事業系+集団回収）		t/年	5,750	5,852	5,876	5,805	5,555	
		g/人・日	683.77	707.01	722.37	724.43	705.44	

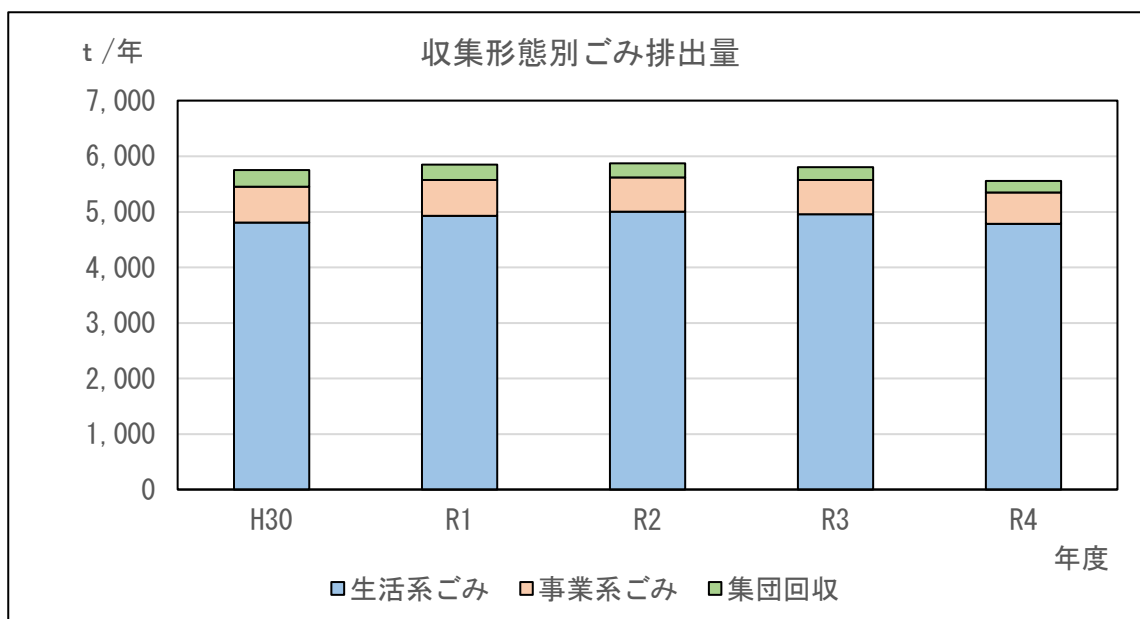


図 4-2 収集形態別ごみ排出量の実績

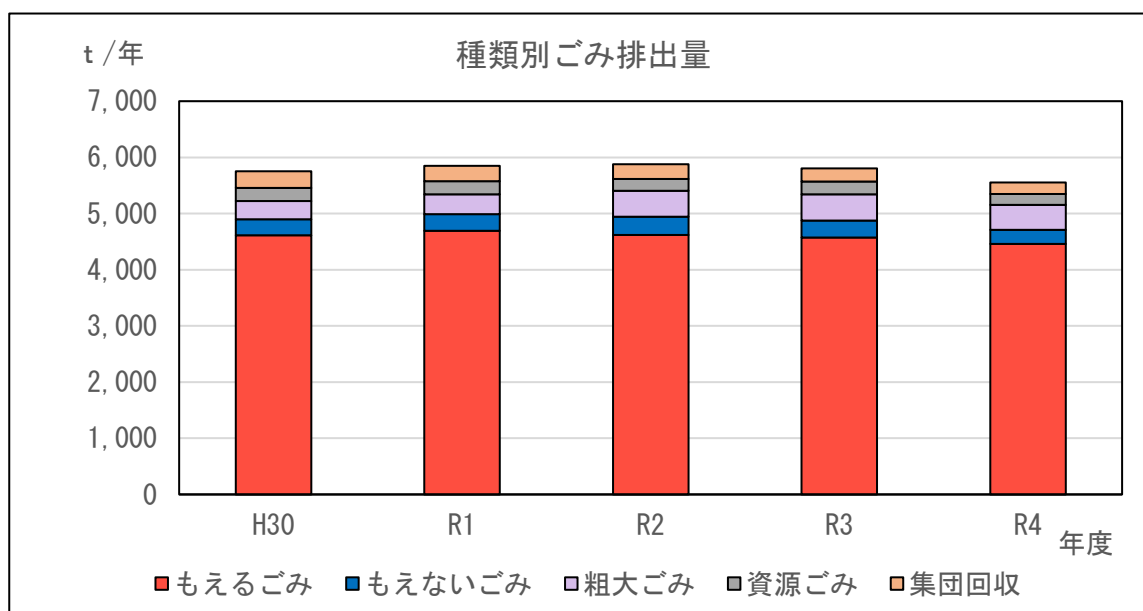


図 4-3 種類別ごみ排出量の実績

2. 排出原単位の実績

生活系ごみ排出原単位（資源ごみを含む）は、令和3年度までは増加傾向を示していましたが、令和4年度は若干減少しました。令和4年度では平成30年度に対し36g/人・日（6.3%）増加しています。

事業系ごみ排出原単位は、減少傾向を示しています。令和4年度では平成30年度に対し0.3t/日（16.7%）減少しています。

総ごみ排出原単位（集団回収含む）は、生活系ごみと同様に、令和3年度までは増加傾向を示していましたが、令和4年度は若干減少しました。令和4年度では平成30年度に対し21g/人・日（3.1%）増加しています。

表 4-9 排出原単位の実績

項目	単位	H30	R1	R2	R3	R4
生活系ごみ	g/人・日	571.87	595.50	614.92	618.60	607.66
事業系ごみ	t/日	1.77	1.77	1.69	1.68	1.55
集団回収	g/人・日	35.08	33.47	31.72	29.20	26.16
総排出量	g/人・日	683.77	707.01	722.37	724.43	705.44

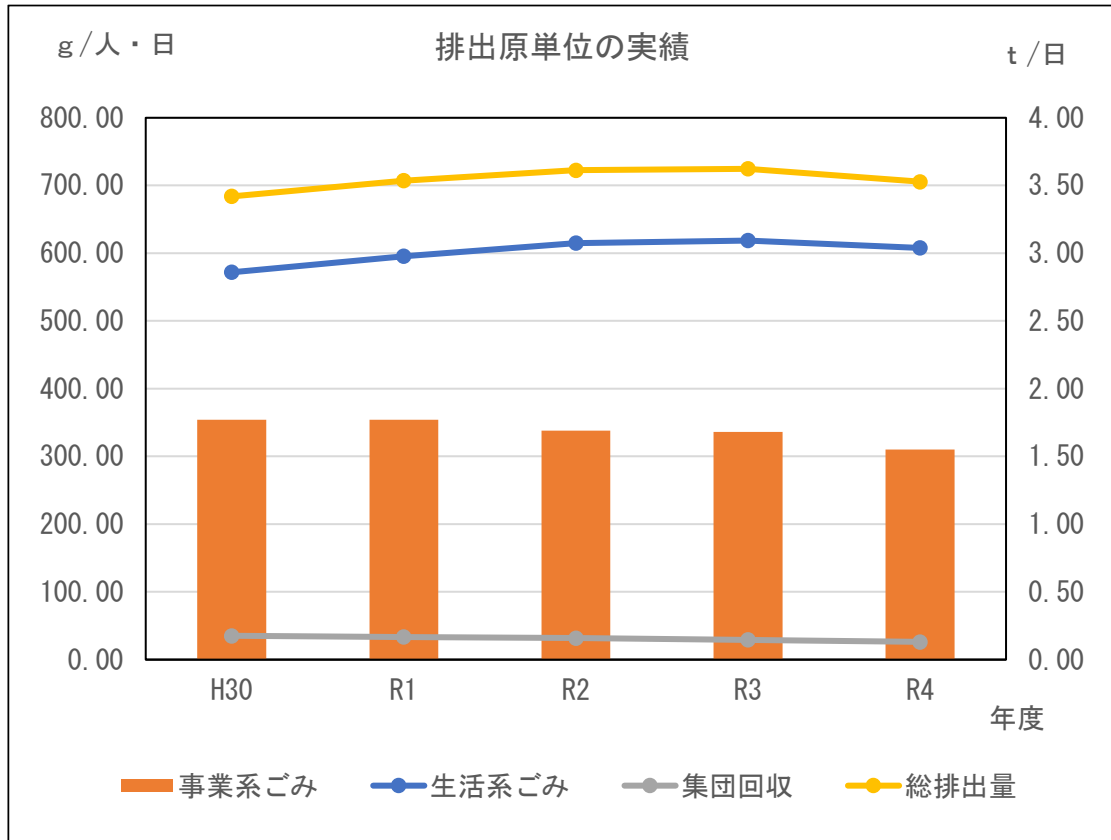


図 4-4 排出原単位の実績

第3節 ごみの減量化・再生利用の実績

1. 分別収集による資源化

本町では、収集した資源ごみを民間施設で選別等の処理を行った後、資源化しています。令和3年度までは、概ね230t/年前後で横ばい推移していましたが、令和4年度は剪定枝葉の減少により200t未満になりました。

表 4-10 分別収集による資源化量（資源ごみ）の実績

単位：t/年

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
金属類	16	16	18	18	17
ビン	82	77	81	78	77
ペットボトル	33	33	34	34	35
蛍光管・電池	9	8	10	11	9
剪定枝葉	94	100	69	87	58
合計	234	234	212	228	196

2. 不燃・粗大ごみ処理施設（さが西部クリーンセンター）からの資源化

さが西部クリーンセンターの不燃・粗大ごみ処理施設では、もえないごみと粗大ごみを破碎・圧縮・選別等の処理を行い、金属類の回収を行っています。回収された金属類は、概ね75t/年前後で推移しています。

表 4-11 不燃・粗大ごみ処理施設からの資源化量の実績

単位：t/年

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
金属類	73	68	77	76	76

3. 可燃ごみ処理施設（さが西部クリーンセンター）からの資源化

さが西部クリーンセンターの可燃ごみ処理施設では、焼却処理後、溶融スラグ、溶融メタルの回収を行っています。回収された資源物は、500t/年前後で推移しています。

溶融スラグはゴルフ場の目土やアスファルト改良材として、溶融メタルは工事用機械の重り（カウンターウェイト）として有効活用しています。

表 4-12 可燃ごみ処理施設からの資源量の実績

単位：t/年

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
溶融スラグ	414	439	474	462	403
溶融メタル	72	91	98	86	66
合計	486	530	572	548	469

4. 集団回収による資源化

本町では、有価物として買い取ってもらえる紙類・古布の拠点回収に対し、地域で分別の管理徹底を図る協力に対して排出重量に応じた報償金を還元しています。回収量は年々減少しています。

牛乳パックは、回収を担っていた業者が資源化処理を行えなくなったため、令和2年度以降、もえるごみとして収集しています。

表 4-13 集団回収（回収資源）による資源化の実績

単位：t/年

区分	H30	R1	R2	R3	R4
紙類	252	232	209	193	169
牛乳パック	4	3	0	0	0
紙製容器包装	6	8	7	6	7
布類	33	34	42	35	30
合計	295	277	258	234	206

5. 生ごみの堆肥化

本町では、生ごみ処理機等の購入に対して助成を行い、もえるごみの減量化を推進しています。

表 4-14 生ごみ処理機等の補助概要

開始時期	補助対象	補助率
平成17年度	町内の一般家庭 自治公民館	対象費用の2分の1以内（2万円を限度とする）

表 4-15 生ごみ処理機等の補助推移

区分	H30	R1	R2	R3	R4
件数	9	12	20	12	18

第4節 ごみ処理の実績

1. 中間処理・最終処分

(1) ごみ焼却量

本町では、さが西部クリーンセンターにおいて、もえるごみ（直接焼却）と不燃・粗大ごみ処理施設から出てくる破碎残渣について焼却処理を行っています。

表 4-16 焼却処理量の実績

単位：t/年

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
直接焼却量	4,616	4,694	4,617	4,575	4,458
不燃・粗大ごみ処理施設 からの破碎残渣	531	579	710	692	618
合計	5,147	5,273	5,327	5,267	5,076

(2) 資源化量

本町における資源化量は、令和2年度までは増加していましたが、令和3年度以降は減少しています。これは、金属類、ガラス類、紙類等が、店頭回収や民間事業者による回収等、町民の資源物の排出方法が多様化したことや、社会情勢の変化によりガラス製容器がペットボトルに切り変わったことによる重量減少のためと思われます。

表 4-17 資源化量の実績

単位：t/年

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
分別収集による資源化 (資源ごみ)	234	234	212	228	196
不燃・粗大ごみ処理施設資源化	73	68	77	76	76
可燃ごみ処理施設資源化	486	530	572	548	469
小計(A)	793	832	861	852	741
集団回収資源化(回収資源)	295	277	258	234	206
小計(B)	295	277	258	234	206
合計(A+B)	1,088	1,109	1,119	1,086	947

(3) 最終処分量

本町では、さが西部クリーンセンターで発生する溶融飛灰を有田町のクリーンパーク有田で埋立処分しています。

表 4-18 最終処分量の実績

単位：t/年

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
溶融飛灰	144	162	170	158	164

(4) 資源化と最終処分量

本町管内から排出されたごみの資源化は、資源物の分別収集や集団回収さらには中間処理施設での資源物回収により行っています。令和4年度の資源化量は947t、リサイクル率は17.0%です。最終処分物は、焼却残渣（溶融飛灰）であり、令和4年度の最終処分量は164tです。

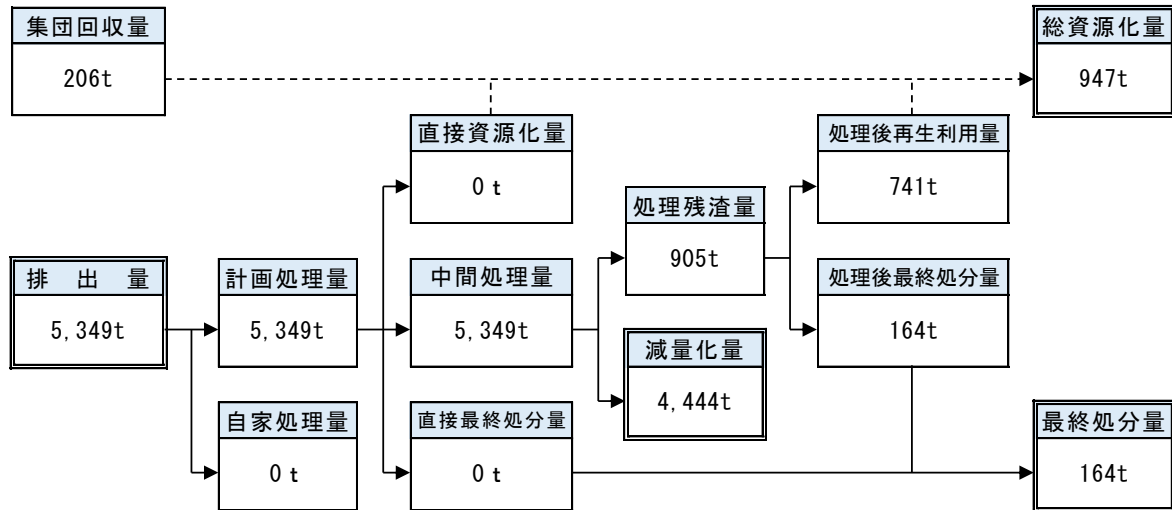


図 4-5 資源化と最終処分量 (令和4年度)

2. ごみ処理の経費

ごみ処理の経費は、さが西部クリーンセンターが平成30年度まで瑕疵担保期間中で運転委託費が少額でしたが、令和元年度以降は期間の終了に伴い、通常の運営委託費になったため、処理及び維持管理費が増加しました。

通常の運転委託費に移行後、町民1人当たり経費は令和4年度は令和元年に対し17.2%、ごみ1t当たり経費は16.5%増加しています。

表 4-19 ごみ処理の経費

区分	単位	H30	R1	R2	R3	R4
人口	人	23,039	22,615	22,286	21,954	21,574
ごみ量	t	5,455	5,575	5,618	5,571	5,349
処理及び維持管理費	千円	179,563	253,856	250,252	269,363	283,750
町民1人当たり経費	円/人	7,794	11,225	11,229	12,269	13,152
ごみ1t当たり経費	円/t	32,917	45,535	44,545	48,351	53,047

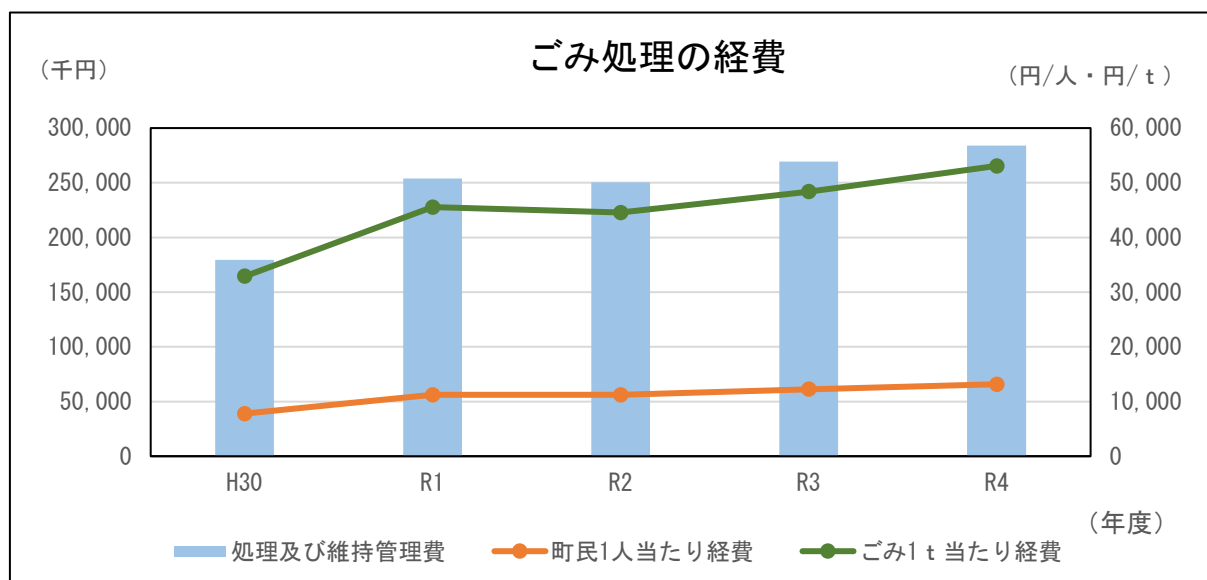


図 4-6 ごみ処理の経費

3. ごみ処理の課題

(1) ごみ処理経費の削減

ごみ排出量は若干減っているものの、処理経費は増加をしているため、削減させる必要があります。

(2) 資源化の推進

資源化量が減少しています。資源化を維持させる必要があります。

第5節 目標値等との比較

1. 前計画で設定した目標と達成状況

(1) 前計画の内容

前計画では、佐賀県西部広域環境組合の「ごみ処理広域化基本計画」を考慮して目標値を設定し、中間目標年度を令和2年度（平成32年度）、目標年度を令和12年度（平成42年度）としています。中間目標年度における排出抑制目標は以下のとおりです。

【ごみ排出量の排出目標値】

中間目標年度（令和2年度）の排出量

- 生活系ごみ排出量 1人1日当たり排出量 560 g/人・日 以下に削減します。
- 事業系ごみ排出量 1年当たり排出量 278 t/年 以下に削減します。

【資源化の目標値】

中間目標年度（令和2年度）のリサイクル率

- 総排出量に対する資源化量の割合 17.0% 以上を目標とします。

【最終処分場の目標値】

中間目標年度（令和2年度）の最終処分量

- 最終処分量 151 t 以下を目標とします。

(2) 前計画の達成状況

生活系ごみの1人1日当たり排出量は、目標値に対し55 g/人・日上回り、事業系ごみの1年当たり排出量は、目標値に対し338 t/年上回り目標を達成できていません。

リサイクル率は目標を達成できていますが、最終処分量の目標は達成できませんでした。

表 4-20 前計画の達成状況

項目\年度	単位	中間目標年度 令和2年度	実績 令和2年度	達成状況 令和2年度	実績 令和4年度（参考）
生活系ごみ 1人1日当たり排出量	g/人・日	560 以下	615	未達成 (+55 g/人・日)	608
事業系ごみ 1年当たり排出量	t/年	278 以下	616	未達成 (+338 t/年)	564
リサイクル率	%	17.0 以上	19.0	達成 (+2.0%)	17.0
最終処分量	t	151 以下	170	未達成 (+19 t)	164

2. 全国・佐賀県の実績値

全国及び佐賀県の総ごみ排出量原単位は870 g/人・日を超えています。本町は、724 g/人・日であり、全国より166 g/人・日、佐賀県より152 g/人・日低い値となっており、全国や佐賀県より減量化が進んでいます。

リサイクル率は、全国は19.9%、佐賀県は17.8%、本町は18.7%で中位になっています。

最終処分率は、全国の8.7%に対し、佐賀県が3.5%、本町は2.7%と低い値になっています。

表 4-2 1 全国・佐賀県の実績値との比較（令和3年度）

項目	単位	全国	佐賀県	白石町
ごみ排出量原単位	g/人・日	890	876	724
資源化率	%	19.9	17.8	18.7
最終処分率	%	8.7	3.5	2.7

3. 県内他市町、類似市町との比較（一般廃棄物処理システム分析比較）

（1） 評価の視点

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に準拠し、白石町の廃棄物処理システムを客観的に分析します。比較を行う対象自治体は佐賀県内の自治体と白石町と同類型の自治体とします。

表 4-2 2 標準的な評価項目

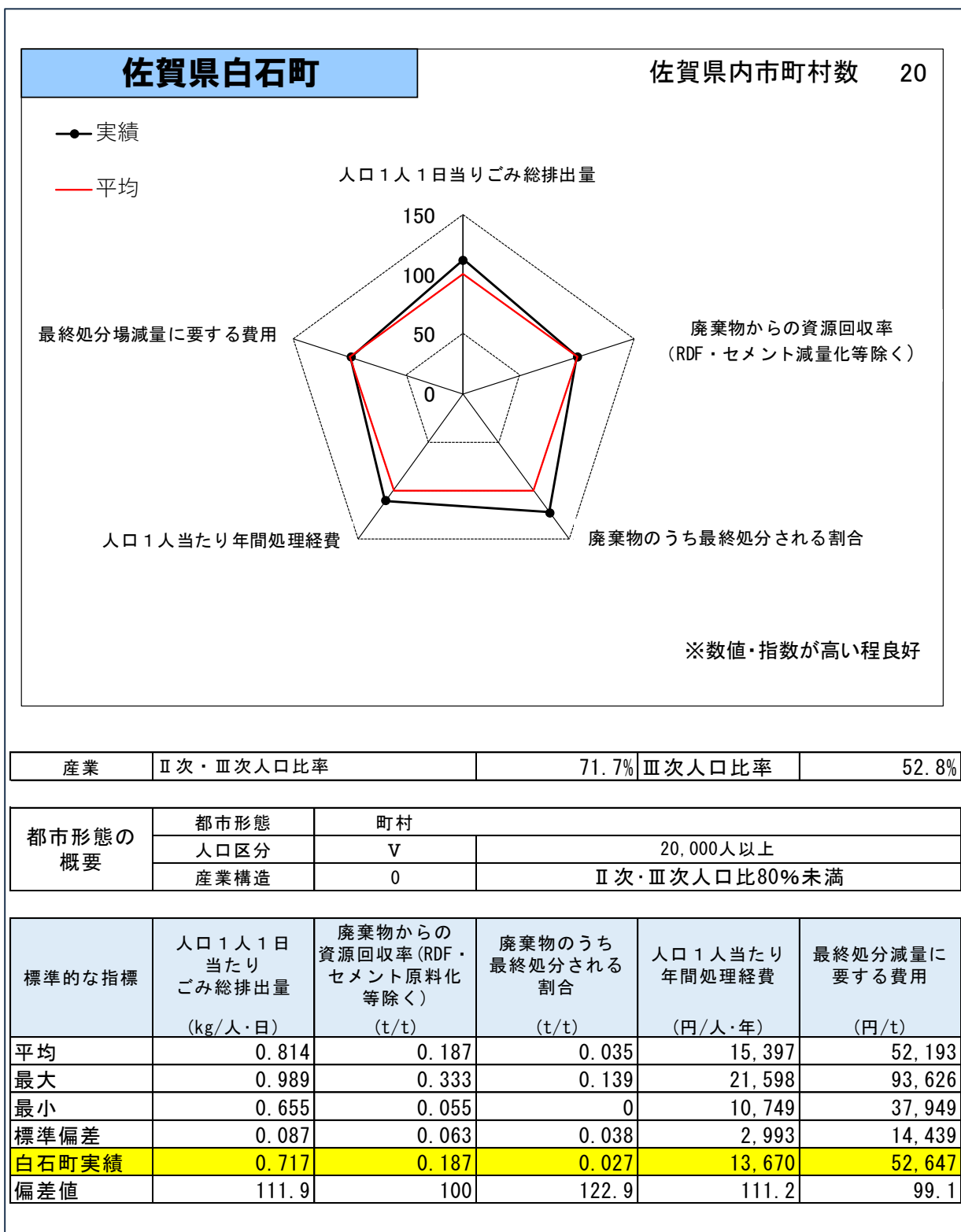
視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	計算方法
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口1人1日当たりごみ総排出量	kg/人・日	(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)÷計画収集人口÷365日(又は366日。以下同じ。)
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	t/t	総資源化量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量)
経済性	費用対効果	人口1人当たり年間処理経費	円/人・年	廃棄物処理に要する総費用÷計画収集人口
		最終処分減量に要する費用	円/t	最終処分減量に要する総費用÷(年間収集量+年間直接搬入量+集団回収量-最終処分量)

出典：環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」

なお、図 4-7 及び図 4-8 のレーダーチャートは、評価項目についての基準値（比較自治体の平均値）との比較評価の結果を表し、評価項目に対する白石町の偏差値を示しており、数値が高くなるほど良好な状態を示します。例えば、人口1人1日当たりごみ総排出量は少ないほど良好な状態であるため、指数値は高くなります。また、資源回収率は高いほど数値が高くなり、最終処分される割合は低いほど数値が高くなります。

(2) 佐賀県内自治体との比較

佐賀県内 20 の自治体との比較は以下のとおりです。



【資料：一般廃棄物処理システム分析比較（令和3年度実績）】

図 4-7 佐賀県内自治体との比較（指標値によるレーダーチャート）

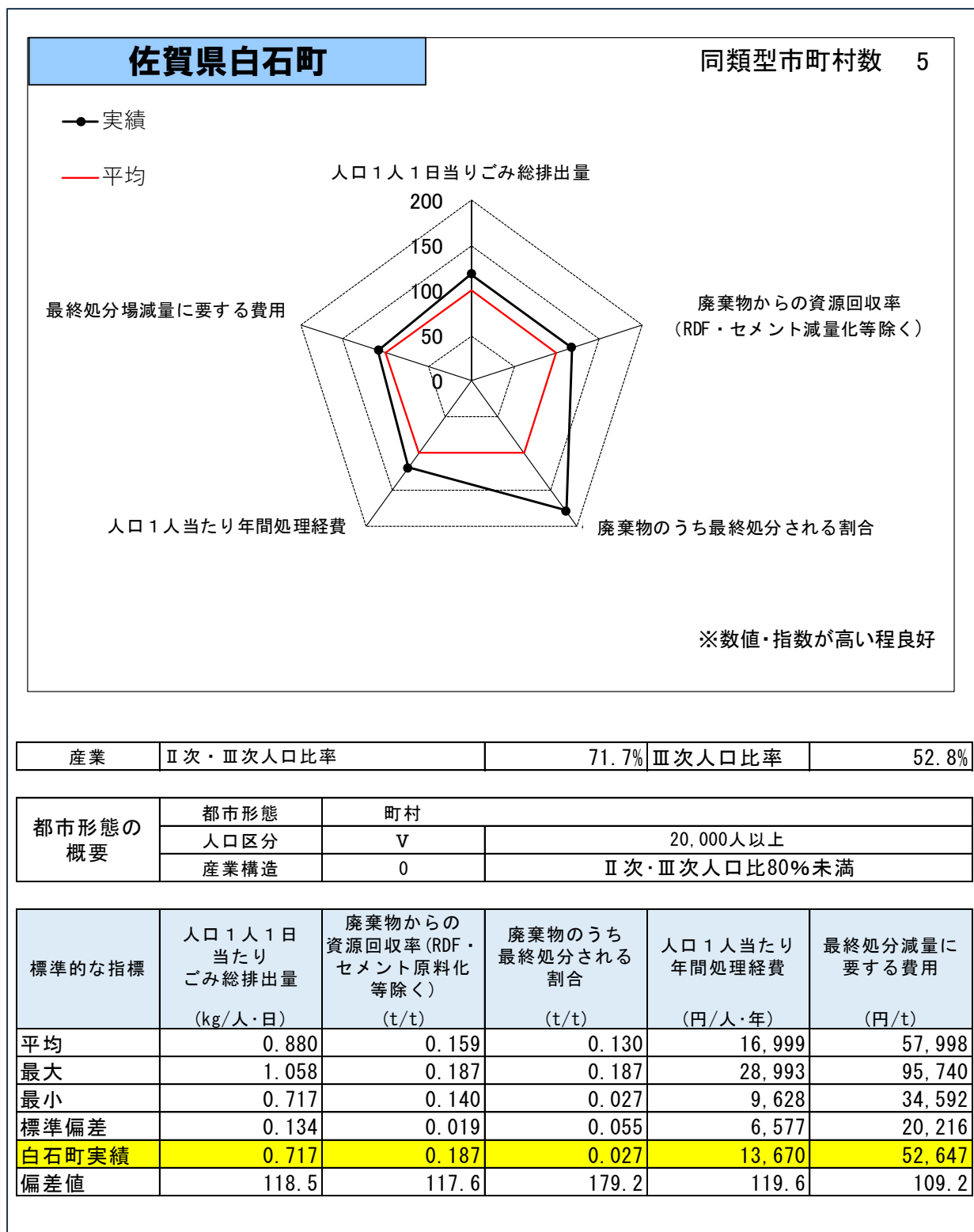
表 4-23 佐賀県内自治体の内容

市町村名	人口1人1日 当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率(RDF・ セメント原料化 等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (t/t)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
佐賀市	0.962	0.112	0.035	13,712	37,949
唐津市	0.912	0.160	0.109	14,878	40,161
鳥栖市	0.989	0.213	0	18,458	50,701
多久市	0.821	0.078	0.082	12,319	41,974
伊万里市	0.806	0.177	0.027	11,701	40,876
武雄市	0.803	0.216	0.028	13,890	48,303
鹿島市	0.775	0.203	0.027	15,308	54,998
小城市	0.762	0.165	0.065	10,749	38,352
嬉野市	0.916	0.333	0.022	14,842	42,269
神埼市	0.737	0.270	0	12,427	43,454
吉野ヶ里町	0.807	0.284	0	12,118	38,685
基山町	0.948	0.226	0	17,419	50,364
上峰町	0.757	0.176	0	19,201	68,852
みやき町	0.765	0.182	0	19,469	69,266
玄海町	0.734	0.055	0.139	21,598	93,626
有田町	0.804	0.161	0.063	17,664	48,908
大町町	0.841	0.190	0.027	17,343	57,452
江北町	0.766	0.171	0.028	12,923	47,108
白石町	0.717	0.187	0.027	13,670	52,647
太良町	0.655	0.177	0.025	18,260	77,916

【資料：一般廃棄物処理システム分析比較（令和3年度実績）】

(3) 同類型自治体との比較

同類型5の自治体との比較は以下のとおりです。



【資料：一般廃棄物処理システム分析比較（令和3年度実績）】

図 4-8 同類型自治体との比較（指標値によるレーダーチャート）

表 4-24 同類型自治体の内容

市町村名	人口1人1日 当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率(RDF・ セメント原料化 等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (t/t)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
北海道新ひだか町	1.019	0.140	0.187	28,993	95,740
茨城県八千代町	0.815	0.142	0.132	9,628	34,592
和歌山県有田川町	0.791	0.174	0.143	14,590	54,509
愛媛県愛南町	1.058	0.151	0.159	18,112	52,500
佐賀県白石町	0.717	0.187	0.027	13,670	52,647

【資料：一般廃棄物処理システム分析比較（令和3年度実績）】

(4) 分析結果

本町のごみ処理システムについて、「一般廃棄物処理システム比較分析」を行った結果は以下のとおりです。

○人口1人1日当たりごみ総排出量

佐賀県内の自治体平均及び同類型の自治体平均より低い数値を示しています。

佐賀県内の20の市町村の中でも2番目に低い数値であり、排出抑制が進んでいます。

○廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化を除く）

佐賀県内の自治体平均と同じで、同類型の自治体平均より高い数値を示しています。

※RDF＝固形燃料化

○廃棄物のうち最終処分される割合

佐賀県内の自治体平均及び同類型の自治体平均より低い数値を示しています。

本町の可燃物処理を実施している、さが西部クリーンセンターの焼却施設の処理方式がガス化溶融方式（シャフト炉式）であることや、溶融スラグや溶融メタルの資源化を行っていることが、最終処分される割合を低くしています。

○人口1人当たり年間処理経費

佐賀県内の自治体平均及び同類型の自治体平均より低い数値を示しています。

○最終処分減量に要する費用

佐賀県内の自治体平均と同程度の数値で、同類型の自治体平均より低い数値を示しています。

表 4-25 一般廃棄物処理システム比較分析により分析結果

	佐賀県内自治体との比較	同類型自治体との比較
1人1日当たりごみ総排出量 〔kg/人・日〕	0.717 < 0.814（平均）	0.717 < 0.880（平均）
廃棄物からの資源回収量 （RDF・セメント原料化を除く） 〔t/t〕	0.187 = 0.187（平均）	0.187 > 0.159（平均）
廃棄物のうち最終処分される 割合 〔t/t〕	0.027 < 0.035（平均）	0.027 < 0.130（平均）
人口1人当たり年間処理経費 〔円/人・年〕	13,670 < 15,397（平均）	13,670 < 16,999（平均）
最終処分減量に要する費用 〔円/t〕	52,647 ≒ 52,193（平均）	52,647 < 57,998（平均）

第5章 ごみ処理計画

第1節 ごみ処理の目標

1. 基本方針

前計画では、循環型社会形成推進基本法で定められた処理の優先順位（図 5-1 参照）を踏まえて、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3R活動を推進することで、限りある資源とエネルギーの消費の節約と循環的な利用を促進することを基本方針としています。

前計画策定以降の状況変化を踏まえてもなお、現在及び未来において有効であることから、変更せずに前計画の基本方針を引き継ぎます。

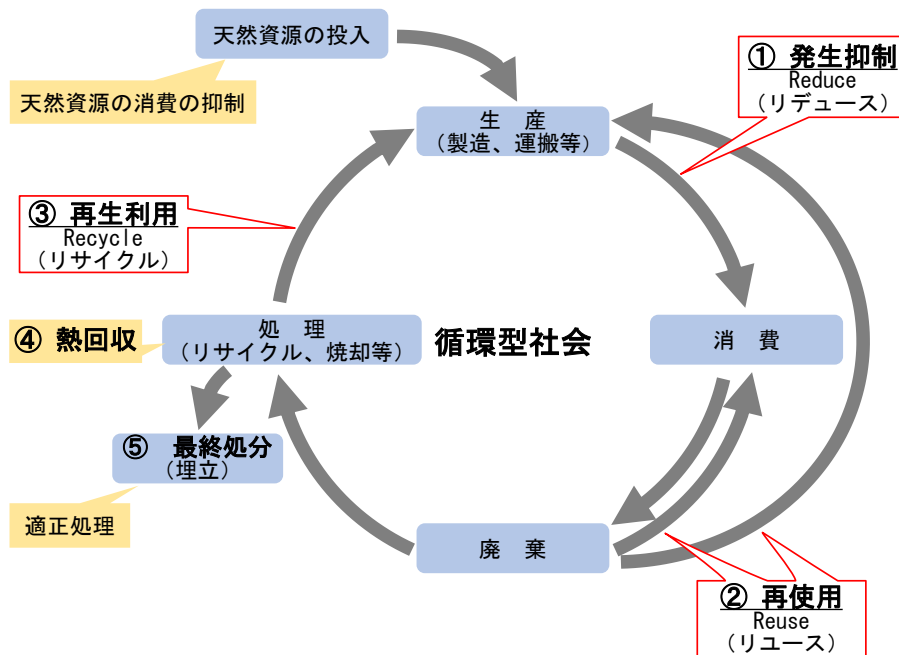


図 5-1 処理の優先順位

本町では、町民、事業者、行政がそれぞれの立場での役割分担と協働により循環型社会の形成を目指し、3R（Reduce、Reuse、Recycle）運動を推進するとともに、処理・処分に関しては、国及び県が策定した上位計画に基づき、安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を行っていきます。

基本方針1 町民・事業者・行政が連携した3R運動の推進

「発生抑制」を主体とする3R運動（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）により、町民・事業者・行政の3者が連携して3R運動を実施することにより、持続可能な循環型社会の形成を目指します。

基本方針2 適正処理の推進

安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を推進していきます。

佐賀県西部広域環境組合の「さが西部クリーンセンター」及び有田町の「クリーンパーク有田」にて適正に処理・処分します。

第2節 人口及びごみ排出量の見込み

1. 人口及びごみ排出量の予測方法

本計画における将来人口は、総合計画に示された将来人口を採用します。

本町のごみは、平成27年度までは杵藤地区広域市町村圏組合の「杵藤クリーンセンター」で中間処理を行っていましたが、平成28年度からは佐賀県西部広域環境組合の「さが西部クリーンセンター」で中間処理を行っています。処理施設の変更により、平成28年度から収集ごみの分類方法が変わったため、ごみ量は過去7年間（平成28～令和4年度）の実績値を用いて予測を行いました。

2. 人口の予測

本町の最上位計画である「総合計画」では、人口の将来予測に白石町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）の予測人口を採用しているため、本計画でも人口ビジョンの予測人口を採用します。人口ビジョンの人口は5年ごとに示されているため、途中年度の採用人口は、これを直線補間して設定しました。

表 5-1 人口の実績と予測

	年度	実績人口	人口ビジョン	採用人口
実績	H25	24,984		
	H26	24,592		
	H27	24,224		
	H28	23,862		
	H29	23,465		
	H30	23,039		
	R1	22,615		
	R2	22,286	22,258	
	R3	21,954		
	R4	21,574		
予測	R5			21,272
	R6			20,944
	R7		20,615	20,615
	R8			20,292
	R9			19,969
	R10			19,646
	R11			19,323
	R12		18,999	18,999
	R13			18,692
	R14			18,386
	R15			18,079
	R16			17,773
	R17		17,465	17,465
	R18			17,184
	R19			16,903
	R20			16,622
	R21			16,341
	R22		16,061	16,061

3. ごみ排出量の予測（排出抑制策を実施しない場合）

生活系ごみは人口の減少に伴い排出量も減少すると予測され、令和20年度では令和4年度に対し752t（15.7%）減少し4,033tになると予測されます。事業系ごみの排出量は、令和20年度では令和4年度に対し13t（2.3%）減少し、551tになると予測されます。生活系ごみと事業系ごみの排出量の合計は765t（14.3%）減少し、4,584tになると予測されます。

集団回収量は減少すると予測され、令和20年度は令和4年度に対し143t（69.4%）減少し、63tになると予測されます。

表 5-2 ごみ排出量の予測（排出抑制策を実施しない場合）

項 目		単 位	実績					予測				
			R4	R5	R10	R15	R20	R4	R5	R10	R15	R20
行政区域内人口（年度末人口）		人	21,574	21,272	19,646	18,079	16,622					
生活系	もえるごみ	収集	t/年	3,880	3,874	3,637	3,391	3,148				
		直接搬入	t/年	32	27	26	24	22				
		小計	t/年	3,912	3,901	3,663	3,415	3,170				
	もえないごみ	収集	t/年	203	240	229	216	202				
		直接搬入	t/年	48	46	44	41	39				
		小計	t/年	251	286	273	257	241				
	粗大ごみ	収集	t/年	103	127	135	135	132				
		直接搬入	t/年	323	326	346	347	339				
		小計	t/年	426	453	481	482	471				
	資源ごみ （収集資源）	収集	t/年	196	194	178	164	151				
		直接搬入	t/年	0	0	0	0	0				
		小計	t/年	196	194	178	164	151				
	計		t/年	4,785	4,834	4,595	4,318	4,033				
	事業系	もえるごみ	収集	t/年	527	544	529	513	499			
			直接搬入	t/年	19	39	38	37	36			
小計			t/年	546	583	567	550	535				
もえないごみ		収集	t/年	0	0	0	0	0				
		直接搬入	t/年	0	2	2	2	2				
		小計	t/年	0	2	2	2	2				
粗大ごみ		収集	t/年	0	0	0	0	0				
		直接搬入	t/年	18	15	15	14	14				
		小計	t/年	18	15	15	14	14				
計		t/年	564	600	584	566	551					
合計		t/年	5,349	5,434	5,179	4,884	4,584					
排出量	生活系ごみ		t/年	4,785	4,834	4,595	4,318	4,033				
	資源ごみを含む		g/人・日	607.66	620.89	640.79	654.36	664.74				
	資源ごみを除く		g/人・日	582.77	595.98	615.97	629.51	639.85				
	事業系ごみ		t/年	564	600	584	566	551				
			t/日	1.55	1.64	1.60	1.55	1.51				
	計（生活系+事業系）		t/年	5,349	5,434	5,179	4,884	4,584				
			g/人・日	679.28	697.96	722.24	740.13	755.56				
集団回収量（回収資源）		t/年	206	200	136	93	63					
総排出量 （生活系+事業系+集団回収）		t/年	5,555	5,634	5,315	4,977	4,647					
		g/人・日	705.44	723.65	741.20	754.22	765.94					

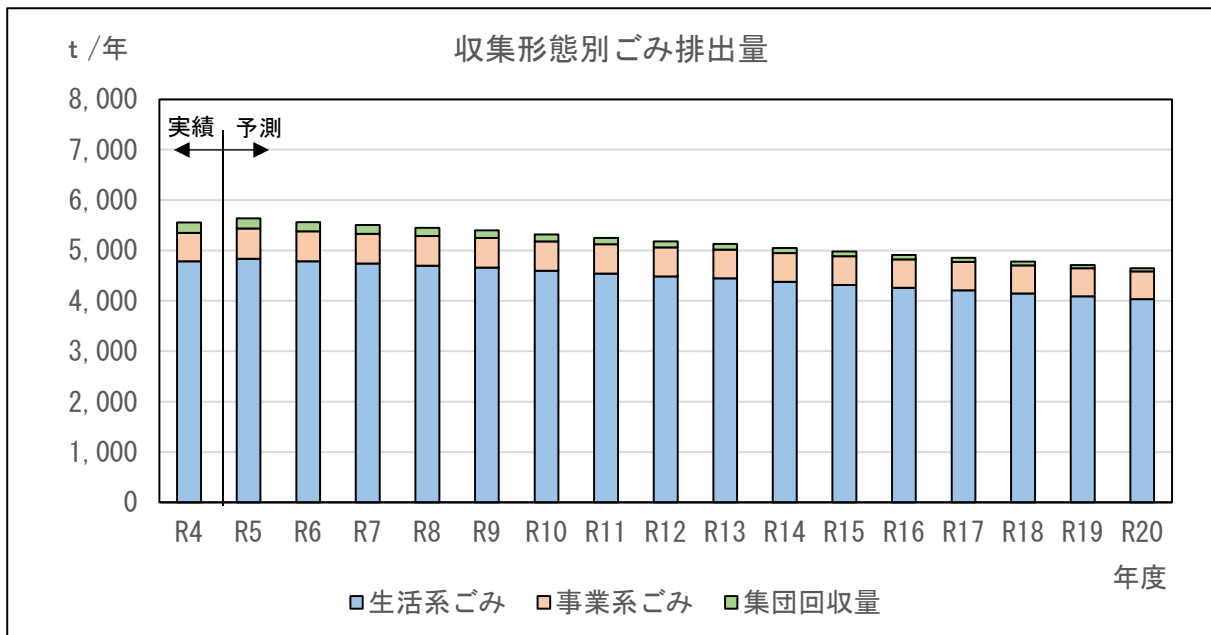


図 5-2 収集形態別ごみ排出量の予測（排出抑制策を実施しない場合）

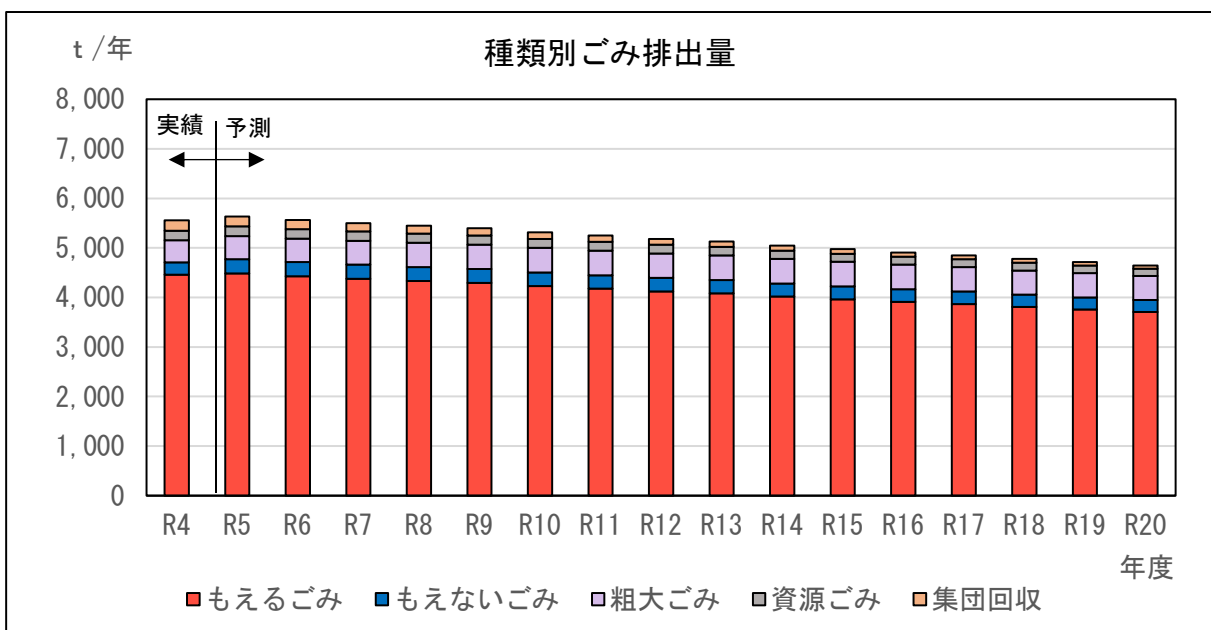


図 5-3 種類別ごみ排出量の予測（排出抑制策を実施しない場合）

4. 排出原単位の予測（排出抑制策を実施しない場合）

資源ごみを含む生活系ごみの排出原単位は、令和 20 年度では令和 4 年度に対し 57.08 g/人・日 (9.4%)、資源ごみを除く 1 人 1 日当たりの排出量も 57.08 g/人・日 (9.8%) 増加すると予測されます。事業系ごみの排出原単位は、令和 20 年度では令和 4 年度に対し 0.04 t/日 (2.6%) 減少すると予測されます。集団回収量は減少すると予測され、令和 20 年度は令和 4 年度に対し 15.78 g/人・日 (60.3%) 減少すると予測されます。

資源ごみを含む生活系ごみ、事業系ごみ及び集団回収を合わせた総排出量の排出原単位は、令和 20 年度は令和 4 年度に対し 60.50 g/人・日 (8.6%) 増加すると予測されます。

表 5-3 排出原単位の予測（排出抑制策を実施しない場合）

項目	単位	実績	予測			
		R4	R5	R10	R15	R20
生活系ごみ （資源ごみ含む）	g/人・日	607.66	620.89	640.79	654.36	664.74
生活系ごみ （資源ごみ除く）	g/人・日	582.77	595.98	615.97	629.51	639.85
事業系ごみ	t/日	1.55	1.64	1.60	1.55	1.51
集団回収	g/人・日	26.16	25.69	18.97	14.09	10.38
総排出量	g/人・日	705.44	723.65	741.2	754.22	765.94

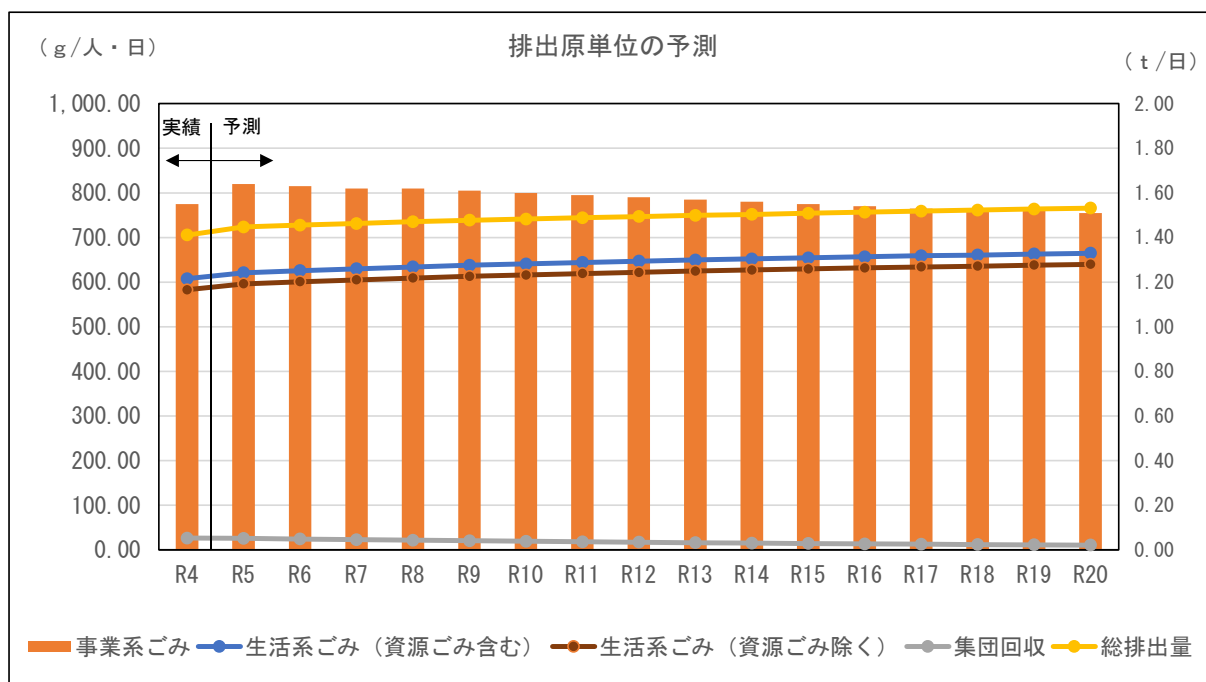


図 5-4 排出原単位の予測（排出抑制策を実施しない場合）

第3節 ごみの減量計画

1. 排出量等の目標

(1) 前計画による排出量等目標値

前計画では、佐賀県西部広域環境組合で平成26年3月に策定された「ごみ処理広域化基本計画」を考慮し、目標年度（令和12年度）における排出削減の目標を以下の様に定めています。

【ごみ排出量の排出目標値】

目標年度（令和12年度）の排出量

●生活系ごみの排出量（集団回収を除く）

1人1日当たりのごみ排出量 546g/人・日 以下に削減します。

●事業系ごみの排出量

1日当たりのごみの排出量 305t/日 以下に削減します。

【資源化の目標値】

目標年度（令和12年度）のリサイクル率

●総排出量に対する資源化量の割合 16.1% 以上を目標とします。

【最終処分場の目標値】

目標年度（令和12年度）の最終処分量

●最終処分量 134t 以下を目標とします。

(2) 本計画の排出量目標値

1) 直近3か年の1人1日当たりのごみの総排出量

直近3か年の1人1日当たりのごみの総排出量は717.41g/人・日になります。

表 5-4 直近3か年の1人1日当たりのごみの総排出量

年 度	1人1日当たりのごみの総排出量
令和2年度	722.37g/人・日
令和3年度	724.43g/人・日
令和4年度	705.44g/人・日
直近3か年の平均	717.41g/人・日

2) ごみの総排出量の目標値

本町の1人1日当たりのごみ総排出量は、令和3年度において全国平均より166g/人・日、佐賀県平均より152g/人・日低い値を示しています。（P32 表4-21参照）

本町は核家族化が進み1世帯当たり人口が平成12年度では3.9人/戸だったのが令和3年

度には3.0人/戸（P6 図 2-3参照）まで下がりました。1世帯当たり人口が減ると1人当たりの生活系ごみの排出量増加が懸念され、本町でも増加傾向を示しています。

本計画では、上記を踏まえ、前計画の「ごみ排出量の排出目標」の継続は困難と判断し、令和20年度における1人1日当たりのごみの総排出量を、直近3か年の令和2年度～令和4年度の平均値717.41g/人・日よりわずかにでも少なくするために、令和20年度において排出抑制策を実施しない場合の765.94g/人・日から7%（約54g/人・日）削減した712g/人・日以下にすることを目標とします。

なお、中間目標年度の令和10年度において、排出抑制策を実施しない場合から約22gを減量し、719g/人・日、令和15年度において約39gを減量し、715g/人・日以下に削減することを中間目標とします。

【ごみ総排出量の目標値】

◆ごみ総排出量（生活系ごみ+事業系ごみ+集団回収）（令和20年度）

1人1日当たりのごみ総排出量 712g/人・日 以下に削減します。

中間目標：令和10年度719g/人・日 → 令和15年度715g/人・日

3) 生活系ごみの排出量目標値

生活系ごみの排出量目標値は、令和20年度において、排出抑制策を実施しない場合の664.74g/人・日から約47g/人・日削減し618g/人・日以下にすることを目標とします。

なお、中間年度の令和10年度において、排出抑制策を実施しない場合から約22gを減量し620g/人・日、令和15年度において約36gを減量し619g/人・日削減することを中間目標とします。

【生活系ごみの排出量目標値】

◆生活系ごみの排出量（令和20年度）

1人1日当たりの生活系ごみ排出量 618 g/人・日 以下に削減します。

中間目標：令和10年度620g/人・日 → 令和15年度619g/人・日

4) 事業系ごみの排出目標値

事業系ごみの排出目標値は、令和20年度において、排出抑制策を実施しない場合の1.51t/日から0.13t/日削減し1.38t/日以下にすることを目標とします。

なお、中間年度の令和10年度において、排出抑制策を実施しない場合から0.06t/日を減量し1.54t/日、令和15年度において0.11t/日を減量し1.44t/日削減することを中間目標とします。

【事業系ごみの排出量目標値】

◆事業系ごみの排出量（令和 20 年度）

1 日当たりの事業系ごみ排出量 1.38 t /日 以下に削減します。

中間目標： 令和 10 年度 1.54t/日 → 令和 15 年度 1.44t/日

5) リサイクル率の目標値

資源物の店頭回収や民間事業者による回収など、町民の資源物の排出方法の多様化や、ガラス製容器がペットボトルに代わる社会情勢の変化により、今後も減少すると予測されますが、施策より出来る限り資源化量を維持し、令和 20 年度において 16.0%以上を維持することを目標とします。

【リサイクル率の目標値】

◆リサイクル率の目標値（令和 20 年度）

リサイクル率を 16.0% 以上を維持する。

中間目標： 令和 10 年度 17.0% → 令和 15 年度 16.5%

6) 最終処分量の目標値

本町では、さが西部クリーンセンターで発生する溶融飛灰を埋立処分しています。

溶融飛灰は焼却量の減少に伴い減少します。最終処分量の目標値は令和 20 年度において 141 t /年以下とします。

【最終処分量の目標値】

◆最終処分量の目標値（令和 20 年度）

最終処分量を 141 t /年 以下に削減します。

中間目標： 令和 10 年度 166 t /年 → 令和 15 年度 153 t /年

2. ごみ排出量の予測（排出抑制策を実施した場合）

排出抑制策を実施した場合、生活系ごみの排出量は令和20年度では令和4年度に対し1,040 t（21.7%）減少し3,745 tになると予測されます。事業系ごみの排出量は、令和20年度では令和4年度に対し60 t（10.6%）減少し、504 tになると予測されます。生活系ごみと事業系ごみの排出量の合計は1,100 t（20.6%）減少し、4,249 tになると予測されます。

集団回収量は減少すると予測され、令和20年度は令和4年度に対し136 t（66.0%）減少し、70 tになると予測されます。

表 5-5 ごみ排出量の予測（排出抑制策を実施した場合）

項 目		単 位	実績	予測				
			R4	R5	R10	R15	R20	
行政区域内人口（年度末人口）		人	21,574	21,272	19,646	18,079	16,622	
生活系	もえるごみ	収集	t/年	3,880	3,874	3,519	3,194	2,896
		直接搬入	t/年	32	27	25	23	20
		小計	t/年	3,912	3,901	3,544	3,217	2,916
	もえないごみ	収集	t/年	203	240	223	208	194
		直接搬入	t/年	48	46	43	40	37
		小計	t/年	251	286	266	248	231
	粗大ごみ	収集	t/年	103	127	127	127	125
		直接搬入	t/年	323	326	327	325	322
		小計	t/年	426	453	454	452	447
	資源ごみ （収集資源）	収集	t/年	196	194	178	164	151
		直接搬入	t/年	0	0	0	0	0
		小計	t/年	196	194	178	164	151
計		t/年	4,785	4,834	4,442	4,081	3,745	
事業系	もえるごみ	収集	t/年	527	544	509	477	456
		直接搬入	t/年	19	39	37	34	33
		小計	t/年	546	583	546	511	489
	もえないごみ	収集	t/年	0	0	0	0	0
		直接搬入	t/年	0	2	2	2	2
		小計	t/年	0	2	2	2	2
	粗大ごみ	収集	t/年	0	0	0	0	0
		直接搬入	t/年	18	15	14	13	13
		小計	t/年	18	15	14	13	13
計		t/年	564	600	562	526	504	
合計		t/年	5,349	5,434	5,004	4,607	4,249	
排出量	生活系ごみ	t/年	4,785	4,834	4,442	4,081	3,745	
	資源ごみを含む	g/人・日	607.66	620.89	619.46	618.44	617.27	
	資源ごみを除く	g/人・日	582.77	595.98	594.63	593.59	592.38	
	事業系ごみ	t/年	564	600	562	526	504	
		t/日	1.55	1.64	1.54	1.44	1.38	
	計（生活系+事業系）	t/年	5,349	5,434	5,004	4,607	4,249	
	g/人・日	679.28	697.96	697.83	698.15	700.34		
集団回収量（回収資源）		t/年	206	200	150	107	70	
総排出量 （生活系+事業系+集団回収）		t/年	5,555	5,634	5,154	4,714	4,319	
		g/人・日	705.44	723.65	718.75	714.37	711.88	

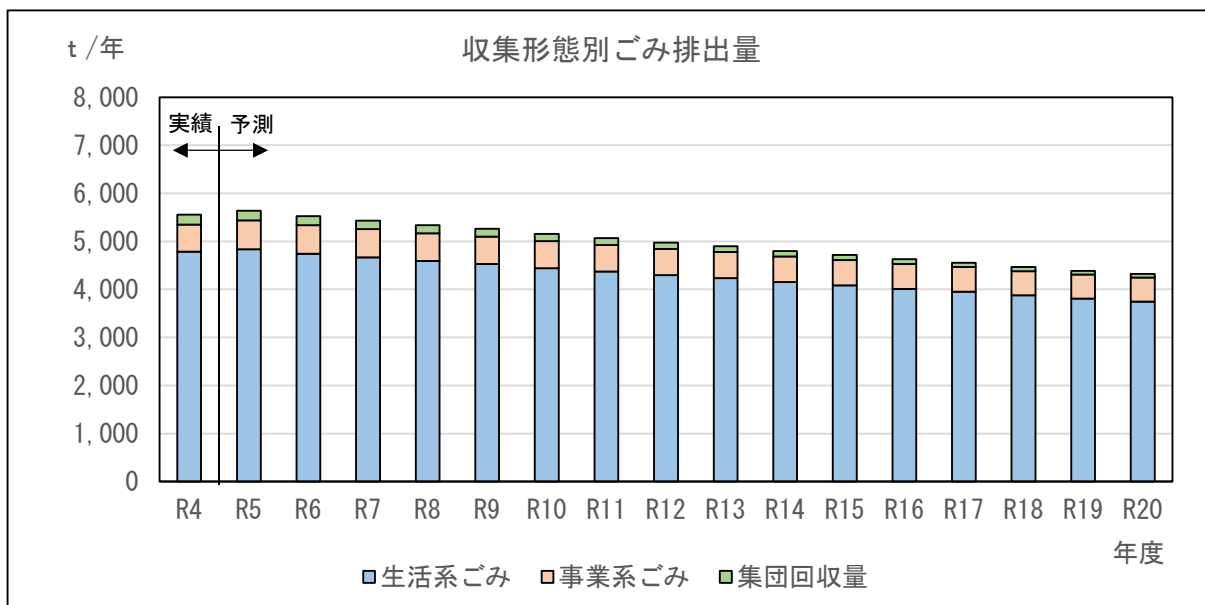


図 5-5 収集形態別ごみ排出量の予測 (排出抑制策を実施した場合)

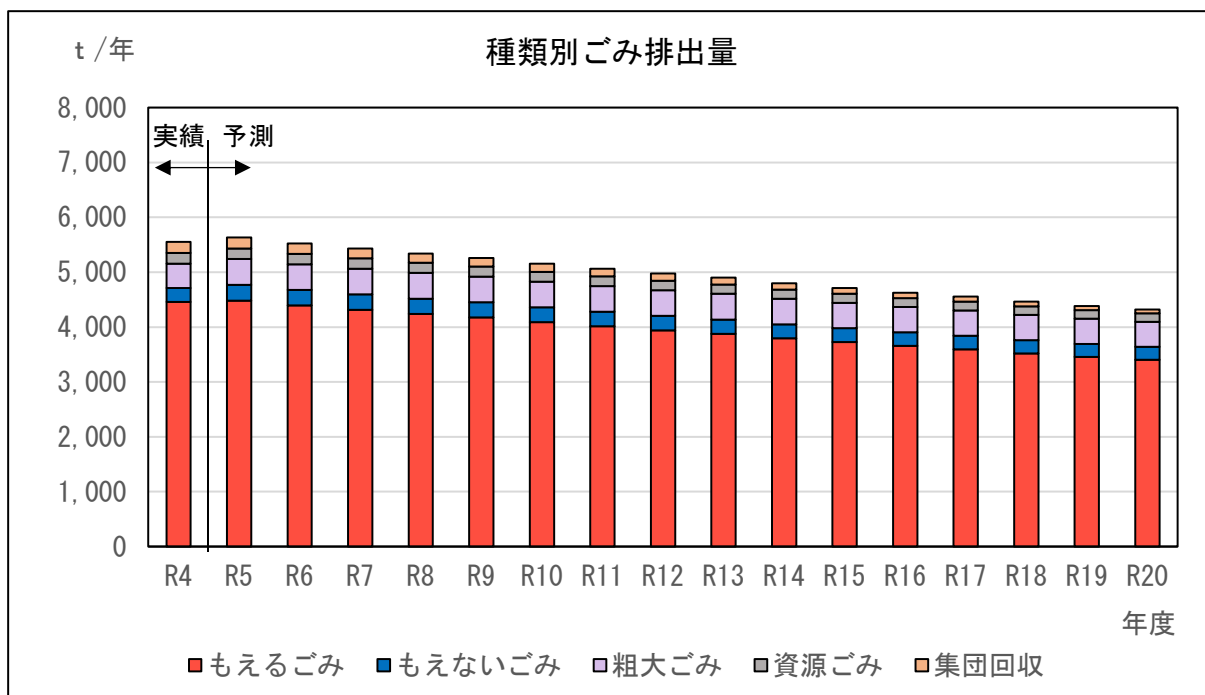


図 5-6 種類別ごみ排出量の予測 (排出抑制策を実施した場合)

3. 排出原単位の予測（排出抑制策を実施した場合）

排出抑制策を実施した場合、生活系ごみ（資源ごみ含む及び資源ごみ除く共）の排出原単位は、令和20年度では令和4年度に対し9.61g/人・日（1.6%）増加すると予測されます。

事業系ごみの排出原単位は、令和20年度では令和4年度に対し0.17t/日（11.0%）減少すると予測されます。集団回収量は減少すると予測され、令和20年度は令和4年度に対し14.62g/人・日（55.9%）減少すると予測されます。

資源ごみを含む生活系ごみ、事業系ごみ及び集団回収を合わせた総排出量の排出原単位は、令和20年度は令和4年度に対し6.44g/人・日（0.9%）増加すると予測されます。

表 5-6 排出原単位の予測（排出抑制策を実施した場合）

項目	単位	実績	予測			
		R4	R5	R10	R15	R20
生活系ごみ （資源ごみ含む）	g/人・日	607.66	620.89	619.46	618.44	617.27
生活系ごみ （資源ごみ除く）	g/人・日	582.77	595.98	594.63	593.59	592.38
事業系ごみ	t/日	1.55	1.64	1.54	1.44	1.38
集団回収	g/人・日	26.16	25.69	20.92	16.21	11.54
総排出量 （生活系、事業系、集団回収）	g/人・日	705.44	723.65	718.75	714.37	711.88

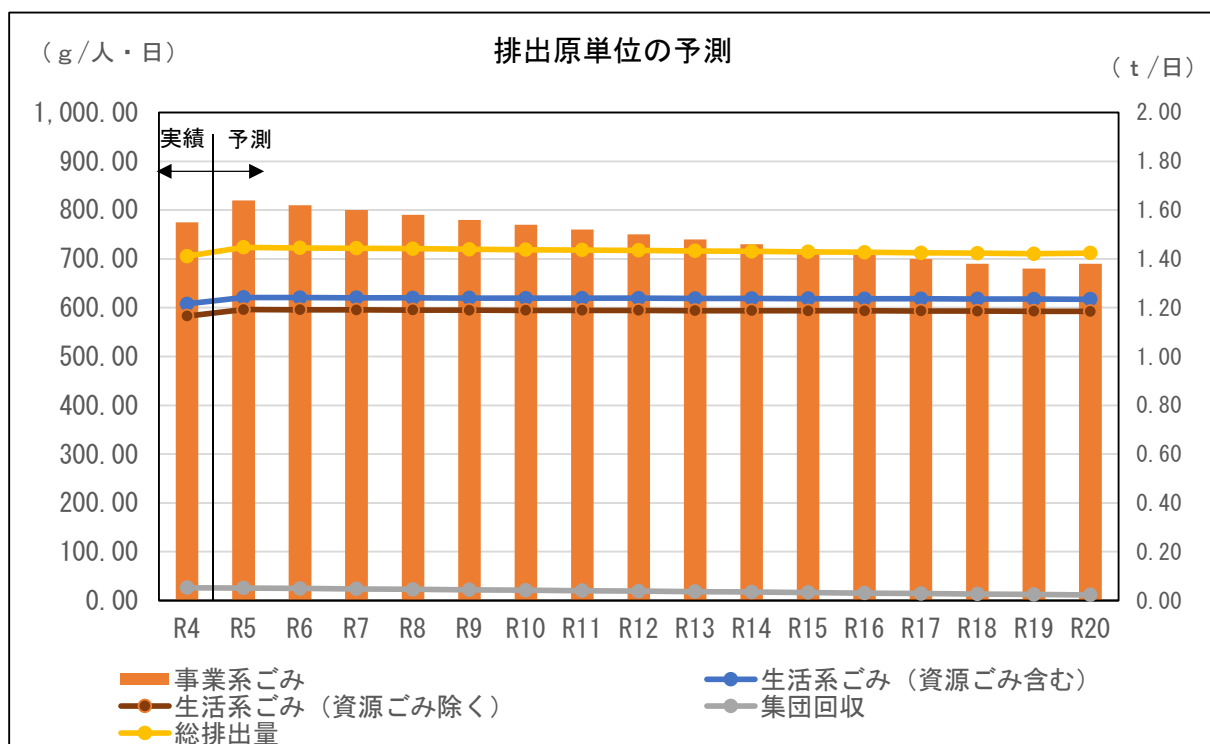


図 5-7 排出原単位の予測（排出抑制策を実施した場合）

4. ごみ処理の予測

(1) ごみ処理の予測

ごみ処理の予測を以下に示します。

表 5-7 ごみ処理の予測

項目	単位	実績					予測				
		R4	R5	R10	R15	R20	R4	R5	R10	R15	R20
A もえるごみ (プラスチック類含む)	t/年	4,458	4,484	4,090	3,728	3,405					
B もえないごみ	t/年	251	288	268	250	233					
C 粗大ごみ	t/年	444	468	468	465	460					
D 資源ごみ (紙類)	直接資源化 t/年	0	0	0	0	0					
E 資源ごみ (古布)	直接資源化 t/年	0	0	0	0	0					
F 資源ごみ (金属類)	収集資源 t/年	17	15	14	12	11					
G 資源ごみ (ガラス類)	収集資源 t/年	77	69	64	59	54					
H 資源ごみ (ペットボトル)	収集資源 t/年	35	30	27	25	23					
I 資源ごみ (プラスチック類)	収集資源 t/年	0	0	0	0	0					
J 資源ごみ (蛍光管・乾電池)	収集資源 t/年	9	8	8	7	6					
K 資源ごみ (剪定枝・木)	収集資源 t/年	58	72	65	61	57					
L ごみ排出量計	= (A~K) の合計	t/年	5,349	5,434	5,004	4,607	4,249				
M 焼却処理	= ①+②	t/年	5,076	5,164	4,754	4,373	4,033				
受入	① もえるごみ	= A	t/年	4,458	4,484	4,090	3,728	3,405			
	② 不燃・粗大処理残渣	= "可燃物"	t/年	618	680	664	645	628			
	③ 溶融スラグ	資源物 1	t/年	403	434	399	367	339			
	④ 溶融メタル	資源物 1	t/年	66	83	76	70	65			
	⑤ 溶融飛灰	埋立物	t/年	164	181	166	153	141			
N 中間処理+直接資源化	= (B~K) の合計	t/年	891	950	914	879	844				
不燃物処理	= B	t/年	251	288	268	250	233				
受入	⑥ 燃えないごみ	= B	t/年	251	288	268	250	233			
	⑦ 破碎鉄	資源物 1	t/年	33	34	32	30	27			
資源化	⑧ 破碎アルミ	資源物 1	t/年	14	11	10	10	9			
	⑨ 可燃残渣	可燃ごみ処理施設へ 可燃物	t/年	59	58	54	51	47			
処理残渣	⑩ 不燃残渣	粗大ごみ処理施設へ	t/年	145	185	172	159	150			
粗大ごみ処理	= C+⑩	t/年	589	653	640	624	610				
受入	⑪ 粗大ごみ	= C	t/年	444	468	468	465	460			
	⑫ 不燃物処理残渣	= ⑩	t/年	145	185	172	159	150			
資源化	⑬ 未処理鉄	資源物 1	t/年	28	30	29	29	28			
	⑭ 被覆電線	資源物 1	t/年	1	1	1	1	1			
	⑮ その他有価物	資源物 1	t/年	0	0	0	0	0			
処理残渣	⑯ 可燃残渣	可燃ごみ処理施設へ 可燃物	t/年	559	622	610	594	581			
民間資源化業者	= (F~K) の合計	資源物 1	t/年	196	194	178	164	151			
金属類	= F	t/年	17	15	14	12	11				
ガラス類	= G	t/年	77	69	64	59	54				
ペットボトル	= H	t/年	35	30	27	25	23				
プラスチック類	= I	t/年	0	0	0	0	0				
蛍光管・乾電池	= J	t/年	9	8	8	7	6				
選定枝・木	= K	t/年	58	72	65	61	57				
直接資源化	= (D+E) の合計	資源物 1	t/年	0	0	0	0	0			
紙類	= D	t/年	0	0	0	0	0				
古布	= E	t/年	0	0	0	0	0				
O 集団回収量	資源物 2	t/年	206	200	150	107	70				
P 資源化量	= "資源物 1"	t/年	741	787	725	671	620				
埋立量	= "埋立物"	t/年	164	181	166	153	141				
Q 総排出量	= L+O	t/年	5,555	5,634	5,154	4,714	4,319				
R 資源化量	= O"資源物 2" + P	t/年	947	987	875	778	690				
リサイクル率	= R ÷ Q	%	17.0	17.5	17.0	16.5	16.0				

(2) 中間処理・最終処分

1) ごみ焼却量

焼却処理量は、令和 20 年度では令和 4 年度に対し 1,043 t (20.5%) 減少し、4,033 t になると予測されます。

表 5-8 焼却処理量の予測

区 分	単位	実績	予測				
		R4	R5	R10	R15	R20	
直接焼却量	t/年	4,458	4,484	4,090	3,728	3,405	
不燃・粗大ごみ処理施設 からの破碎残渣	t/年	618	680	664	645	628	
合計	t/年	5,076	5,164	4,754	4,373	4,033	

2) 資源化量・リサイクル率

資源化量は、令和 20 年度では令和 4 年度に対し 257 t (27.1%) 減少し、690 t になると予測されます。また、リサイクル率も 17.0%から 16.0%に減少すると予測されます。

表 5-9 資源化量・リサイクル率の予測

区 分	単位	実績	予測				
		R4	R5	R10	R15	R20	
分別収集による資源化 (資源ごみ)	t/年	196	194	178	164	151	
不燃・粗大ごみ処理施設資源化	t/年	76	76	72	70	65	
可燃ごみ処理施設資源化	t/年	469	517	475	437	404	
計(A)	t/年	741	787	725	671	620	
集団回収資源化(回収資源)	t/年	206	200	150	107	70	
計(B)	t/年	206	200	150	107	70	
合計(A+B)	t/年	947	987	875	778	690	
リサイクル率	%	17.0	17.5	17.0	16.5	16.0	

3) 最終処分量

さが西部クリーンセンターで焼却処理によって発生する溶融飛灰を埋立処分しています。溶融飛灰量は焼却量の減少に伴い、令和 20 年度は令和 4 年度に対し 23 t (14.0%) 減少し 141 t になると予測されます。

表 5-10 最終処分量の予測

区 分	単位	実績	予測				
		R4	R5	R10	R15	R20	
最終処分量(溶融飛灰)	t/年	164	181	166	153	141	

4) 資源化と最終処分量

令和 20 年度の資源化量は 690t で リサイクル率は 16.0%、最終処分量は 141t になると予測されます。

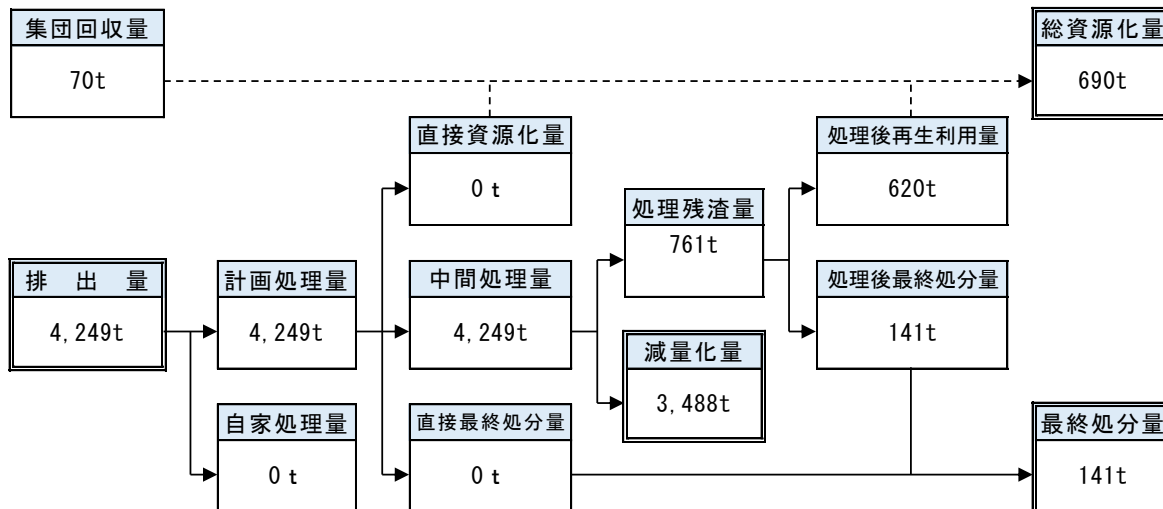


図 5-8 資源化と最終処分量（令和 20 年度）

第4節 ごみ処理排出抑制計画

1. 排出抑制策

本町では、ごみの排出抑制及び再資源化施策を推進していくために、町民・事業者に対して以下のような取り組みを実施し、浸透を図っていきます。

(1) 町民の意識向上

施策1 町民による資源回収の促進等	区分
<p>再資源化や焼却ごみの減量化の観点から、資源として再生利用できる古紙、古布は、地域で行う集団回収や店頭回収、民間回収ルート積極的に利用してもらうとともに、ペットボトル、カン、ビンの資源ごみの適正分別を呼びかけていきます。</p>	 <p>継続</p>
施策2 食品ロスの抑制	区分
<p>1人1日当たり茶碗一杯分（140g）と言われる食品ロスを減らしていくために、購入・保存・調理の際に過量や無駄にならないように呼びかけていきます。</p>	 <p>新規</p>
施策3 適正なごみ出しによる排出量の抑制	区分
<p>生ごみを排出する際の水切り（水搾り）、ごみ袋内への雨水の流入を防ぐ十字結び等の適正排出を推進することで、余分な水分でごみの排出量が増えるのを抑制していきます。</p>	<p>新規</p>
施策4 生ごみの堆肥化	区分
<p>家庭から排出されるごみのうち、大きな割合を占める生ごみについて、生ごみ処理器（機）等を利用した堆肥化を呼びかけていきます。</p>	<p>継続</p>
施策5 マイバック持参運動、簡易包装の推進	区分
<p>レジ袋有料化によりマイバック利用者は増えていますが、今後も不要なレジ袋の使用を増やさないよう引き続きマイバック持参を呼びかけていきます。また、贈答品に限らず簡易な包装を行うように呼びかけていきます。</p>	 <p>継続</p>
施策6 使い捨て品の受け取り自粛	区分
<p>コンビニやスーパー等での買い物の際に渡される割りばし、スプーン、フォーク、ストロー等を必要でない場合は受け取りを断るよう呼びかけていきます。</p>	<p>新規</p>

施策7 ペーパーレスの推進	区分
定期購読している雑誌等についてデジタル版への切り替えを呼びかけていきます。	新規

施策8 認定事業者による小型家電回収サービスの活用	区分
町のごみ収集事業の負荷を軽減するとともに町民の方々の排出時の負担軽減の観点から、町と協定を締結している国の認定事業者による小型家電の宅配回収サービスの活用を呼びかけていきます。	新規

(2) 事業者の意識向上

施策1 マイバック持参運動、簡易包装の推進	区分
レジ袋有料化によりマイバック利用者は増えていますが、今後も不要なレジ袋の使用を増やさないよう引き続きマイバック持参運動への協力を呼びかけていきます。また、贈答品に限らず簡易な包装を推進してもらうよう呼びかけていきます。	継続

施策2 店頭回収の推進	区分
スーパー等において行っている段ボール、新聞、雑誌、食品トレイ、ペットボトル、牛乳パック等の回収を一層進めるため、販売店等に対し店頭回収の協力を要請します。	継続





施策3 使い捨て容器の使用抑制	区分
近年、ごみとして排出されるプラスチックトレイ等の容器が増大していることから、使い捨て容器（ワンウェイ容器）から繰り返し利用できる容器（リターナブル容器）への転換を事業者に対して呼びかけていきます。	継続

施策4 事業者による資源回収・有効利用の促進等	区分
再資源化や焼却ごみの減量化の観点から、資源として再生利用できる古紙、古布等について独自回収を行っていない場合は、地域で行う集団回収等を利用してもらうよう呼びかけていきます。また、裏紙や使用済み封筒の再利用促進も呼びかけていきます。	新規

施策5 食品ロスの抑制	区分
スーパー等の小売店に対しては、青果等のばら売り販売の充実や食品寄付活動（フードドライブ）等に取り組んでもらい、また、飲食店に対しては、食べ残しが出ないように小盛（少量）サイズのメニューを追加してもらえるように関係団体等を通じて情報発信を行っていきます。	新規

(3) 制度・環境づくり

<p>施策1 教育、啓発活動の充実</p>	<p>区分</p>
<p>町民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力します。 さらに、ごみ減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において、出前講座など教育啓発活動に積極的に取り組んでいきます。</p>	<p>継続</p>
	
<p>施策2 実勢に応じたごみ処理手数料（ごみ袋等料金）の設定</p>	<p>区分</p>
<p>本町で行われているごみ処理の有料化を継続するとともに、将来の分別区分や処理体系等の変化に応じて料金体系を見直していきます。</p>	<p>継続</p>
<p>施策3 庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進、事務用品の再利用・再生利用等</p>	<p>区分</p>
<p>トイレットペーパー等の庁用品に再生品を使用するとともに、公共事業等において廃材及び廃材の再生品等の使用に努めます。また、書類綴りのファイル類やクリップ等の事務消耗品、裏紙、使用済封筒の再利用を徹底し、古紙、段ボール、シュレッダーごみについては資源物として古紙回収業者への買取を依頼します。なお、海洋プラスチック対策を念頭に置き、庁用品等を資源として循環できるリニューアブル製品への転換を率先して推進していきます。</p>	<p>継続</p>
<p>施策4 助成金制度等の施策の継続</p>	<p>区分</p>
<p>本町で行っている生ごみ処理器（機）等購入への助成金制度を継続するとともに、制度を有効に利用してもらうために町民へ情報を提供し認知を広めます。</p>	<p>継続</p>
<p>施策5 剪定枝葉の収集</p>	<p>区分</p>
<p>野焼きの抑制や資源化を促進するため、剪定枝葉の収集を行います。収集した枝葉はリサイクル業者により資源化（チップ化）を行っています。</p>	<p>継続</p>
	
<p>施策6 処理過程でのエネルギー回収・発生資源の有効利用</p>	<p>区分</p>
<p>もえるごみ・もえないごみ・粗大ごみは、さが西部クリーンセンターにて熔融処理を行います。その過程で発生するガスを燃焼させることで発電し、電気エネルギーを回収します。また、熔融処理により生成される熔融スラグはアスファルト改良材等に、熔融メタルは工事用機械の重り等として有効利用されます。今後も引き続きセンターを運営管理する佐賀県西部広域環境組合と協力し、発生資源の有効利用に取り組んでいきます。</p>	<p>継続</p>

施策 7 不用品交換の推進	区分
不用品交換を活発化させるため、関係団体等が行う不用品交換会に関する情報提供や場所の提供等に取り組んでいきます。また、今後リユース事業として不用品交換を推進していくにあたり地域密着型掲示板サイトの活用について検討していきます。	継続

施策 8 不法投棄対策	区分
ごみ減量化や再資源化の妨げにもなるごみの不法投棄やポイ捨て等について環境監視員と連携し改善に努めます。不法投棄が繰り返される箇所へは、啓発看板や防犯カメラを設置するなどの防止対策に努めていきます。	新規

施策 9 ごみ減量化に向けた積極的な広報活動・情報発信	区分
ごみ減量化等の取り組みをお願いする際に、なぜ必要なのか、実施することでどれだけのごみや町財政支出を減らせるのか等、具体的な情報や成果が伝わるような広報活動・情報発信に努めていきます。	新規

第5節 分別収集計画

1. 分別区分

分別収集による資源物の回収量の向上に努め、効率的かつ経済的な分別収集体制の構築を目指していきます。

本町では、資源ごみとして分別収集を行う品目は容器包装廃棄物のカン、ビン、ペットボトルと蛍光管、電池、剪定枝葉です。また、集団回収として紙類と古布を収集しています。

計画目標年度におけるごみの分別区分を示します。

表 5-11 収集ごみの分別区分（再掲）

分別種類	具体的な品目	
もえるごみ	生ごみ、紙くず、木製品、ゴム、ビニール製品、皮・革製品 など	
もえないごみ	金属、陶器・磁器、ガラス製品、小型家電品 など	
粗大ごみ	2m×1.5m×1m未満、重さ40kg 以下のもの	
資源ごみ（収集資源）		
	カン	飲料用、食品類（油もの以外）のカン
	ビン	飲料用、食品類（油もの以外）のビン
	ペットボトル	ペットマークがついているもの
	蛍光管	蛍光管
	電池	乾電池、小型充電式電池、モバイルバッテリー等
	剪定枝葉	剪定枝葉
集団回収（回収資源）		
	段ボール	段ボール
	紙箱	紙製の容器包装
	新聞	新聞・チラシ
	書籍・雑誌 ・雑がみ類	書籍・雑誌・雑がみ類
	古布	衣類、シーツ、綿毛布、カーテン

2. 分別収集量


目標年度における資源ごみの排出量の推計結果は以下のとおりです。令和20年度の目標年度において、221t/年の分別収集量が見込まれます。

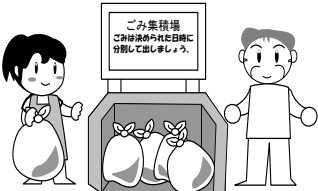
表 5-12 資源ごみの分別収集量

項目	単位	実績	予測			
		R4	R5	R10	R15	R20
紙類	t/年	169	163	123	88	57
紙製容器包装	t/年	7	6	4	3	2
古布	t/年	30	31	23	16	11
金属類	t/年	17	15	14	12	11
ガラス類	t/年	77	69	64	59	54
ペットボトル	t/年	35	30	27	25	23
蛍光管・乾電池	t/年	9	8	8	7	6
剪定枝・木	t/年	58	72	65	61	57
合計	t/年	402	394	328	271	221

3. 分別収集及び再生利用の推進のための施策

本町における分別収集及び再生利用の推進については、資源ごみ分別区分を徹底するよう啓発活動を強化することにより、資源物の回収量を増加させていきます。

施策 1 分別収集の推進	区分
<p>町民、事業者に対して、ごみの分別ポスター『資源物と家庭ごみの分け方・出し方』や冊子『資源とごみの分別』、町ホームページを通じて適正なごみの出し方について情報発信を行うとともに、関係団体等の協力を得ながら推進を行っていきます。特に近年収集車両や処理施設における火災の原因となっている小型充電式電池については町で回収拠点を設置するとともに、不適正処分とならないよう啓発を徹底します。</p>	<p style="text-align: center;">  </p> <p style="text-align: center;">継続</p>

施策 2 協議体制の整備	区分
<p>回収資源の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、環境保全推進委員会を設置し、推進体制を整備します。地域のリサイクル活動を推進していくため、環境保全推進員制度を継続し、拠点回収所に資源ごみの分別を手助けする指導員を1人ずつ配置します。</p>	<p style="text-align: center;">  </p> <p style="text-align: center;">継続</p>

施策 3 集団回収成果の地域還元	区分
<p>地域の集団回収で回収された古紙、古布等は有価物として買取業者に売却し、その売却益を地域への報償費として還元していくとともにその成果をお伝えしていきます。</p>	<p style="text-align: center;">新規</p>

4. プラスチック類の分別収集

プラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチック類を設計段階から資源の節約や有効利用を促進する必要があります。

本町のプラスチック類は、さが西部クリーンセンターで処理を行なっています。同施設はエネルギー回収施設として整備され、発生した熱量を電気に変えているサーマルリサイクル施設です。同施設で処理を行う期間、プラスチック類は、サーマルリサイクルとして継続していきます。

第6節 ごみ処理計画

1. ごみ処理方法及びごみ処理主体

本町から排出されたごみの処理主体を排出から処理・処分に至る工程ごとに、さらに、ごみの種類ごとに明確化します。

(1) 排出段階

排出段階における再利用やごみの減量は、排出者である町民や事業者が自ら行うものとします。なお、ごみの再生利用やごみの減量を実施するための周知・啓発等は本町が行うものとします。

(2) 収集・運搬段階

家庭から排出されるごみの収集・運搬は、本町が行うものとします。なお、佐賀県西部広域環境組合が管理するさが西部クリーンセンターへ持ち込むごみは個人又は事業者自らが運搬するものとします。

(3) 処理・処分段階

ごみの処理・処分は、もえるごみ、もえないごみ及び粗大ごみをさが西部クリーンセンターで処理します。資源ごみは民間施設に委託し、集団回収は民間業者にて処理を行いません。

なお、適正処理困難物や特別管理一般廃棄物は、製造者又は排出者の責任において処理・処分を行うものとします。

表 5-13 生活系ごみの処理体制

ごみの区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
もえるごみ	町（委託） 排出者 許可業者	佐賀県西部 広域環境組合 （さが西部クリーンセンター）	有田町 （クリーンパーク有田）
もえないごみ			
粗大ごみ			
資源ごみ（収集資源）	町（委託）	町（委託）	—
集団回収（回収資源）	町（指定）	指定業者 （買取り業者）	—

表 5-14 事業系ごみの処理体制

ごみの区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
もえるごみ もえないごみ 粗大ごみ	許可業者	佐賀県西部 広域環境組合 （さが西部クリーンセンター）	有田町 （クリーンパーク有田）

2. 収集・運搬計画

本町における収集・運搬計画の方向性は、以下に示すとおりです。

- ◆ 収集・運搬体制の維持
- ◆ 事業系ごみの適正な監督
- ◆ 住民参加型生活支援業務の活用

(1) 収集・運搬量

委託によるごみの収集・運搬量は、ごみ排出抑制目標の達成によりごみ排出量は削減され、令和20年度において3,822t/年となる見込みです。

表 5-15 収集・運搬量

項目	単位	実績	予測			
		R4	R5	R10	R15	R20
もえるごみ	t/年	4,407	4,418	4,028	3,671	3,352
もえないごみ	t/年	203	240	223	208	194
粗大ごみ	t/年	103	127	127	127	125
資源ごみ（収集資源）	t/年	196	194	178	164	151
合計	t/年	4,909	4,979	4,556	4,170	3,822

(2) 収集・運搬体制

今後も現行の収集・運搬体制を維持していきます。

(3) 事業系ごみの適正な監督

事業所の排出責任や自己処理の徹底を図るため、収集・運搬許可業者の搬入車両の検査等を実施していくとともに、佐賀県西部広域環境組合と連携し、排出されたごみの展開検査等を実施していくことで指導を行っていきます。

(4) 住民参加型生活支援事業によるごみ出しの協力

本町では、社会福祉協議会において、住民参加型生活支援事業「かせすっけん事業」に取り組みされており、高齢者のみの世帯、障がいのある人等を対象にごみ出しなど日常生活のちょっとした困りごとを身近な人（かせすっけん隊員）の協力によって解決されています。今後も本事業の活用を推進していきます。

3. 中間処理計画

本町における中間処理計画の方向性は、以下に示すとおりです。

- ◆ 広域化施設での適正処理の実施
- ◆ 民間施設・民間業者における資源化の継続

(1) 中間処理量

生活系ごみ（収集＋直接搬入）及び事業系ごみの中間処理量は、ごみの排出抑制の達成により減少する見込みであり、令和 20 年度において 4,098t/年となる見込みです。

表 5-16 中間処理量

項目	単位	実績	予測			
		R4	R5	R10	R15	R20
もえるごみ	t/年	4,458	4,484	4,090	3,728	3,405
もえないごみ	t/年	251	288	268	250	233
粗大ごみ	t/年	444	468	468	465	460
合計	t/年	5,153	5,240	4,826	4,443	4,098

※中間処理施設で処理を行わない、資源ごみ、集団回収は除く。

(2) 広域化施設での適正処理の実施

本町の分別区分である、もえるごみ、もえないごみ及び粗大ごみは、佐賀県西部広域環境組合が管理するさが西部クリーンセンターで中間処理を行っています。これまでと同様に、さが西部クリーンセンターで適切に処理を行っていきます。

(3) 民間施設・民間業者における資源化の継続

資源ごみ及び集団回収は、これまでと同様に民間施設・民間業者において、資源化を継続して行っていきます。

4. 最終処分計画

本町における中間処理計画の方向性は、以下に示すとおりです。

◆ 焼却残渣の資源化

(1) 最終処分量

最終処分量は、ごみの排出抑制の達成により減少する見込みであり、令和 20 年度において 141t/年となる見込みです。

(2) 焼却残渣の資源化

さが西部クリーンセンターで、熔融処理した焼却残渣は熔融スラグ・メタルとして資源化しています。これまでと同様に、さが西部クリーンセンターで適切に処理を行っていきます。

第7節 災害時のごみ処理計画

1. 災害廃棄物処理の共通事項

(1) 基本方針

住民・事業者・行政の連携により災害時の廃棄物の円滑な処理を推進するため、指針及び計画等に基づき、災害時のごみ及びし尿処理計画を策定します。

【災害廃棄物の処理に関する基本方針】

☆衛生的かつ迅速な処理

☆分別・再生利用の推進

☆処理の協力・支援、連帯

☆環境に配慮した処理

(2) 実施に当たっての配慮

災害時の廃棄物処理については、県や周辺市町と密接に連携するものとします。また、この計画は、的確かつ計画的な災害対策の実施・推進の観点から、必要に応じて見直しを行うものとします。

2. 廃棄物処理に係る防災体制の整備

(1) 災害時における本町の組織体制

災害時における本町の防災体制は、白石町地域防災計画（令和5年度）に基づき組織するものとします。

災害時の廃棄物処理等に係る組織体制は図5-9に示すとおりです。なお、災害時の廃棄物処理は緊急を要する業務であるため、人員の補充や支援を得て臨時の環境対策班を組織するものとし、統括は生活環境課長が行うものとします。

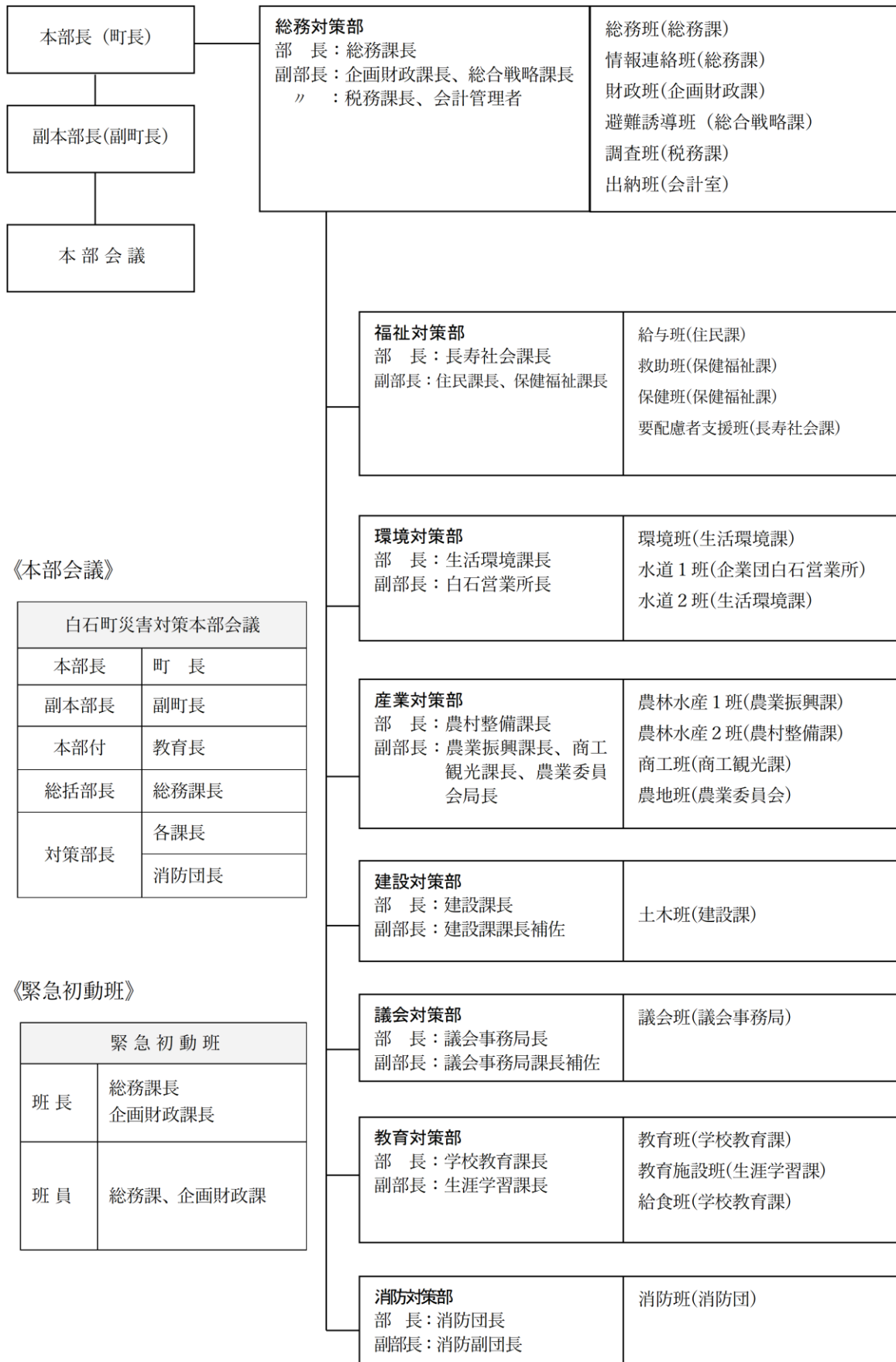


図 5-9 災害時の廃棄物処理に係る組織体制

(2) 周辺市町、県等との連携

大規模な災害が発生し町内での対応が困難となる場合、周辺市町に協力体制を要請するものとします。また、周辺市町の協力体制が確保できない場合は県を中心とした広域的な支援を要請するものとします。本町では災害時の支援に対して、次のような協定を取り交わしています。

1) 町・消防機関と防災関係機関等との応援協定

◇ 市町間で締結している協定

- ・ 消防相互応援協定(鹿島市、嬉野市、武雄市、大町町)
- ・ 災害時における相互応援協定(長崎県諫早市・鹿島市・江北町・太良町)
- ・ 佐賀県・市町災害時相互応援協定(佐賀県内全市町)

◇ 災害関係で締結している協定

- ・ 防災映像情報の相互提供に関する基本協定他 29 協定

2) 消防関係相互の応援要請等

- ◇ 佐賀県常備消防相互応援
- ◇ 緊急消防援助隊

3) 警察における広域応援要請

(3) 町民等への広報

町、県及び防災機関は、相互に緊密な連携を取り、災害状況に関する情報や、生活関連情報等被災者に役立つ情報を多くの媒体を活用し提供します。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得ながら、正確な情報を迅速に提供するよう努めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、必要に応じて、インターネット、携帯電話等を活用して的確な情報を提供できるよう努めます。

(4) 環境対策班の設置

生活環境課に環境対策班を設置します。その所掌事務は以下のとおりです。

- ◇ 衛生関係機関に関わる被害調査等
- ◇ 罹災地区の防疫に関すること
- ◇ 災害時のごみ処理に関すること
- ◇ 被災地区のし尿処理に関すること
- ◇ 被災地区の簡易水道に関すること
- ◇ 死体の埋葬等に関すること

3. 災害廃棄物処理計画

(1) 想定する災害及び災害廃棄物

白石町では白石町災害廃棄物処理計画を令和3年3月に策定しています。

計画では、地震災害は佐賀平野北縁断層帯ケース3による地震を想定し、風水害については、過去の風水害における被害実績において、台風被害で一部損壊率が50%を超えた事例があったことから、最大で本町全世帯の50%が被害を受けたと想定しています。なお、その際の災害廃棄物発生量は「環境省災害廃棄物対策指針」における「床上浸水被害」相当の「4.60t/世帯」を採用しています。

表 5-17 想定する地震災害

項 目	内 容
想定地震	佐賀平野北縁断層帯ケース3による地震
予想規模	マグニチュード7.5（白石町想定震度7）
全壊棟数	890 棟
半壊棟数	2,900 棟
焼失棟数	－ 棟
避難人口	－ 人
津波浸水面積	－ km ²

出典：白石町災害廃棄物処理計画

表 5-18 想定する風水害

項 目	内 容
想定風水害	風水害（全世帯の50%が被災すると想定）
想定内容	白石町の全世帯数7,677 [*] ×50%×4.6t/世帯≒17,657t

出典：白石町災害廃棄物処理計画

※総務省【総計】令和2年住民基本台帳人口・世帯数、令和元年人口動態（市区町村別）

(2) 災害廃棄物の処理期間

地震災害については、発生から概ね3年以内、風水害については発生から1年以内での処理完了を目指しますが、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定します。

表 5-19 大規模災害での処理スケジュール

	1 年目		2 年目		3 年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場設置	■					
災害廃棄物の搬入		■	■			
災害廃棄物の処理		■	■	■	■	
仮置場の撤去						■

表 5-20 風水害での処理スケジュール

	1年間					
	1週間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	12ヶ月
仮置場設置						
災害廃棄物の搬入						
災害廃棄物の処理						
仮置場の撤去						

(3) 災害廃棄物の発生量

地震災害については、佐賀県地震被害等予測調査結果に基づき、建物被害棟数及び津波浸水面積から災害廃棄物発生量、堆積物量等を算出しています。風水害については町の全世帯の半数が床上浸水相当の被害が発生し、4.6t/棟の災害廃棄物が発生すると想定して災害廃棄物発生量を算出しています。また、これらのデータをもとに組成別の災害廃棄物量を算定しています。発災後は災害廃棄物処理実行計画策定時に災害廃棄物の発生量を推計します。処理の進捗に合わせ、実際に搬入される廃棄物の量や、被害状況の調査結果に基づき、発生量推計を見直します。

表 5-21 佐賀平野北縁断層帯による地震での災害廃棄物発生量

被災状況	被災棟数	発生原単位 (t/棟)	災害廃棄物発生量 (t)
全壊	890	117	104,130
半壊	2,900	23	66,700
焼失	—	78	0
合計	3,790	—	170,830

出典：白石町災害廃棄物処理計画

表 5-22 佐賀平野北縁断層帯による地震での災害廃棄物発生量（津波堆積物）

想定浸水面積 (km ²)	発生原単位 (t/m ²)	津波堆積物発生量 (t)
—	0.024	—

出典：白石町災害廃棄物処理計画

※直下型地震想定のため、津波の発生無し

表 5-23 想定風水害における災害廃棄物発生量推計

項目	数値
白石町 総世帯数※	7,677 世帯
被災世帯数（総世帯数の50%に設定）	3,839 世帯
災害廃棄物発生原単位	4.60 t/世帯
災害廃棄物発生量 推計	17,657 t

出典：白石町災害廃棄物処理計画

※総務省【総計】令和2年住民基本台帳人口・世帯数、令和元年人口動態（市区町村別）より設定

表 5-24 災害廃棄物の種類別発生量

項目	佐賀平野北縁断層帯による地 発生量 (t)	組成割合 (%)	想定風水害 発生量 (t)	組成割合 (%)
災害廃棄物 (合計値)	170,830	—	17,657	—
可燃物	27,333	16%	777	4.4%
不燃物	58,082	34%	12,537	71.0%
コンクリートがら	73,457	43%	1,748	9.9%
金属	5,125	3%	106	0.6%
柱角材	6,833	4%	371	2.1%
土砂 (土砂混じり廃棄物)	0	0%	2,119	12.0%
津波堆積物	—	—	—	—
災害廃棄物+津波堆積物 合計値	170,830		17,657	

出典：白石町災害廃棄物処理計画

(4) 処理可能量

災害廃棄物に対する仮置場を選定するとともに、焼却施設及び最終処分場における処理可能量を、平時施設の処理実績をふまえて算出しています。

1) 仮置場

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要です。災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため、仮置場を設置するものとし、平常時にその候補地を選定しています。

現在の候補地面積では大規模災害に対しては面積が不足する可能性があり、仮置場の確保と対応について今後も検討を継続します。また、災害発生時に町有地で不足が生じる場合は県有地、国有地について利用を検討し、県、国に支援を要請します。

表 5-25 仮置場候補地

名称	所在地	概算面積	所有者及び管理者
福富マイランド公園南側駐車場	白石町大字八平 432 番地	3,322 m ²	白石町
新明グラウンド	白石町大字新明 2804 番地 6	15,518 m ²	白石町

出典：白石町災害廃棄物処理計画

表 5-26 仮置場必要面積

想定災害	仮置量 (t)	仮置場必要面積	
		(m ²)	(ha)
佐賀平野北縁断層帯による地震	113,887	55,908	5.59
想定風水害	8,829	11,919	1.19

出典：白石町災害廃棄物処理計画

2) 焼却施設

表 5-27 焼却施設の処理可能量

施設名	処理能力 (t/日)	処理実績 ^{※1} (t/年)	処理可能量(t/年)		処理可能量(t/2.7年)	
			中位 シナリオ ^{※2}	公称能力 最大 ^{※3}	中位 シナリオ ^{※2}	公称能力 最大 ^{※3}
さが西部 クリーンセンター	205	57,056	0	300	0	900

※1 処理実績は環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度調査結果）

※2 280日での処理可能推定量57,400tに対して、処理実績が57,056tであることから処理能力（公称能力）に対する余裕分の割合が10%を下回るため、処理可能量を0とした。

※3 年間最大稼働日数を280日と設定

3) 最終処分場

表 5-28 最終処分場の処理可能量

施設名	残余容量 (m ³)	処理実績 (m ³ /年)	処理可能量(t)		
			高位シナリオ		残余容量(t) - 10年分埋立量(t)
			(t/年)	(t/2.7年)	
クリーンパーク有田	15,022	1,057	600	1,700	6,600

出典：白石町災害廃棄物処理計画

環境省一般廃棄物処理実態調査（平成30年度調査結果）

第8節 その他の計画

1. ごみ処理減量体制

循環型社会の形成を推進する施策を実行するためには、施策の効果が浸透しやすくなるような体制づくりが求められます。体制づくりの一例として、町民・事業者・行政が一堂に会してごみ問題などの施策について意見を交換できる場である協議会などがあります。

本町においても、ごみ処理に関する重要案件について、協議会等と協力し、町民や事業者などへのごみ処理に対する理解と信頼を深めるよう努めるものとします。

2. 事業者の協力

廃棄物の元となる製品、流通容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、ごみ減量化のため、自主回収ルートの確立、リターナブル容器等の利用促進を行います。また、適正処理困難物等の処理施設整備について佐賀県・国等の関係各機関への要請を行っていきます。

3. 廃棄物再生事業者の協力

本町から排出されるごみの減量・再資源化のためには、これらに関連する再生事業者の協力が不可欠です。そのために、佐賀県下において登録されている廃棄物再生事業者等に対して、ごみ資源化への協力要請を行います。

4. 不法投棄

生活環境や自然環境を守るため、不法投棄ごみ防止に関する啓発や監視パトロールを継続して行います。

第6章 生活排水処理の状況・実績

第1節 生活排水処理の状況

1. 生活排水処理の体制

本町で排出される生活排水のうち、台所排水などの生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽により処理しています。ただし、これらの施設が未整備の一部の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出されています。

くみ取り便槽、単独及び合併処理浄化槽から収集されるし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設で処理しています。

農業集落排水施設から発生する汚泥は、堆肥化施設で堆肥化を行っています。

表 6-1 生活排水の施設管理主体

処理施設	処理対象	施設管理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	白石町
農業集落排水施設	し尿・生活雑排水	白石町
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	設置者
単独処理浄化槽	し尿	設置者
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	杵島地区衛生処理組合

平成 12 年の浄化槽法一部改正により単独処理浄化槽の新設は原則禁止され、合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義し、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として浄化槽法の適用対象としていますが、本町では未だ単独処理浄化槽が残存しており、「浄化槽」という表現が間違いを生じやすいため、本計画では従来どおり「合併処理浄化槽」及び「単独処理浄化槽」と記載します。

- ・ 単独処理浄化槽：し尿のみ処理
- ・ 合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水を併せて処理

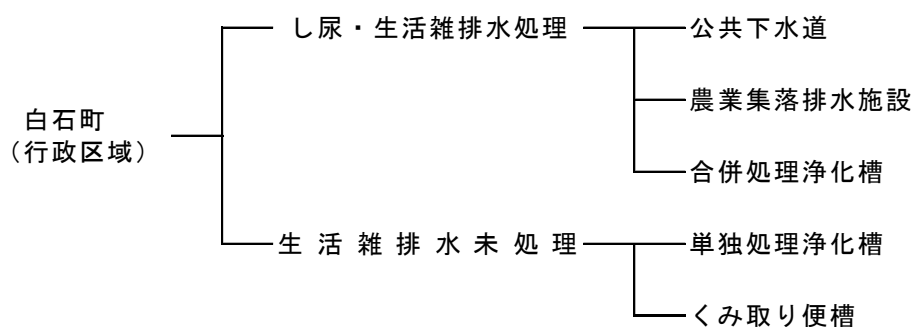


図 6-1 生活排水処理形態

2. 生活排水処理の体系

本町における生活排水の処理・処分の体系は以下のとおりです。

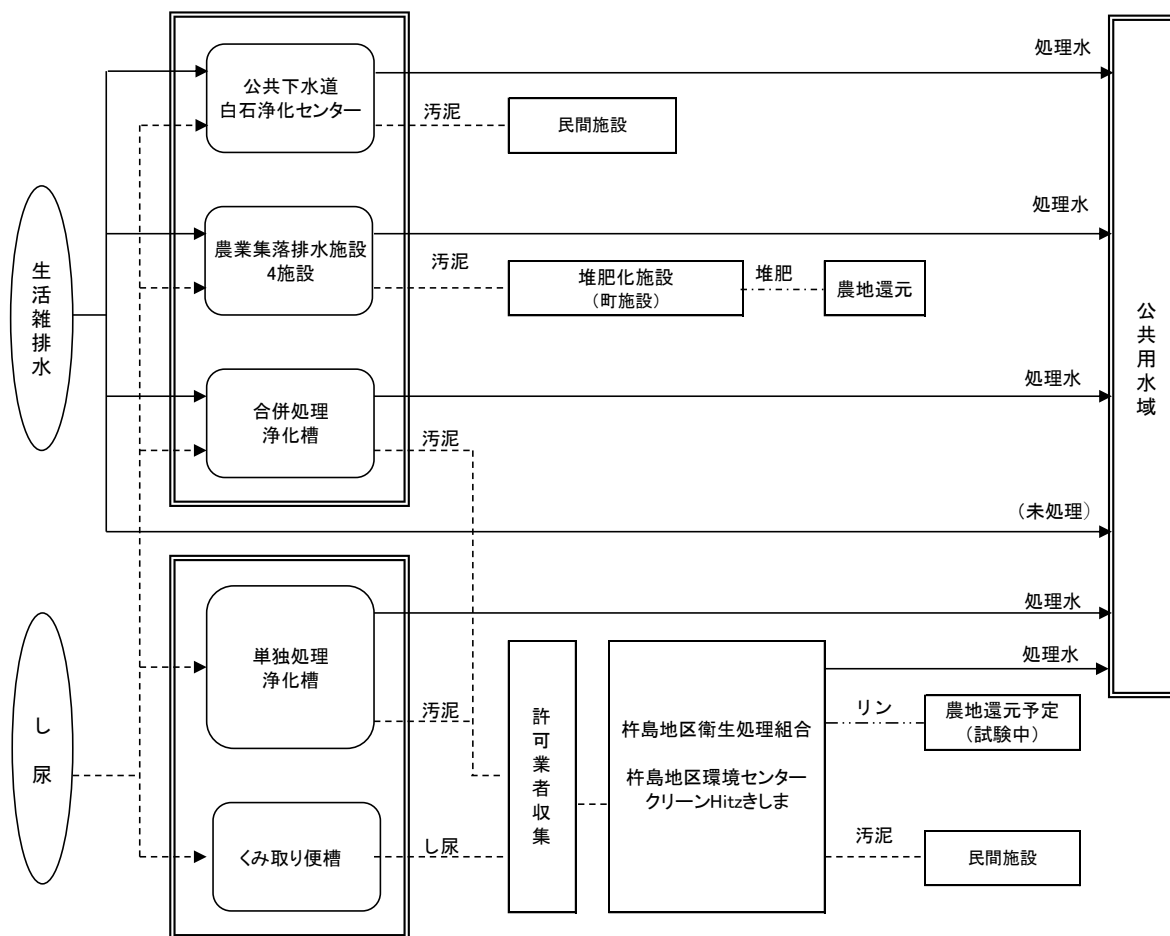


図 6-2 生活排水の処理フロー

第2節 生活排水処理の実績

1. し尿・浄化槽汚泥の収集・処理の現状

(1) 処理対象物の種類

し尿処理施設の処理対象物は以下に示すとおりです。なお、農業集落排水施設の施設から発生する汚泥は、町の堆肥化施設で堆肥化し、農地還元を行っています。

- ・ くみ取りし尿
- ・ 合併処理浄化槽汚泥
- ・ 単独処理浄化槽汚泥

(2) 収集区域の範囲

し尿・浄化槽汚泥収集区域は、公共下水道、農業集落排水処理施設に接続された住宅や事務所等を除き、本町管内全域です。

(3) 収集・運搬

し尿・浄化槽汚泥は、許可業者（3業者）による収集を行っており、収集車（18台）により収集しています。

表 6-2 収集・運搬の体制（車種・台数）

許可業者	車種	積載量 (L)	台数 (台)
A社	バキューム	3,000	3
		3,600	1
		3,700	2
		6,080	1
	小計	26,080	7
B社	バキューム	1,800	1
		3,000	5
		3,400	1
		3,700	2
	小計	27,600	9
C社	バキューム	2,700	1
		3,000	1
	小計	5,700	2
合計		59,380	18

※令和6年1月1日時点

2. 生活排水の処理方式別人口の動向と現状

水洗化・生活雑排水処理人口は、公共下水道、農業集落排水処理施設や合併処理浄化槽の整備により増加しています。一方、生活雑排水が未処理となる単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口は、年々減少しています。

水洗化・生活雑排水処理率は年々上昇しており、令和4年度末時点で62.4%となっています。

表 6-3 生活排水処理形態別人口

項目/年度	単位	H30	R1	R2	R3	R4
1. 行政区域内人口（年度末人口）	人	23,039	22,615	22,286	21,954	21,574
2. 計画処理区域内人口	人	23,039	22,615	22,286	21,954	21,574
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	12,832	13,092	13,260	13,354	13,457
水洗化・生活雑排水処理率	%	55.7%	57.9%	59.5%	60.8%	62.4%
(1) 公共下水道人口	人	2,241	2,454	2,644	2,815	2,940
(2) 農業集落排水処理人口	人	3,441	3,431	3,365	3,331	3,309
(3) 合併処理浄化槽人口	人	7,150	7,207	7,251	7,208	7,208
4. 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	人	822	776	738	688	649
5. 非水洗化人口	人	9,385	8,747	8,288	7,912	7,468
(1) し尿くみ取り人口	人	9,385	8,747	8,288	7,912	7,468
(2) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0
6. 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0

※各年度末時点

※水洗化・生活雑排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

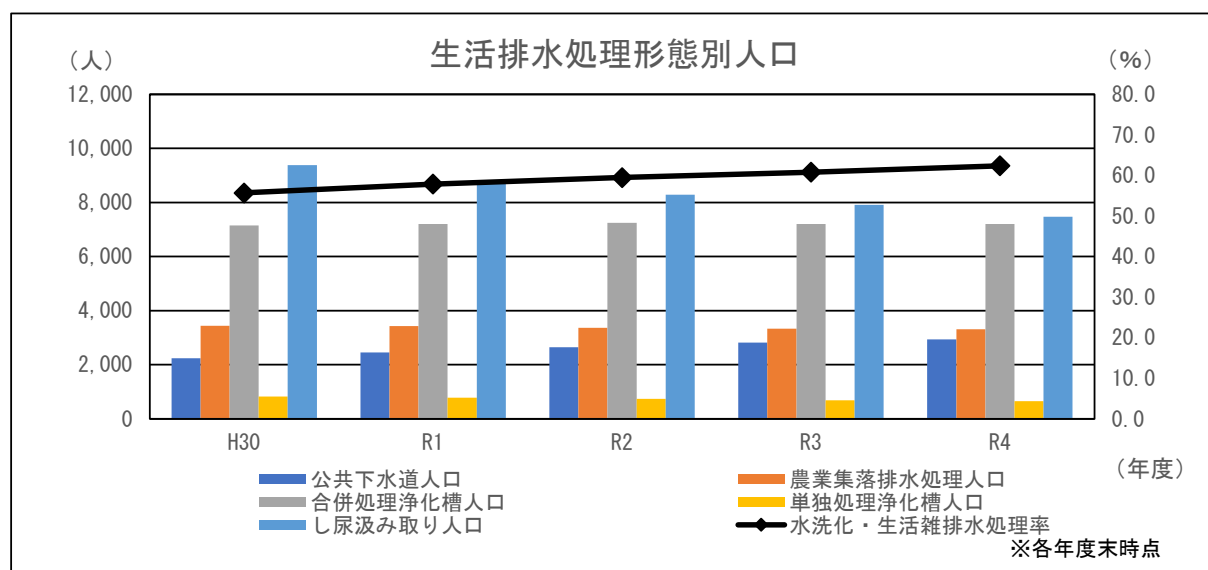


図 6-3 生活排水処理形態別人口の推移

表 6-4 全国及び佐賀県との比較（令和3年度）

地域	総人口 (人)	水洗化人口					合計 (人)	水洗化率 (単独処理浄化槽人口を含まない) (%)
		公共下水道 (人)	コミュニティ プラント (人)	集落排水 施設等 (人)	浄化槽人口 (人)	合併処理 浄化槽 (人)		
白石町	21,954	2,815	0	3,331	7,896	7,208	14,042	60.8
佐賀県	812,917	457,352	103	29,399	194,019	152,412	680,873	78.6
全国	126,068,422	97,194,357	192,997	2,347,030	21,175,715	12,858,762	120,910,099	89.3

全国、佐賀県の処理人口の出典：環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課「廃棄物処理実態調査結果 令和3年度」

3. 生活排水処理施設の整備状況

(1) 公共下水道施設

本町の公共下水道施設は、平成 25 年 12 月に供用開始しました。

事業区域内の令和 4 年度における接続率は 60.3%です。

表 6-5 公共下水道計画の概要

項目	全体計画 (H20~R12)	第1期事業計画 (H20~H26)	第2期事業計画 (H27~R6)
事業区域	白石地域、有明地域の一部		
事業名	特定環境保全公共下水道事業		
排水方式	分流式		
処理方式	膜分離活性汚泥法+凝集剤添加		
計画処理面積	184ha	89ha	48ha
計画処理人口	6,620人	3,900人	1,440人
日平均汚水量	2,050m ³ /日	1,160m ³ /日	500m ³ /日
日最大汚水量	2,680m ³ /日	1,470m ³ /日	710m ³ /日
時間最大汚水量	5,090m ³ /日	2,750m ³ /日	1,390m ³ /日

※第3期事業計画については事業見直しにより中止。

表 6-6 処理施設の概要

名称	白石浄化センター
位置	白石町大字東郷字笹島搦 100
敷地面積	14,700 m ²
処理能力	1,400 m ³ /日
処理方式	膜分離活性汚泥法+凝集剤添加
放流先	一級河川六角川
供用開始年度	平成 25 年度

表 6-7 公共下水道事業の整備状況

項目/年度	単位	H30	R1	R2	R3	R4
計画処理区域内人口	人	4,290	4,421	4,706	4,813	4,876
接続人口	人	2,241	2,454	2,644	2,815	2,940
接続率	%	52.2%	55.5%	56.2%	58.5%	60.3%
計画処理区域面積	ha	109.9	118.0	127.7	135.0	135.7

※各年度末時点

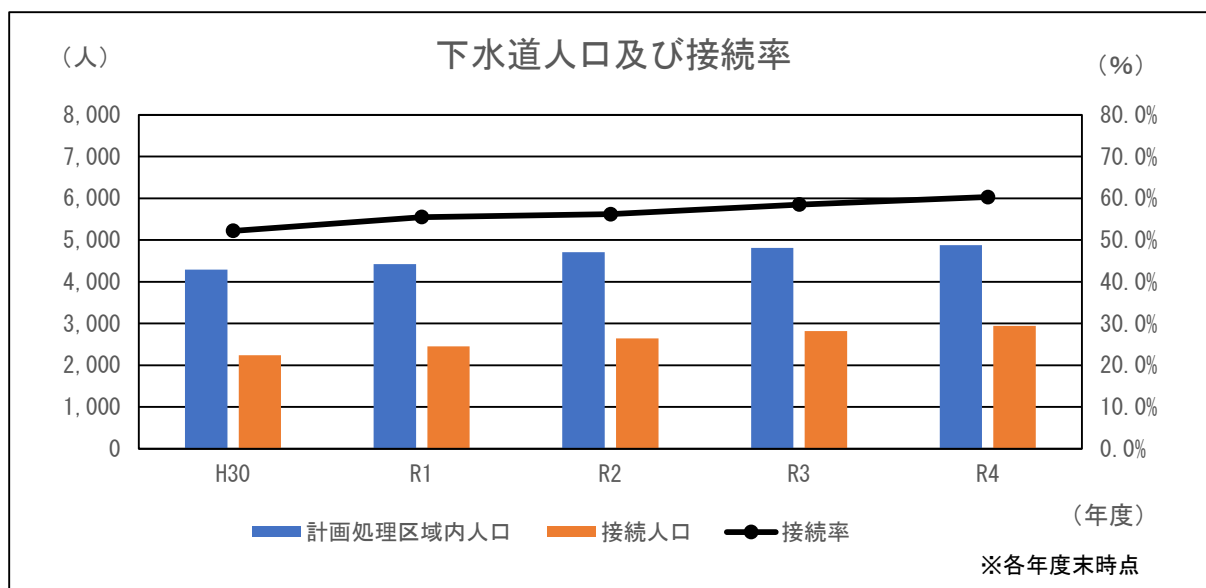


図 6-4 公共下水道人口及び接続率の推移

(2) 農業集落排水施設

本町の農業集落排水は5地区を4施設で処理を行っています。

各処理区の面的な整備は完了しています。全体の接続率は令和4年度末時点で76.7%になっています。施設から発生する汚泥は、堆肥化施設で堆肥化し、農地還元を行っています。

表 6-8 農業集落排水の概要

処理区	下区	住ノ江	牛屋東分	牛屋西分	須古
施設名	下区地区水処理センター	住ノ江地区水処理センター	牛屋地区水処理センター		須古地区水処理センター
処理対象地区	下区・中区・東区及び六府方区の一部	住ノ江区・六府方区及び北区の一部	大字牛屋の一部	大字牛屋及び大字戸ヶ里の一部	大字馬洗・堤・湯崎及び辺田の一部
計画処理区域面積	44.1ha	30.7ha	40.8ha	43.4ha	95.2ha
計画汚水処理能力	500m ³ /日	409m ³ /日	621m ³ /日		446m ³ /日
計画処理人口 [※]	766人	641人	657人	991人	1,258人
接続人口 [※]	680人	481人	411人	873人	864人
供用開始年月	平成12年11月1日	平成16年2月16日	平成20年6月1日	平成13年4月1日	平成24年6月1日
処理方式	連続流入間欠曝気方式	連続流入間欠曝気方式	回分式活性汚泥方式		連続流入間欠曝気方式
汚泥処分方式	堆肥化	堆肥化	堆肥化		堆肥化
面積整備率 [※]	100%	100%	100%	100%	100%

※令和4年度末実績

表 6-9 農業集落排水の整備状況

項目/年度		単位	H30	R1	R2	R3	R4
下区	計画処理区域内人口	人	801	795	783	795	766
	接続人口	人	713	711	698	701	680
	接続率	%	89.0%	89.4%	89.1%	88.2%	88.8%
住ノ江	計画処理区域内人口	人	766	724	693	661	641
	接続人口	人	560	528	512	490	481
	接続率	%	73.1%	72.9%	73.9%	74.1%	75.0%
牛屋西分	計画処理区域内人口	人	1,057	1,050	1,035	1,009	991
	接続人口	人	913	906	897	878	873
	接続率	%	86.4%	86.3%	86.7%	87.0%	88.1%
牛屋東分	計画処理区域内人口	人	715	688	663	646	657
	接続人口	人	416	412	407	410	411
	接続率	%	58.2%	59.9%	61.4%	63.5%	62.6%
須古	計画処理区域内人口	人	1,360	1,334	1,303	1,286	1,258
	接続人口	人	839	874	851	852	864
	接続率	%	61.7%	65.5%	65.3%	66.3%	68.7%
合計	計画処理区域内人口	人	4,699	4,591	4,477	4,397	4,313
	接続人口	人	3,441	3,431	3,365	3,331	3,309
	接続率	%	73.2%	74.7%	75.2%	75.8%	76.7%

※令和4年度末時点

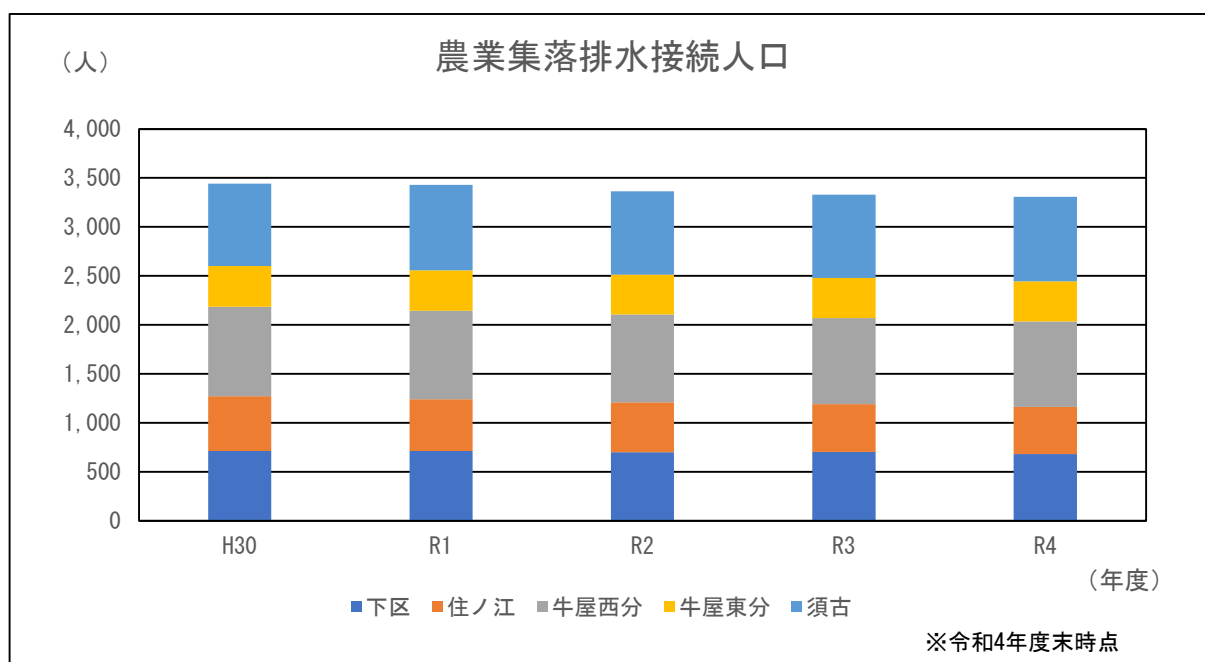


図 6-5 農業集落排水接続人口の推移

(3) 浄化槽

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、本町はかねてより公共下水道及び農業集落排水区域以外のエリアを浄化槽設置推進区域とし、合併処理浄化槽を設置する町民に対して浄化槽設置整備事業補助金として国及び県からの補助金に町費を上乗せした額（表 6-11 参照）を交付しています。さらに、令和 5 年度から令和 8 年度においては汚水処理人口普及率を向上させるために、くみ取り便槽や単独浄化槽からの転換に限り、宅内配管工事及びくみ取り便槽・単独浄化槽の撤去費用についても補助（表 6-12 参照）を行っています。（※住宅を新築する場合を除く）

表 6-10 補助金を活用した合併処理浄化槽の設置基数

単位：基

項目/年度	H30	R1	R2	R3	R4
設置基数	52	57	46	54	48

表 6-11 合併処理浄化槽設置に係る補助制度（令和 5 年 4 月時点）

区 分	補助限度額	備考
5 人槽	600,000 円 (332,000 円)	延べ床面積 130 m ² 以下
6～7 人槽	720,000 円 (414,000 円)	延べ床面積 130 m ² を超える
8～10 人槽	920,000 円 (548,000 円)	台所及び浴室が 2 箇所以上 2 世帯住宅など
11～20 人槽	939,000 円 (939,000 円)	
21～30 人槽	1,472,000 円 (1,472,000 円)	
31～50 人槽	2,037,000 円 (2,037,000 円)	
51 人槽～	2,326,000 円 (2,326,000 円)	

※賃貸住宅等については、（ ）が補助限度額となる。

表 6-12 令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 年間の補助制度

区 分	補助限度額	補助対象額
宅内配管工事	200,000 円	工事費の 100%
単独浄化槽撤去	120,000 円	工事費の 100%
くみ取り便槽撤去	90,000 円	工事費の 100%

(4) し尿処理施設

本町管内で排出されたし尿・浄化槽汚泥は、杵島地区衛生処理組合の杵島地区環境センターにて処理を行っています。

し尿の排出量は年々減少していますが、浄化槽汚泥は増加しています。

当該施設では、資源化としてリンを回収しています。現在は、佐賀農業高等学校・大規模農家・家庭菜園等において試験を行っており、今後、使用に適した作物や環境、使用方法等の確立後に販売もしくは提供等を行っていく計画です。

表 6-13 し尿処理施設の概要

施設名	杵島地区環境センター クリーンHitz きしま
処理方式	水処理：高負荷脱窒素処理方式+高度処理方式 資源化：リン回収
処理能力	75KL/日（し尿：47KL/日、浄化槽汚泥：28KL/日）
竣工年月	令和5年3月

表 6-14 し尿・浄化槽汚泥の推移

項目/年度	単位	H30	R1	R2	R3	R4
し尿	KL/年	12,523	12,603	12,041	11,740	11,008
	KL/日	34.31	34.43	32.99	32.16	30.16
	L/人・日	3.66	3.94	3.98	4.07	4.04
浄化槽汚泥	KL/年	6,177	5,870	5,953	6,240	6,443
	KL/日	16.92	16.04	16.31	17.10	17.65
	L/人・日	2.12	2.01	2.04	2.17	2.25
合計	KL/年	18,700	18,473	17,994	17,980	17,451
	KL/日	51.23	50.47	49.3	49.26	47.81

※各年度末時点

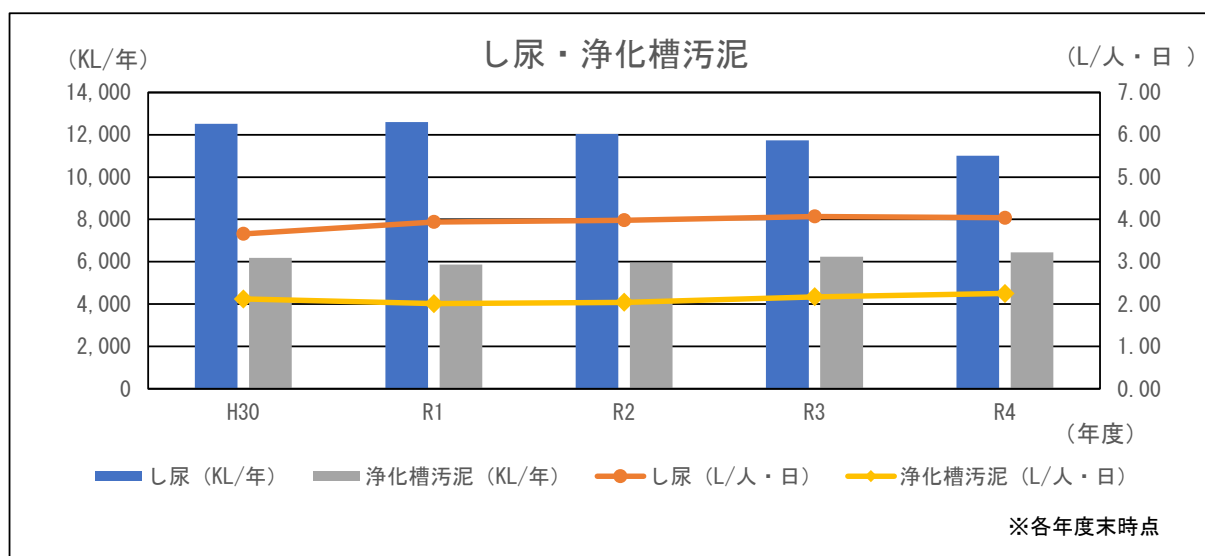
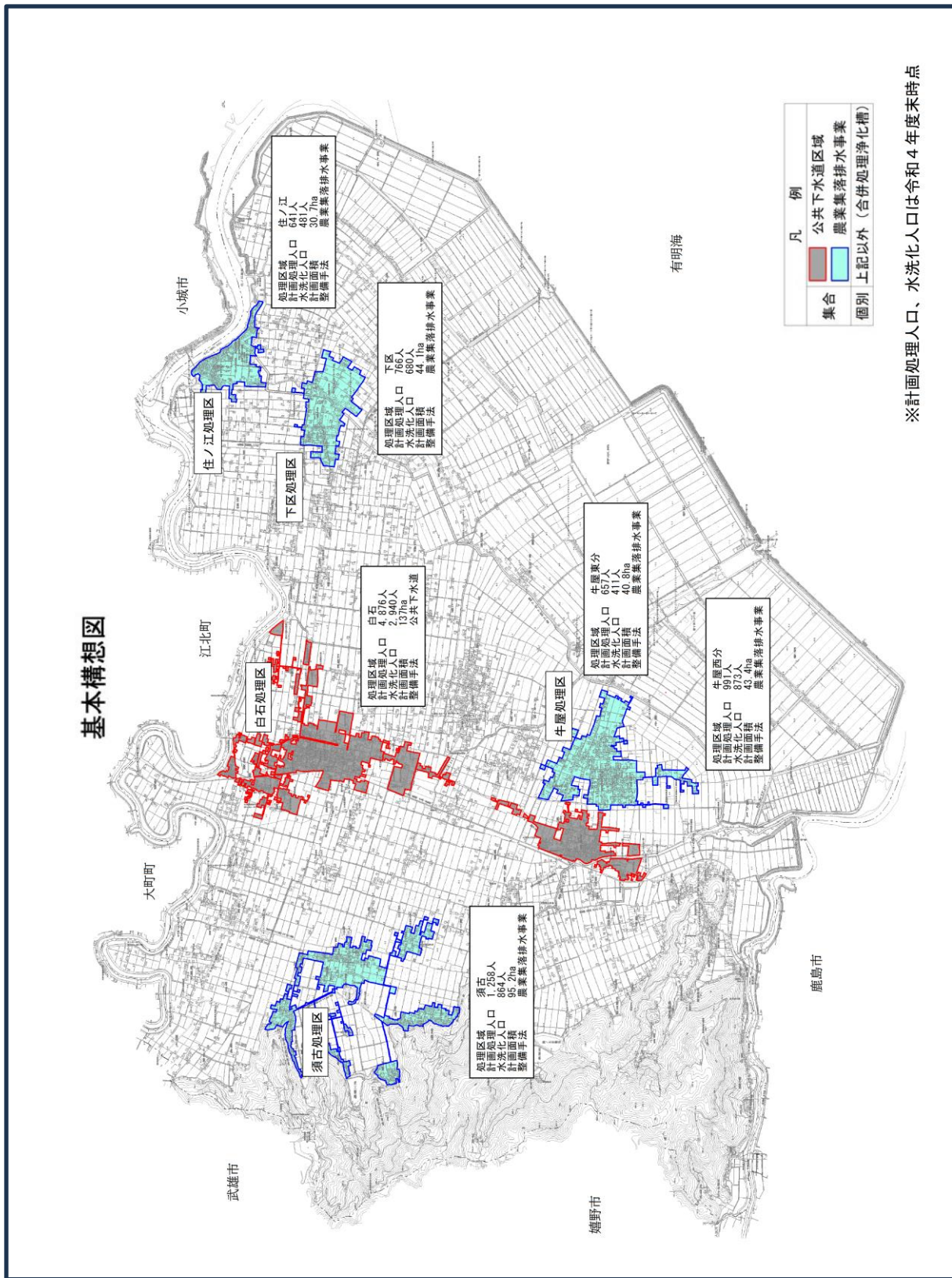


図 6-6 し尿・浄化槽汚泥の推移



※計画処理人口、水洗化人口は令和4年度末時点

図 6-7 白石町污水处理整備構想図

4. 生活排水処理の資源化

(1) 農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設から発生する汚泥による堆肥化量の実績は以下のとおりです。

表 6-15 堆肥化の実績

項目	単位	H30	R1	R2	R3	R4
堆肥化量	t/年	48.6	46.4	59.9	52.6	38.6

出典：出荷実績

(2) し尿処理施設

現在、回収したリンによる栽培試験を行っており、今後、使用に適した作物や環境、使用方法等の確立後に販売もしくは提供等を行っていく計画です。

5. し尿・浄化槽汚泥処理の経費

旧施設の老朽化に伴い、令和元年度から令和4年度に、新しい施設の整備を行ったため経費が増加しています。

表 6-16 生活排水処理の経費

区分	単位	H30	R1	R2	R3	R4
し尿量	KL/年	12,523	12,603	12,041	11,740	11,008
浄化槽汚泥量	KL/年	6,177	5,870	5,953	6,240	6,443
合計	KL/年	18,700	18,473	17,994	17,980	17,451
処理及び維持管理費	千円	197,004	285,583	290,865	250,759	256,412
処理量当たり経費	円/KL	10,535	15,459	16,165	13,947	14,693

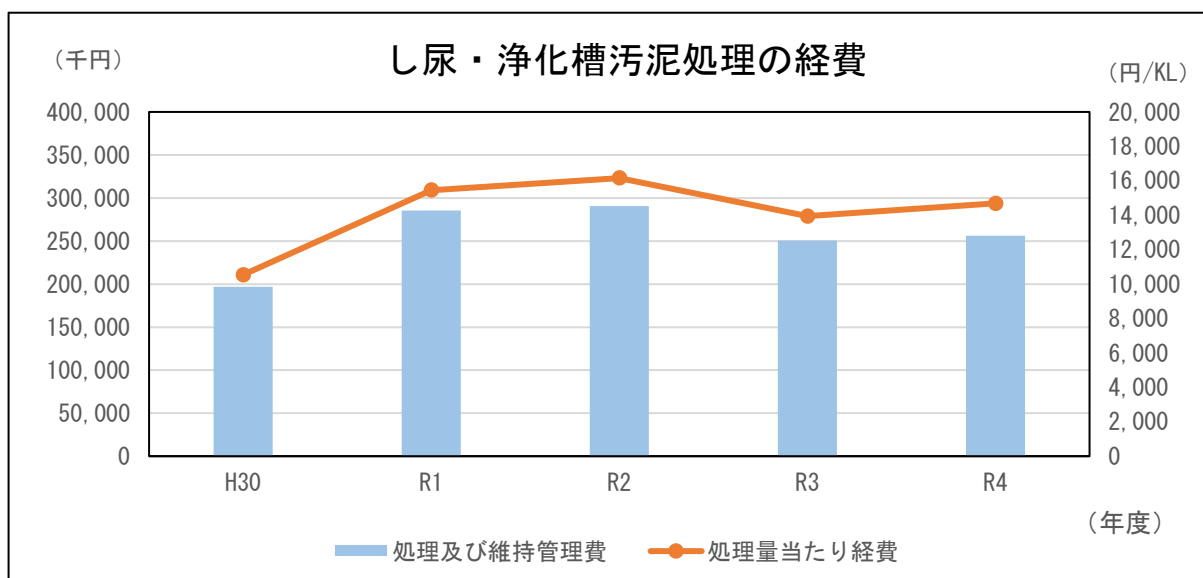


図 6-8 生活排水処理の経費

6. 生活排水処理の課題

(1) 公共下水道への接続推進

公共下水道施設の整備は令和4年度を以て完了しました。整備区域においては、下水道への早期接続を促す必要があります。また、法令等に定める義務期間を経過した世帯に対する指導の強化が引き続き必要です。

(2) 農業集落排水への接続推進

農業集落排水処理施設の整備は完了しています。今後、下水道同様に接続率の向上を図る必要があります。

(3) 合併処理浄化槽の設置推進と適正な維持管理

町全体の水環境の改善のため、継続的に合併処理浄化槽の設置推進を行わなければなりません。また、設置者に浄化槽の定期的な保守・点検、清掃の実施について啓発を強化する等、引き続き適正な維持管理の徹底に努める必要があります。

(4) し尿処理施設

し尿処理施設から回収したリンを有効に利用する方法を検討する必要があります。

第7章 生活排水処理計画

第1節 生活排水処理の目標

1. 理念・目標

本計画では、前計画の生活排水処理に係る理念・目標として掲げた、合併処理浄化槽及び下水道等の整備による生活排水の適正処理と水環境の保全を踏襲します。

【理念・目標】

合併処理浄化槽及び下水道等の整備による生活排水の適正処理と水環境の保全

2. 基本方針

快適な生活環境の形成とため池やクリーク、河川等の水環境をできるだけ自然の状態で維持するため、住民の水環境に対する意識の高揚を図るとともに、地域特性に応じた生活排水の処理について基本方針を以下の様に定めます。

基本方針1 汚水処理施設の整備による生活排水の適正処理

白石町汚水処理整備構想に基づき地域特性に応じた汚水処理施設の整備を行い、生活排水の適正処理を推進します。

- ① 公共下水道又は農業集落排水処理区域においては、当該施設への接続を図るものとします。
- ② 公共下水道又は農業集落排水処理区域外においては、合併処理浄化槽への転換を図ります。

基本方針2 し尿・浄化槽汚泥等の適正処理

- ① し尿・浄化槽汚泥は、し尿処理施設での適正処理を継続します。
- ② 農業集落排水施設から発生する汚泥の処理については、堆肥として農地還元を行っていきます。
- ③ 公共下水道から発生する汚泥の処理については、民間施設に委託して処理を行って行きます。

基本方針3 水環境の保全のための普及啓発

- ① 水環境の保全のためには、住民及び事業者の理解と協力を得て、生活排水処理施設の接続及び合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、住民及び事業者による汚濁負荷の削減に向けた取組等について普及啓発を図るものとします。

3. 水洗化・生活雑排水処理率の目標値

令和4年度における水洗化・生活雑排水処理率は62.4%です。

計画目標年度の令和20年度までに75%に向上させることを目標とします。

【水洗化・生活雑排水処理率の目標値】

◆水洗化・生活雑排水処理率の目標値（令和20年度）

水洗化・生活雑排水処理率を75%以上に向上させます。

中間目標： 令和10年度66% → 令和15年度70%

第2節 生活排水処理形態別人口等の予測

1. 処理形態別人口の予測

公共下水道又は農業集落排水処理区域内において、当該施設への接続を図ることや、公共下水道又は農業集落排水の処理区域外において合併処理浄化槽への転換を図ることにより、水洗化・生活雑排水処理率が向上します。しかし、公共下水道、農業集落処理施設への接続や合併処理浄化槽への切替も進みますが、行政区域内人口の減少に伴い、公共下水道人口、農業集落排水処理人口と合併処理浄化槽人口は減少すると予測されます。

表 7-1 処理形態別人口の予測

項目/年度	単位	実績					予 測				
		R4	R5	R10	R15	R20					
1. 行政区域内人口（年度末人口）	人	21,574	21,272	19,646	18,079	16,622					
2. 計画処理区域内人口	人	21,574	21,272	19,646	18,079	16,622					
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	13,457	13,356	13,001	12,821	12,595					
水洗化・生活雑排水処理率	%	62.4%	62.8%	66.2%	70.9%	75.8%					
(1) 公共下水道人口	人	2,940	2,915	2,789	2,822	2,828					
(2) 農業集落排水処理人口	人	3,309	3,301	3,152	3,019	2,867					
(3) 合併処理浄化槽人口	人	7,208	7,140	7,060	6,980	6,900					
4. 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	人	649	620	473	360	275					
5. 非水洗化人口	人	7,468	7,296	6,172	4,898	3,752					
(1) し尿くみ取り人口	人	7,468	7,296	6,172	4,898	3,752					
(2) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0					
6. 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0					

※各年度末時点

※水洗化・生活雑排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

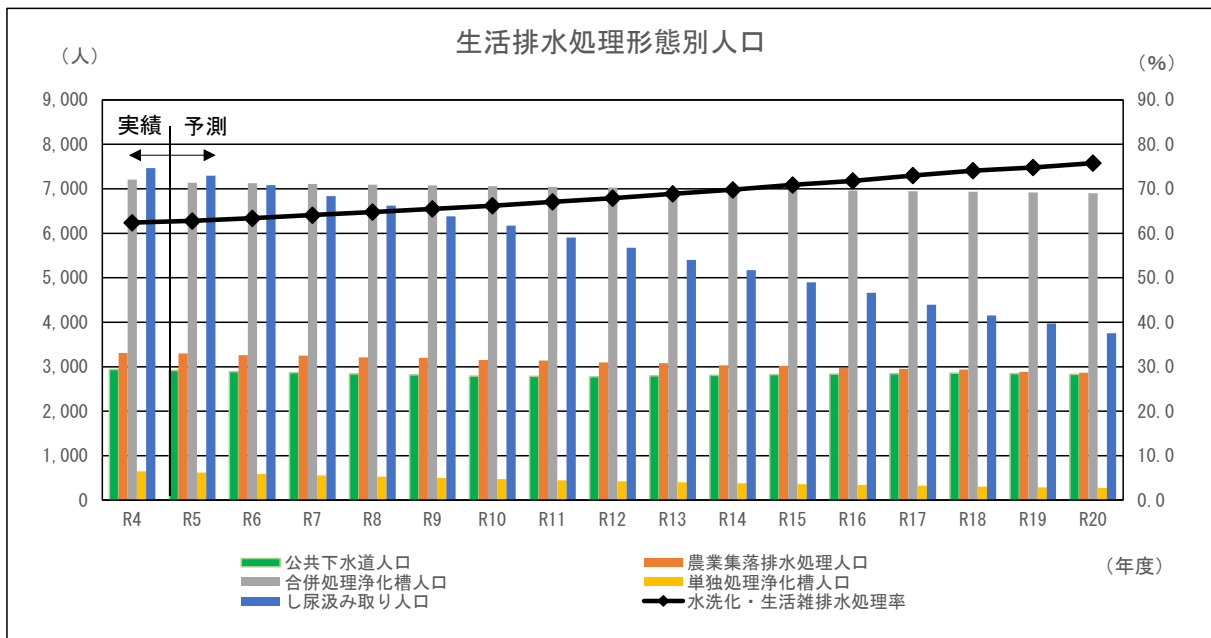


図 7-1 処理形態別人口の予測

2. 生活排水処理施設の予測

(1) 公共下水道施設

公共下水道は、計画処理区域人口が行政区域内人口の減少に伴い令和 20 年度に 3,544 人になると予測されます。接続人口は令和 10 年度までは減少しますが、令和 11 年度以降は微増し、令和 20 年度には 2,828 人になると予想されます。接続率は 79.8%に向上すると予測されます。

表 7-2 公共下水道の予測

項目/年度	単位	実績	予 測			
		R4	R5	R10	R15	R20
計画処理区域内人口	人	4,876	4,759	4,174	3,850	3,544
接続人口	人	2,940	2,915	2,789	2,822	2,828
接続率	%	60.3%	61.3%	66.8%	73.3%	79.8%

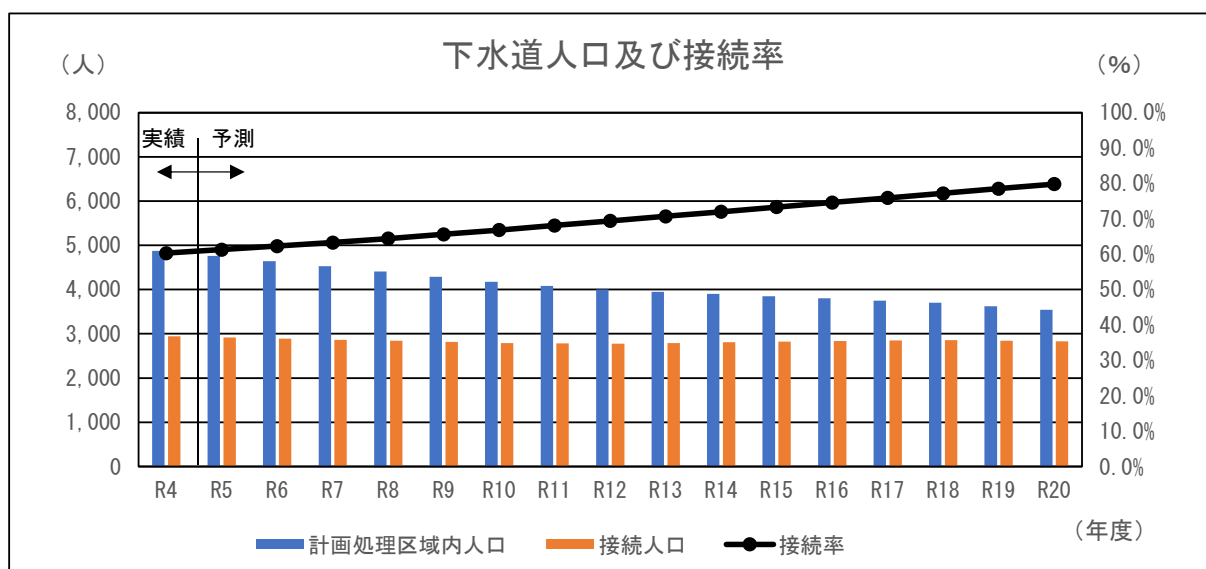


図 7-2 公共下水道の予測

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設は、計画処理区域人口が行政区域内人口の減少に伴い令和 20 年度に 3,322 人になると予測されます。接続人口は 2,867 人に減少しますが、接続率が 86.3%に増加すると予測されます。

表 7-3 農業集落排水施設の予測

項目/年度		単位	実績				
			R4	R5	R10	R15	R20
下区	計画処理区域内人口	人	766	758	697	643	590
	接続人口	人	680	674	622	577	531
	接続率	%	88.8%	88.9%	89.3%	89.7%	90.0%
住ノ江	計画処理区域内人口	人	641	635	583	538	494
	接続人口	人	481	480	459	441	420
	接続率	%	75.0%	75.6%	78.8%	81.9%	85.0%
牛屋西分	計画処理区域内人口	人	991	981	902	832	763
	接続人口	人	873	865	801	744	687
	接続率	%	88.1%	88.2%	88.8%	89.4%	90.0%
牛屋東分	計画処理区域内人口	人	657	650	598	552	506
	接続人口	人	411	414	413	412	405
	接続率	%	62.6%	63.7%	69.1%	74.6%	80.0%
須古	計画処理区域内人口	人	1,258	1,245	1,145	1,057	969
	接続人口	人	864	868	857	845	824
	接続率	%	68.7%	69.7%	74.8%	79.9%	85.0%
合計	計画処理区域内人口	人	4,313	4,269	3,925	3,622	3,322
	接続人口	人	3,309	3,301	3,152	3,019	2,867
	接続率	%	76.7%	77.3%	80.3%	83.4%	86.3%

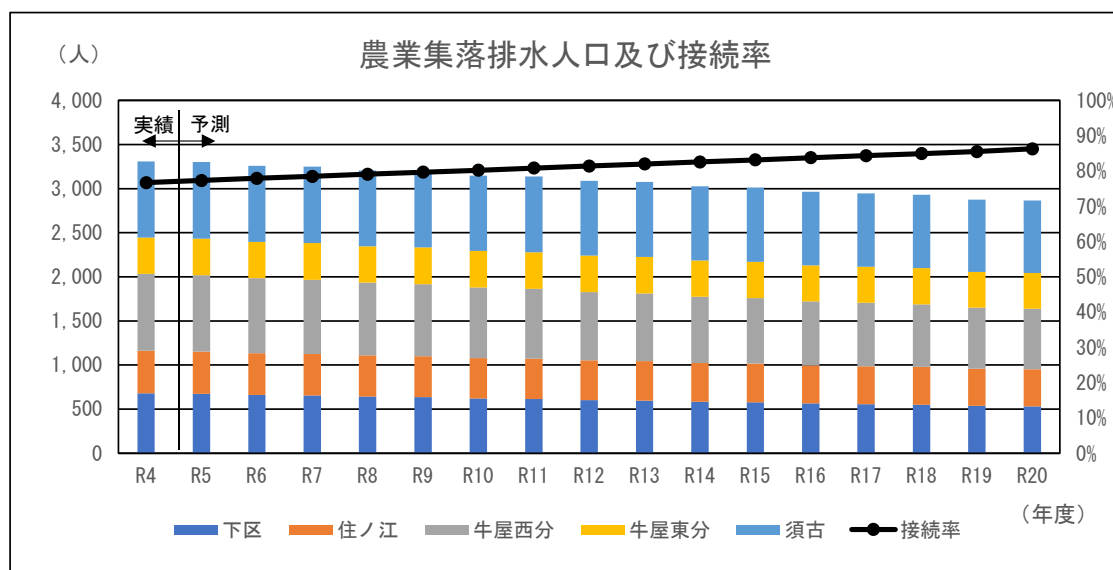


図 7-3 農業集落排水施設の予測

3. し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測

し尿及び浄化槽汚泥発生量は、行政区域内人口の減少と生活排水処理施設への接続等に伴い減少すると予想されます。

表 7-4 し尿及び浄化槽汚泥の予測

項目/年度	単位	実績					予 測				
		R4	R5	R10	R15	R20	R4	R5	R10	R15	R20
し尿	KL/年	11,008	10,521	8,876	7,044	5,396					
	KL/日	30.16	28.75	24.32	19.30	14.78					
	L/人・日	4.04	3.94	3.94	3.94	3.94					
浄化槽汚泥	KL/年	6,443	6,021	5,829	5,680	5,552					
	KL/日	17.65	16.45	15.97	15.56	15.21					
	L/人・日	2.25	2.12	2.12	2.12	2.12					
合計	KL/年	17,451	16,542	14,705	12,724	10,948					
	KL/日	47.81	45.20	40.29	34.86	29.99					

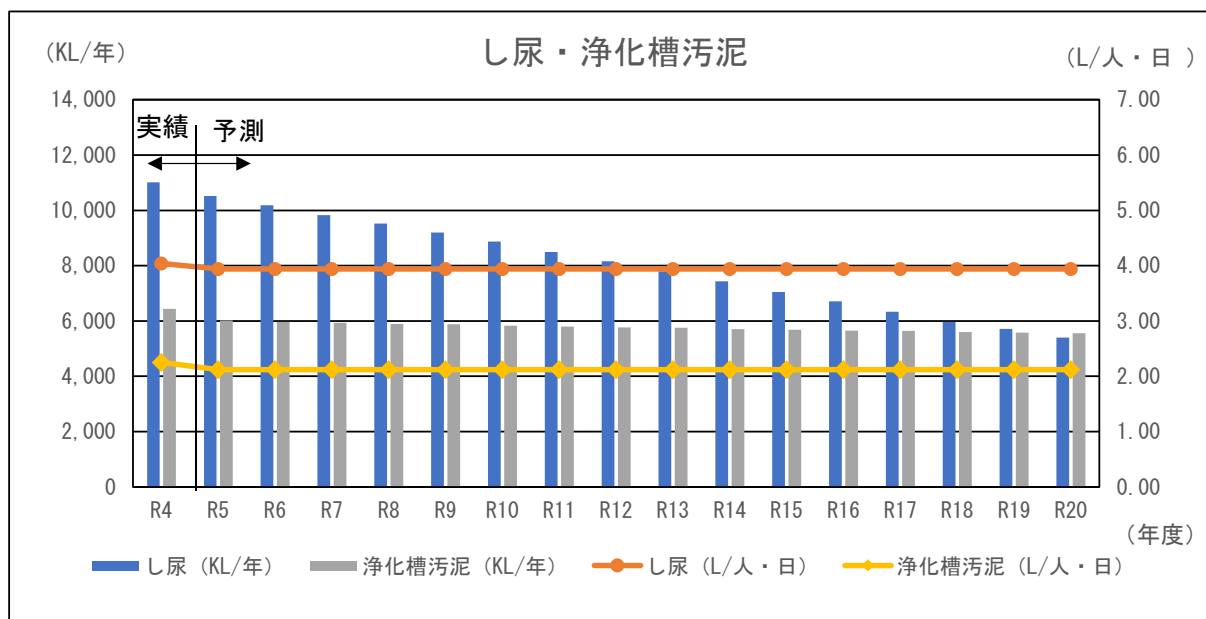


図 7-4 し尿及び浄化槽汚泥の予測

4. 排出抑制計画

(1) 排出抑制計画の基本方針及びその方法

本町における排出抑制計画の基本方針及び方法は、以下に示すとおりです。

- ◆ 浄化槽汚泥の適正管理
- ◆ 町民への啓発

(2) 浄化槽の適正管理による浄化槽汚泥の排出抑制

本町管内の保守・点検・清掃については、浄化槽法に基づき許可業者が行っている。

浄化槽については、適切な維持管理が行われないと、処理水水質の悪化を招いたり、し尿処理施設へ搬入される浄化槽汚泥が増大することとなるため、適正な管理が行われるよう許可業者への管理指導を行っていくものとします。

(3) 町民への啓発

公共用水域の汚濁防止等のために、生活雑排水対策の必要性、公共下水道等への早期接続、浄化槽管理の重要性などについて啓発します。

5. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬計画の基本方針及び方法

本町における収集・運搬計画の基本方針及び方法は、以下に示すとおりです。

- ◆ し尿及び浄化槽汚泥の量に応じた効率的な収集・運搬体制の見直し

(2) 収集区域の範囲

収集・運搬の範囲は、現行どおり行政区域全体とします。

(3) 収集・運搬の方法及び量

収集・運搬の方法は、現行どおり許可業者による収集・運搬とします。

表 7-5 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬量

項目/年度		単位	実績	予測			
			R4	R5	R10	R15	R20
排出量	し尿	KL/日	30.16	28.75	24.32	19.30	14.78
	浄化槽汚泥	KL/日	17.65	16.45	15.97	15.56	15.21
割合	し尿	%	63.1%	63.6%	60.4%	55.4%	49.3%
	浄化槽汚泥	%	36.9%	36.4%	39.6%	44.6%	50.7%
合計		KL/日	47.81	45.2	40.29	34.86	29.99

(4) 収集・運搬の体制維持

し尿及び浄化槽汚泥の量に応じて効率的な収集・運搬体制を維持するものとします。

ただし、今後、集合処理施設への接続や合併処理浄化槽への切り替え等にもなう収集量や収集区域の見直しを必要に応じて行うものとします。

6. 中間処理計画

(1) 中間処理計画の基本方針と方法

本町における中間処理計画の基本方針及び方法は、以下に示すとおりです。

- ◆ 中間処理体制の維持
- ◆ 施設の適正な維持管理

(2) 中間処理体制の維持

公共下水道、農業集落排水処理施設やし尿処理施設の中間処理体制は、現状の体制を維持します。

(3) 施設の適正な維持管理

杵島地区衛生処理組合や関係市町と連携し、周辺環境に十分に配慮した施設の維持管理が行えるよう協力していくものとします。

7. 最終処分計画

(1) 最終処分計画の基本方針及び方法

本町における最終処分計画の基本方針及び方法は、以下に示すとおりです。

- ◆ 汚泥の適正処分
- ◆ し渣の適正処分

(2) 汚泥の適正処分

公共下水道及びし尿処理施設から発生する汚泥は、民間施設に処理を委託しています。

農業処理施設から発生する汚泥は、堆肥化し農地還元を行っています。

今後も、現行の方法により適正に処分を行っていきます。

(3) し渣の適正処分

公共下水道及びし尿処理施設から発生するし渣は、業者に処理を委託し、焼却、埋立処分を行っています。

農業集落排水施設から発生するし渣は、さが西部クリーンセンターで焼却・熔融処分し、焼却残渣はクリーンパーク有田で埋立処分しています。

8. 資源化計画

(1) 資源化計画の基本方針及び方法

本町における資源化計画の基本方針及び方法は、以下に示すとおりです。

- ◆ 農業集落排水施設の処理汚泥の堆肥化
- ◆ し尿処理施設のリンの有効利用

(2) 農業集落排水汚泥の堆肥化

農業集落排水処理施設の処理汚泥を堆肥化し有効利用します。

堆肥化量は、令和 20 年度に 43.0 t/年になると予測されます。

表 7-6 農業集落排水処理施設から発生する汚泥による堆肥化量の予測

項目	単位	実績	予測			
		R4	R5	R10	R15	R20
農業集落排水処理人口	人	3,309	3,301	3,152	3,019	2,867
堆肥化量	t/年	38.6	49.5	47.3	45.3	43.0

※堆肥化量：人口×過去5年間の堆肥化量（0.015 t/人）

(3) し尿処理施設から回収するリンの有効利用の検討

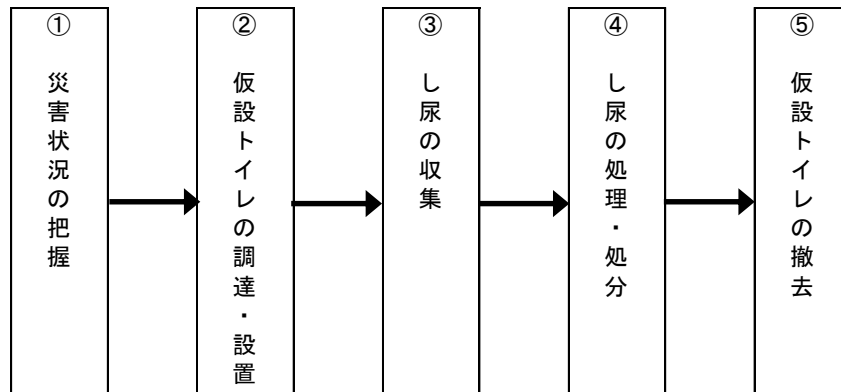
し尿処理施設から回収したリンを有効に利用する方法を検討します。

第3節 災害時のし尿処理計画

1. 災害時に発生するし尿等の処理

(1) 災害時のし尿処理対策の流れ

震災発生時には、避難所へ避難した被災住民が使用する仮設トイレ、上水道のほか、下水道等の被災により水洗トイレが使用できなくなることにより発生するし尿の処理が必要となります。一方、水害発生時には、仮設トイレの設置の他、衛生上の観点から浸水地域の水没便槽におけるし尿のくみ取り回収が必要となります。災害時のし尿処理対策の流れは以下のとおりです。



① 災害状況の把握

災害が発生した場合、被災状況、避難者数、水洗便所使用の可否等の情報を収集し、早急に仮設トイレの設置箇所、必要基数及びし尿収集必要量等について検討する。

② 仮設トイレの調達・設置

被災地の衛生環境を確保するために必要と認める場合は、仮設トイレを調達し、避難所、避難場所や被災地内に設置するものとする。設置にあたっては、洋式トイレも併用し、段差を緩和するなど、高齢者等に配慮するものとする。

また、あらかじめ、避難所等への配布個数、備蓄個数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤、トイレトーパー、照明等の備蓄に努めることとする。この調達計画に基づき、仮設トイレを調達するものとするが、必要量が確保できない場合、県に対し供給を要請するものとする。

③ し尿の収集

基本的に平常時と同様な収集体制とするが、収集・運搬車両の不足等が生じた場合は、し尿収集・運搬を行う許可業者や広域からの協力支援を依頼することとする。

④ し尿の処理・処分

し尿の処理は原則、杵島地区環境センター（クリーンHitzきしま）で実施するものとする。災害時には、処理量が平常時の何倍にも増加するものと考えられ、し尿処理量が杵島地区環境センターの処理能力を超える場合や、し尿処理施設の破損等で処理が行えない場合は、集合処理施設での処理や周辺市町処理場への応援依頼など適切な処理計画の検討を行うものとする。

⑤ 仮設トイレの撤去

水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合、速やかに仮設トイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図るものとする。

図 7-5 災害時のし尿処理対策の流れ

(2) し尿要処理量の推計

1) 推計のフロー

災害時のし尿要収集人口のイメージを図 7-6に示します。

災害発生時には、避難した被災住民及び断水被害により水洗トイレが使用できない住民が使用する仮設トイレのし尿を処理する必要があります。また、衛生、防疫の観点から、水没被害等を受けたくみ取り便槽や浄化槽のし尿等も迅速に処理する必要があります。

し尿要収集量の推計は、図 7-7に基づき行います。

行政区域内人口		
在宅住民		避難住民
非水洗化住民	水洗化住民	
	断水による 仮設トイレ必要人口	避難住民人口

※ 災害時のし尿要収集人口

図 7-6 災害時のし尿要収集人口のイメージ

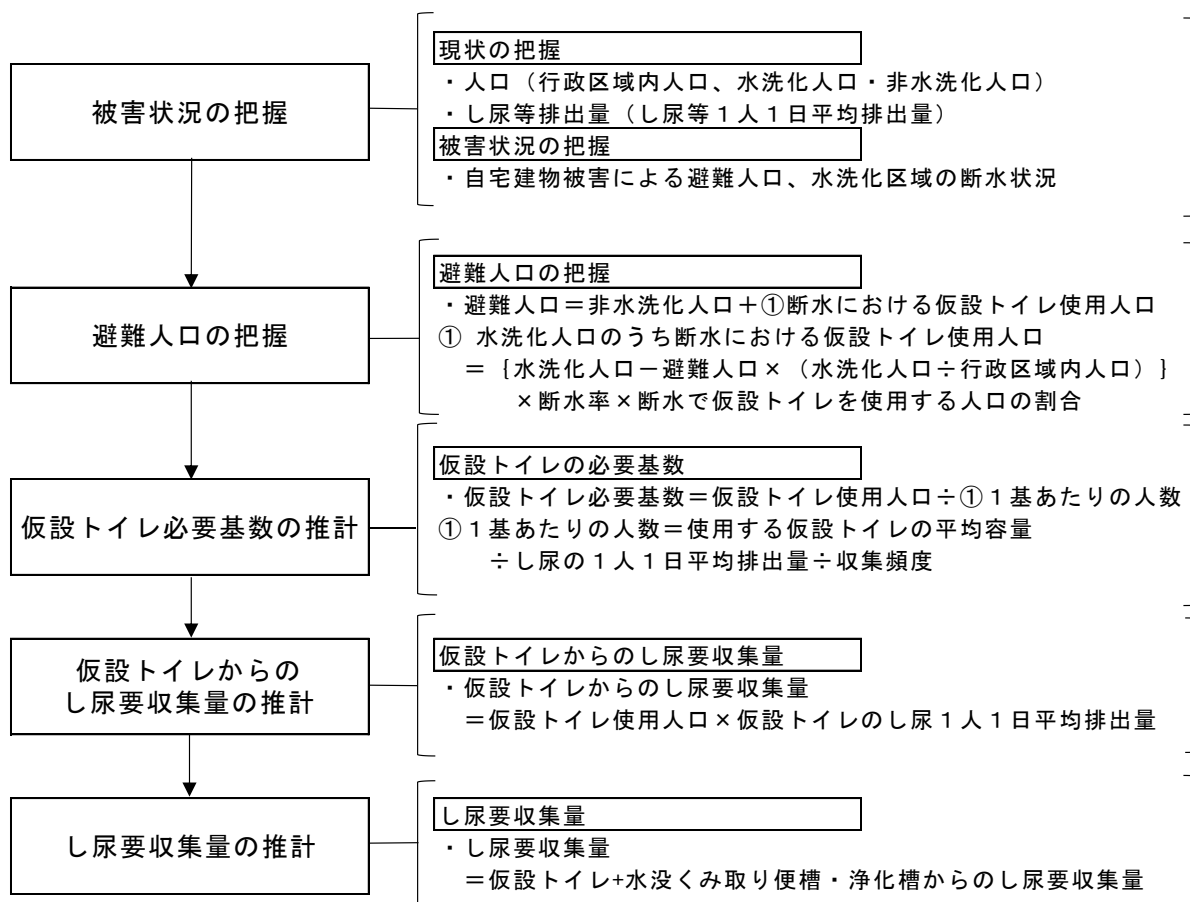


図 7-7 し尿要処理量の推計フロー

2) 推計の条件

① 想定被害ケース

災害時、自宅建物被害による避難人口を3ケース設定し被害想定を行います。被害想定ケースの概要は表 7-7に示すとおりです。

表 7-7 想定被害ケースごとの避難人口

Case	被害想定	被害
Case 1	行政区域内人口の100%が避難	大 ↓ 小
Case 2	行政区域内人口の10%が避難	
Case 3	行政区域内人口の1%が避難	

② 避難人口

被害想定対象となる人口は、本町の令和4年度末時点の人口を用いるものとししました。人口の概要は表 7-8のとおりです。

表 7-8 本町人口の概要（令和4年度）

種類	人口（人）	割合	備考
水洗化人口※ ¹	14,106	65.4%	令和4年度末 本町実績
非水洗化人口※ ²	7,468	34.6%	
行政区域内人口	21,574	100%	

※1 公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽人口

※2 し尿くみ取り人口

被害想定ケースごとの避難人口は表 7-9のとおりです。また、避難人口のうち水洗化及び非水洗化人口の内訳は、全避難人口に令和4年度末時点の水洗化・非水洗化人口の割合を各々乗じて算出しました。想定被害ケースごとの避難人口の内訳は表 7-10に示すとおりです。

表 7-9 想定被害ケースごとの避難人口

Case	被害想定	避難人口（人）	被害
Case 1	行政区域内人口の100%が避難	21,574人×100%=21,574	大 ↓ 小
Case 2	行政区域内人口の10%が避難	21,574人×10%=2,157	
Case 3	行政区域内人口の1%が避難	21,574人×1%=216	

表 7-10 想定被害ケースごとの避難人口の内訳

Case	避難人口（人）			備考
	合計	うち、水洗化人口	うち、非水洗化人口	
Case 1	21,574	14,106	7,468	水洗化人口（65.4%） 非水洗化人口（34.6%）
Case 2	2,157	1,410	747	
Case 3	216	141	75	

③ 断水による仮設トイレ使用人口

自宅建物被害は軽度であるが上水道等の被災により断水となり水洗トイレが使用できなくなる家庭が出てくると想定され、以下のとおり条件を設定しました。

- ☆ 断水のおそれがあることを考慮して、避難所に避難する住民全員が仮設便所を利用する避難所は、一時に多くの人数を収容することから既存の施設では処理しきれないと仮定します。
- ☆ 断水により水洗便所が使用できなくなった在宅住民も、仮設トイレを使用すると仮定します。断水により仮設トイレを利用する住民は、断水した世帯のうち半数とし、残り半数の在宅住民は給水、井戸水等により用水を確保し住宅の便所を使用すると仮定します。

資料：千葉県市町村災害廃棄物処理計画策定指針（H13.4）

断水による仮設トイレ使用人口は次式で求められます。

断水による仮設トイレ使用人口

$$= \{(\text{水洗化人口} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口})) \times \text{断水率} \times (\text{断水で仮設トイレを使用する人口の割合})$$

断水率及び水洗トイレを使用する家庭のうち、断水で仮設トイレを使用する人口の割合は表 7-11、想定被害ケースごとの避難人口の内訳は表 7-12に示すとおりです。

表 7-11 断水で仮設トイレを使用する人口の割合

種類	断水率	断水で仮設トイレを使用する人口の割合
災害発生当日	90%	50%
1週間後	15%	

資料：総務省消防庁資料（静岡県の例）

表 7-12 想定被害ケースごとの避難人口の内訳

Case		水洗化人口 (人)		断水率	断水で仮設ト イレを使用す る人口の割合	断水による 仮設トイレ 使用人口※ (人)
		合計	うち、避難者数			
Case 1	当 日	14,106	14,106	90%	50%	0
	1週間後		14,106	15%		0
Case 2	当 日		1,410	90%		5,933
	1週間後		1,410	15%		989
Case 3	当 日		141	90%		6,306
	1週間後		141	15%		1,051

※断水による仮設トイレ使用人口とは、避難所に避難していないが、断水により家屋等の水洗トイレが使用できなかった人口

④ 仮設トイレ使用人口

想定被害ケースごとの仮設トイレ使用人口は表 7-13 に示すとおりです。

表 7-13 仮設トイレ使用人口

Case		避難者数	断水による仮設トイレ 使用人口 (人)	仮設トイレ 使用人口 (人)
Case 1	当 日	21,574	0	21,574
	1週間後	21,574	0	21,574
Case 2	当 日	2,157	5,933	8,090
	1週間後	2,157	989	3,146
Case 3	当 日	216	6,306	6,522
	1週間後	216	1,051	1,267

(3) 仮設トイレの必要基数とし尿要処理量

1) 仮設トイレの必要基数

内閣府が平成 28 年 4 月に定めた「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」で、仮設トイレの必要基数を 50 人に 1 基としています。

市町村は、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、

☆災害発生当初は、避難者約 50 人当たり 1 基

☆その後、避難が長期化する場合には、約 20 人当たり 1 基

☆トイレの平均的な使用回数は、1 日 5 回

を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

資料：内閣府（防災担当）

これをもとに計算すると仮設トイレの必要基数は表 7-14のとおりとなります。

$$\text{仮設トイレ必要設置基数} = \text{仮設トイレ使用人口} \div \text{1基あたりの人数 (人)}$$

表 7-14 仮設トイレ必要基数

Case		仮設トイレ使用人数 (人)	1基あたりの人数 (人)	仮設トイレ 必要基数 (基)
Case 1	当 日	21,574	50	431
	1週間後	21,574		431
Case 2	当 日	8,090		162
	1週間後	3,146		63
Case 3	当 日	6,522		130
	1週間後	1,267		25

2) し尿要収集量

仮設トイレからのし尿要収集量は下記の計算式により算出すると表 7-15のとおりとなります。

し尿収集必要量 (KL/日)

$$= \text{仮設トイレ使用人口 (人)} \times \text{仮設トイレのし尿 1人 1日平均排出量 (L/人・日)}$$

仮設トイレのし尿 1人 1日平均排出量 (L/人・日) は平成 30 年度から令和 4 年度のし尿の 1人 1日平均排出量から 3.94L/人・日とします。

表 7-15 仮設トイレからのし尿要処理量

Case		仮設トイレ使用 人数 (人)	し尿 1人 1日平均 排出量 (L/人・日)	し尿収集必要量 (k L/日)	
				1日量	3日量
Case 1	当 日	21,574	3.94	85.0	255.0
	1週間後	21,574		85.0	255.0
Case 2	当 日	8,090		31.9	95.6
	1週間後	3,146		12.4	37.2
Case 3	当 日	6,522		25.7	77.1
	1週間後	1,267		5.0	15.0

第4節 その他の計画

1. 住民に対する広報・啓発活動

住民に対して、公共用水域の汚濁防止等の観点から生活雑排水対策の必要性、合併処理浄化槽設置の必要性などについて周知を図るため、広報・啓発活動を実施します。

白石町汚水処理整備構想に基づき整備される集合処理施設の整備区域では未接続世帯に対する普及啓発を行っていくものとします。

また、集合処理施設の整備区域外においては、補助事業による浄化槽設置整備事業を行っており、この制度の普及啓発を一層推進し、浄化槽の設置を推進していくものとします。

2. 地域に関する諸計画との関係

本計画をもとにため池やクリーク、河川等の水質保全・整備に努め、国や県と連携した有明海再生活動を推進するものとします。

また、今後、下水道計画等の見直しや地域の開発計画等が生じた場合は本計画の見直しを行っていくものとします。

第8章 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、取り組みの実施状況や成果を点検・評価し、その結果を次の取り組みへとつなげることが必要です。

本計画を円滑・着実に推進し、また、より高次の取り組みの展開を目指すため、点検・評価、計画見直し、計画実行のPDCAサイクル（Plan（計画）－Do（実施）－Check（点検・評価）－Action（見直し））に基づく進行管理を行っていきます。

PDCAサイクルのイメージを図8-1に示します。

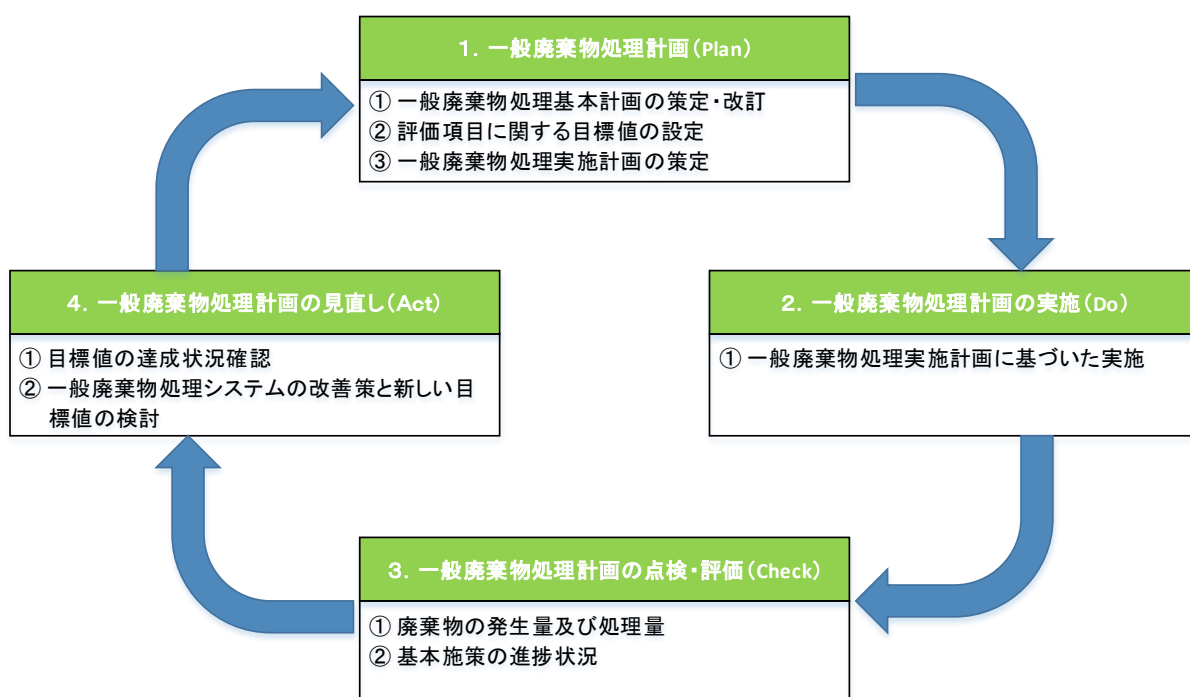


図 8-1 PDCAサイクルのイメージ